

## 令和4年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月9日(水)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○行政報告	9
○臨時議長の紹介	10
○日程の追加	10
○議長の辞職	10
○議長退任の挨拶	11
○日程の追加	11
○議長の選挙	12
○議長就任の挨拶	12
○日程の追加	13
○副議長の辞職	13
○副議長退任の挨拶	13
○日程の追加	14
○副議長の選挙	14
○副議長就任の挨拶	15
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任	15
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選	16
○広報常任委員会委員の指名	17
○広報常任委員会正副委員長の互選	18
○議会運営委員会委員の選任	18
○議会運営委員会正副委員長の互選	18
○日程の追加	19
○皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙	19
○町政に対する一般質問	20
5番 常山知子 議員	20
12番 内海勝男 議員	27

2番 林 太 平 議員 .....	3 4
○日程の追加 .....	3 7
○議員の辞職 .....	3 7
○日程の追加 .....	3 8
○町長提出議案の報告及び一括上程 .....	3 8
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決 .....	3 8
・議案第1号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決 .....	3 9
・議案第2号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に対する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決 .....	4 0
・議案第3号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決 .....	4 2
・議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決 .....	4 3
・議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決 .....	4 4
・議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決 .....	4 7
・議案第7号 第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部変更について	
○議案第8号の説明 .....	5 1
・議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算	
○議案第9号の説明 .....	5 5
・議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第10号の説明 .....	5 7
・議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第11号の説明 .....	6 0
・議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について .....	6 1
○次会日程の報告 .....	6 2
○延 会 .....	6 2



3月10日(木)

○開 議 .....	6 5
------------	-----

○議事日程の報告 .....	6 5
○議案第 8 号の質疑、討論、採決 .....	6 5
・議案第 8 号 令和 4 年度皆野町一般会計予算	
○会議時間の延長 .....	9 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決 .....	9 9
・議案第 9 号 令和 4 年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第 10 号の質疑、討論、採決 .....	1 0 0
・議案第 10 号 令和 4 年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第 11 号の質疑、討論、採決 .....	1 0 0
・議案第 11 号 令和 4 年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○次会日程の報告 .....	1 0 1
○散 会 .....	1 0 1



3月11日（金）

○開 議 .....	1 0 6
○議事日程の報告 .....	1 0 6
○議案第 12 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 6
・議案第 12 号 令和 3 年度皆野町一般会計補正予算（第 8 号）	
○議案第 13 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 3
・議案第 13 号 令和 3 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 14 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 4
・議案第 14 号 令和 3 年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 15 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 6
・議案第 15 号 令和 3 年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	
○日程の追加 .....	1 1 7
○議案第 16 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 7
・議案第 16 号 皆野・長瀬下水道組合規約の変更について	
○承認第 1 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 8
・承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度皆野町一般会計補正予算（第 6 号））	
○承認第 2 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 0
・承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度皆野町一般会計補正予算（第 7 号））	
○同意第 1 号の説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 1
・同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件	
○同意第 2 号から同意第 15 号の説明、同意第 2 号の質疑、討論、採決 .....	1 2 2

・同意第2号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第3号の質疑、討論、採決	1 2 3
・同意第3号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第4号の質疑、討論、採決	1 2 3
・同意第4号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第5号の質疑、討論、採決	1 2 4
・同意第5号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第6号の質疑、討論、採決	1 2 4
・同意第6号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第7号の質疑、討論、採決	1 2 5
・同意第7号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第8号の質疑、討論、採決	1 2 5
・同意第8号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第9号の質疑、討論、採決	1 2 6
・同意第9号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第10号の質疑、討論、採決	1 2 6
・同意第10号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第11号の質疑、討論、採決	1 2 6
・同意第11号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第12号の質疑、討論、採決	1 2 7
・同意第12号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第13号の質疑、討論、採決	1 2 7
・同意第13号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第14号の質疑、討論、採決	1 2 8
・同意第14号 農業委員会の委員の任命について	
○同意第15号の質疑、討論、採決	1 2 8
・同意第15号 農業委員会の委員の任命について	
○議員提出議案の報告及び上程	1 2 9
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	1 2 9
・発議第1号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書の提出について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 3 0
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 3 0
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 3 0
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 3 1
○日程の追加	1 3 1
○議員の辞職	1 3 2
○議決事件の字句及び数字等の整理	1 3 2
○閉会について	1 3 3

○閉 会 ..... 1 3 3

○ 招 集 告 示

皆野町告示第10号

令和4年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月2日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和4年3月9日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	
9番	林	豊	10番	大澤径子	議員	
11番	四方田	実	12番	内海勝男	議員	

不応招議員（なし）

# 令和4年第1回皆野町議会定例会 第1日

令和4年3月9日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、臨時議長の紹介

1、議長の辞職

1、議長退任の挨拶

1、議長の選挙

1、議長就任の挨拶

1、副議長の辞職

1、副議長退任の挨拶

1、副議長の選挙

1、副議長就任の挨拶

1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任

1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選

1、広報常任委員会委員の指名

1、広報常任委員会正副委員長の互選

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙

1、町政に対する一般質問

5番 常 山 知 子 議員

12番 内 海 勝 男 議員

2番 林 太 平 議員

1、議員の辞職

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第 2号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に対する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 7号 第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部変更についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 8号 令和4年度皆野町一般会計予算の説明
- 1、議案第 9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明
- 1、議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算の説明
- 1、議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明
- 1、散会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	林	豊	10番	大澤	径	議員
11番	四方田	実	12番	内海	勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	白石純一	教育長	新井孝彦
総務課長	長島弘	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	若林直樹	福祉課長	橋本賢伸
健康 課長	梅津順子	税務課長	太幡和也
参事兼 産業観光 課長	新井敏文	参事兼 建設課長	宮原宏一
教育次長	三橋博臣		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時02分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。  
これより令和4年第1回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。  
また、遅刻の届出が林豊議員から来ております。ご報告いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（若林光雄議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（若林光雄議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年皆野町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この冬は、例年になく寒さの厳しい日が続きましたが、三寒四温の時期になり、大変春めいてまいりました。今月11日は、東日本大震災から11年を迎えます。改めて、多くの犠牲の御霊に対し、心から安寧をお祈りいたします。

最近のニュースは、ロシアのウクライナへの武力侵攻と新型コロナウイルスの感染であります。ウクライナの国家転覆を謀るロシア、プーチン大統領の核を脅しに使うウクライナへの侵攻という戦争で、多くの民間人が犠牲となり、150万人を大きく超える今世紀最大の難民危機に世界から激しい非難が沸騰しています。戦争に大義はありません。即時撤退すべきです。

新型コロナウイルスの感染拡大が収まりません。当町の感染者数は一時期30人に止まっていたましたが、ここに来て100人を超える状態となりました。3回目のワクチン接種とマスク着用、手洗い、3密回避など、感染対策の励行が引き続き求められています。コロナ禍に対する生活支援や産業支援については、政府、地方自治体において、各種多様な形で支援をしているところです。一刻も早い新型コロナウイルス感染症が収束することを願うばかりです。

ここで、令和4年度皆野町一般会計予算について申し上げます。まちの将来像である「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」を目指したものです。1つとして、楽しく子育て・元気で長生き対策の新たな手法として子供が欲しくなる取組を、2つ目、教育・文化の向上の一つとして給食センター建設の推進を、3つ目、豊かな自然と産業が息づくまちづくりの一つとしてサテライトオフィス事業の推進を、4つ目、安全で快適な生活が実感できるまちづくりの一つとして通学路の安全対策を、5つ目、

笑顔が行き交う共助と自立のまちとして、幸せときめき予算ゼロ事業の推進と健全財政の確立のため町税と町営住宅使用料の滞納徴収の強化を、行政事業の事務のデジタル化などをより重点的に取り組む予算といたしました。当然のことですが、4月23日からの予算執行は新町長の下で行われます。

ここで、改めて申し上げます。私の町長職の任期満了は、来る4月22日であります。今議会定例会は、最後の定例会となります。この16年間、議員の皆様をはじめ多くの方々にご支援、ご指導をいただき任期満了が迎えられることに心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

顧みますと、平成18年4月23日就任し、早々に他市町村に先駆けてこども医療費の無料化を、就学前までを小学校6年生までに拡大しました。平成19年には、57行政区を27区に再編し、区の名称も長年なれ親しんでいる地域名にしました。町営バスを長生荘経由とし、浦山地区までを延伸しました。20年には、紙おむつ、粉ミルクを現物無料支給を始めました。今でも大変喜ばれています。また、皆野中学校新校舎が全て完成しました。21年には、金崎ヘリポートが秩父4町で初めて開設し、急病、重症患者の救命率が大きく向上しました。また、皆中武道館が完成しました。22年には、国神学童保育所を新設しました。23年には、み～なが誕生し、みんなから愛されています。24年には、多くの子供たちやお母さん、おばあちゃん、おじいちゃんに人気のみ～な子ども公園が完成しました。特に展望とスリルが楽しめるみ～なジャンボ滑り台は特殊です。国交省の認可を受け、道の駅みなのがオープンしました。道の駅開設後から、農産物直売所の売上は秩父地域直売所でトップを続けています。25年には、金沢小学校を国神小学校に統合し、本来の小学校教育のあるべき姿に近づけました。全町に防災行政無線が完成し、安心安全の向上につながりました。一流の文化芸術を体験できる文化芸術体験事業を開始しました。26年には、1メートルもの大雪で孤立した集落に、自衛隊災害派遣で対応しました。消防団再編、強化を開始し、分団組織を集約し、新詰所の建設と消防新車両の配置を図り、消防力の強化と団員の士気高揚を図りました。27年には、お出かけタクシーを全町に拡大し、免許を持たない高齢者の足の利便向上を図りました。懸案の下田野橋を架設し、旧下田野橋を歩道として活用しました。28年には、水道事業の統合、広域化が実現しました。29年には、浅草との交流として隅田川水面の祭典に参加しました。30年には、観光大使に漫画家シタラマサコさんを委嘱しました。令和元年には、全国学力・学習調査で皆野小中学校が埼玉県下1位となりました。令和2年には、「よってんべえみなのんち」が完成しました。そして、今年度はマレットゴルフ場と日野沢ふれあい広場、そしてサテライトオフィスがオープンしました。また、初のみなのフォトフィールドディングでは、町内外の多くの方がスポーツと皆野の自然と歴史を楽しみました。16年前から今に至る、記憶に残る主な事業を挙げてみましたが、十数年前の全ての事業が、今の社会に整合している取組であったと思います。

このような多様な事業を執行してきましたが、町の財政事情は極めて健全性が高い状況を維持しています。この16年間の行政運営については、主に事業等について申し上げましたが、自賛しているようなところもありますが、その評価については、町民の皆様にご委ねるところであります。長々と思い出を込めて申し上げましたが、この4期16年の行政運営について申し上げましたが、重ねて皆様にご心から深く感謝を申し上げます。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり33議案であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

11番 四方田 実 議員

12番 内海 勝 男 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若林光雄議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの7日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの7日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月23日、秩父地域地場産業振興センターで開催の一般財団法人秩父地域地場産業振興センター評議員会に、27日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会令和3年度第3回定例会に副議長とともに出席いたしました。

月が替わりまして、1月7日、埼玉県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に出席し、役員会終了後に知事公館で開催の県と町村議会議長会との新年賀詞交歓会に、20日、秩父市役所歴史文化伝承館で開催の一般財団法人秩父地域地場産業振興センター評議員会に出席しました。

月が替わりまして、2月14日、秩父地方庁舎で開催の秩父地域3議員連盟令和3年度第3回役員会に副議長と出席いたしました。

22日、埼玉県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田実です。今回は、林豊議員がやる予定でしたのですけれども、急遽遅刻ということで、報告をさせていただきます。

令和4年2月9日、全員協議会が開催され、林豊議員とともに出席をしておりました。議事内容ですが、報告として秩父地域し尿処理広域化事業の概要。2、令和4年第1回定例会管理者提出議案の概要。3、令和3年火災・救急・救助統計について説明がありました。また4、水道事業に係る埼玉県への概要についての説明がありました。

1つ目の秩父地域し尿処理広域化事業なのですが、これについては先般、各1市4町の管理者の方に広域化についての統合の覚書というようなものが書かれましたが、これまでの経緯としては、令和3年度に秩父地域し尿処理事業広域化基本計画というものが作成されていまして、覚書がされました。そして今後の予定は、1市4町の6月議会に、秩父広域市町村圏組合の規約変更の議案として、各1市4町に提案されるということになっております。その後、皆野・長瀬下水道組合の規約変更、関係市町等の条例改正を予定しているということでありました。

それから、令和4年2月16日に、秩父広域市町村圏組合議会第1回定例会が開催されまして、林豊議員とともに出席をしておりました。管理者提出議案として4議案、令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算、それから令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）、それから3号議案として令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、議案4号議案として令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算が審議されました。5号としては、「埼玉県都市競艇組合」の規約について、これについては「埼玉県都市ボートレース企業団」という名称が変更ということだけでありました。

以上、広域市町村圏組合議会からの報告とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） 特にありません。

○議長（若林光雄議員） 監査委員から例月出納検査等の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○議長（若林光雄議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） ございません。

○議長（若林光雄議員） 執行部からの報告は終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。



### ◎臨時議長の紹介

○議長（若林光雄議員） 議長の辞職に伴い、本来では副議長が議長の職務を行いますが、宮前副議長ご本人から事前に、議事進行は難しいとの申出がございました。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、年長の林太平議員が臨時に議長の職務を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

〔議長、臨時議長と交代〕

○臨時議長（林 太平議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎日程の追加

○臨時議長（林 太平議員） ただいま若林光雄議長から臨時議長の手元に議長の辞職願が提出されました。

しばらくの間、地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

議長の辞職については、会議規則第97条第2項の規定により、議会の許可を要します。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



### ◎議長の辞職

○臨時議長（林 太平議員） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって若林光雄議員の退場を求めます。

〔6番 若林光雄議員退場〕

○臨時議長（林 太平議員） 辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○臨時議長（林 太平議員） お諮りします。

若林光雄議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、若林光雄議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

若林光雄議員の復席を求めます。

〔6番 若林光雄議員入場〕

○臨時議長（林 太平議員） 若林光雄議員に申し上げます。

ただいま議長辞職の件は願いのとおり許可することに決定しましたので、本席からお知らせいたします。



### ◎議長退任の挨拶

○臨時議長（林 太平議員） 若林光雄議員に退任の挨拶をお願いいたします。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） ただいま議長辞職の許可をいただきまして、大変ありがとうございました。

2年間議長として務めてまいりましたが、この間、新型コロナウイルス感染者の増加する中で、秩父音頭まつりをはじめとする町内外のいろいろな事業が中止となるなど、何か寂しい、また大変残念な状況が続きました。議会といたしましては、議員皆様はもちろん、町長をはじめとする参与席皆様のご協力をいただく中で、無事務めることができましたこと、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

結びに、今最大の関心事でありますロシアによるウクライナの軍事侵攻の早期の終息を願うとともに、新型コロナオミクロン株の感染の早い収束の中で、いつもどおりの生活ができますことを願うとともに、これからも皆野町議会議員の一員として、町民の安全安心な暮らしを守り、そして町発展のために尽力してまいりたいと思います。本当に2年間ご協力いただきましたこと、重ねて厚く御礼申し上げて挨拶いたします。ありがとうございました。



### ◎日程の追加

○臨時議長（林 太平議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。



### ◎議長の選挙

○臨時議長（林 太平議員） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りいたします。指名方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、大澤金作議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名した大澤金作議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林 太平議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大澤金作議員が議長に当選されました。

議長に当選されました大澤金作議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。



### ◎議長就任の挨拶

○臨時議長（林 太平議員） ここで、新議長からご挨拶をお願いいたします。

〔議長 大澤金作議員登壇〕

○議長（大澤金作議員） ただいま新議長ということでご指名をいただきました大澤金作でございます。議員の皆様方、全員の方にご推薦をいただき、このような議長になれたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、本当に私若輩者でございます。まだまだ議長としての役割を全部果たせるかどうかと、心の中では心配もあります。一生懸命議長の役を尽くしていきたいと、心から思っているところでございます。

議員の皆様方、また執行側の皆様方にいろいろとご指導いただきながら、議長の職というものを務めさせていただきます。一生懸命やる覚悟でございますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（林 太平議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時37分

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） ただいま宮前司副議長から議長の手元に副議長の辞職願が提出されました。  
副議長の辞職については、会議規則第97条第2項の規定により、議会の許可を要します。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。



◎副議長の辞職

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって宮前司議員の退場を求めます。

〔4番 宮前 司議員退場〕

○議長（大澤金作議員） 辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） お諮りします。

宮前司議員の副議長の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、宮前司議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

宮前司議員の復席を求めます。

〔4番 宮前 司議員入場〕

○議長（大澤金作議員） 宮前司議員に申し上げます。

ただいま副議長辞職の件は願いのとおり許可することに決定しましたので、本席からお知らせいたします。



◎副議長退任の挨拶

○議長（大澤金作議員） 宮前司議員に挨拶をお願いいたします。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

- 4番（宮前 司議員） 宮前司です。副議長を2年間務めましたけれども、大変ありがとうございました。  
昨年自分が脳梗塞になって、ちょっとしゃべることがうまくできなくて、皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。これからもよろしく願いいたします。ありがとうございました。



◎日程の追加

- 議長（大澤金作議員） ただいま副議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕という人あり〕
- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。



◎副議長の選挙

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕という人あり〕
- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。  
お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕という人あり〕
- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定しました。  
副議長に大塚鉄也議員を指名いたします。  
お諮りいたします。ただいま議長が指名しました大塚鉄也議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕という人あり〕
- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました大塚鉄也議員が副議長に当選されました。  
副議長に当選されました大塚鉄也議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

◇

◎副議長就任の挨拶

○議長（大澤金作議員）　ここで新副議長からご挨拶をお願いいたします。

〔副議長　大塚鉄也議員登壇〕

○副議長（大塚鉄也議員）　先ほど議長から指名推選をいただきました大塚鉄也でございます。議長とともに皆野町の発展のため、精いっぱいやらさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午前　9時45分

再開　午前　9時45分

○議長（大澤金作議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任

○議長（大澤金作議員）　日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の定数は、皆野町議会委員会条例第2条により、総務教育厚生常任委員会6人、産業建設常任委員会6人、広報常任委員会6人と定められております。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することに定められております。

お諮りいたします。この件につきましては、最初に総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の2委員会について所属委員会の希望をお聞きし慎重に選考し、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員）　異議なしと認めます。

それでは、用紙を配付いたします。

配付されました用紙に、所属を希望する委員会の番号に丸をつけて議員氏名を記入願います。

〔用紙配付〕

○議長（大澤金作議員）　用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員）　配付漏れなしと認めます。

用紙を取りまとめます。

1番議員より順次提出を願います。

〔用紙提出〕

○議長（大澤金作議員）　提出漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 全員提出と認めます。

選考のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時52分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員の指名をいたします。

努めて希望に沿うように選考いたしました。が、全て希望どおりにはまいりませんので、その点ご了承願います。

それでは、総務教育厚生常任委員会の委員から指名いたします。

1番 大塚 鉄也 議員      5番 常山 知子 議員      8番 新井 達男 議員  
9番 林 豊 議員      10番 大澤 径子 議員      11番 四方田 実 議員

以上、6人を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会に

2番 林 太平 議員      3番 小杉 修一 議員      4番 宮前 司 議員  
6番 若林 光雄 議員      7番 大澤 金作 議員      12番 内海 勝男 議員

以上、6人を指名いたします。

総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次の広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名することに決定いたしました。



### ◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤金作議員） 日程第6、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の諸君は、委員会条例第9条第1項並びに第2項の規定に基づ

き、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。  
正副委員長互選のため、暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時15分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が報告されました。その結果を報告いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長 常山知子 議員

総務教育厚生常任委員会副委員長 新井達男 議員

産業建設常任委員会委員長 林 太平 議員

産業建設常任委員会副委員長 宮前 司 議員

以上の方々が委員長、副委員長に互選されましたので、ご報告申し上げます。



#### ◎広報常任委員会委員の指名

○議長（大澤金作議員） 総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長が決定しましたので、  
広報常任委員会委員の指名をいたします。

大塚鉄也 議員 林 太平 議員 宮前 司 議員

常山知子 議員 新井達男 議員 四方田 実 議員

以上6人を指名いたします。

広報常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ広報常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎広報常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤金作議員） 広報常任委員会委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

広報常任委員会委員長に新井達男議員、広報常任委員会副委員長に常山知子議員が互選されましたので、ご報告いたします。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

大塚鉄也議員、林太平議員、若林光雄議員、四方田実議員、常山知子議員、新井達男議員、以上6人の方を委員会条例第5条の規定により、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会の諸君は、委員会条例第9条第1項並びに第2項の規定に基づき、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。委員長に若林光雄議員、副委員長に四方田実議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

---

◇

◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） ただいま皆野・長瀬下水道組合管理者、大澤タキ江氏より、皆野町選出、大塚鉄也議員、小杉修一議員の辞職願が受理されましたことに伴い、組合同規約第7条の規定により、定数に欠員が生じた旨の通知が議長の手元に提出されました。

お諮りいたします。この際、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題といたします。

---

◇

◎皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆野・長瀬下水道組合議会議員に宮前司議員、若林光雄議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました宮前司議員、若林光雄議員を皆野・長瀬下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました宮前司議員、若林光雄議員が皆野・長瀬下水道組合議会議員に  
当選されました。

ただいま皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会  
議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第9、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、私はロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議します。武力行使の禁止などを義務づけた国  
連憲章からも違反しています。ロシアは、ウクライナのヨーロッパ最大規模の原子力発電所を攻撃し、制  
圧しました。もうすぐ11年目の3.11を迎えます。放射能汚染により、福島の人々はふるさとを奪われ、い  
まだに帰れないところもあります。原発の爆発で、世界中が放射能汚染にさらされることは、絶対にあつ  
てはなりません。福島原発の二の舞をさせてはなりません。今やるべきことは、国連を中心に早期に話し  
合いの場をつくり、解決への道を進めることではないでしょうか。

さて、国内では新型コロナウイルスのオミクロン株の感染急拡大がなかなか収束せず、3月6日までの  
まん延防止等重点措置が、埼玉など18都道府県については21日まで延長されました。こうした下で、ワク  
チンの3回目接種の遅れと、検査や医療の逼迫が深刻となっています。これは、政府の対応に重大な責任  
があると言わざるを得ません。町でも、3回目のワクチン接種の予約、そして集団接種が始まりました。  
今回のワクチン接種の予約については、「おまかせ予約」という扱いがあり、町の人からは、すぐに連絡  
が来た、今回は苦労しないで予約ができた喜びの声が聞かれます。本来の業務に加えワクチン接種対応  
など、職員の皆さんは本当に大変でしょうが、町民の安心安全のために、これからもよろしく願いま  
す。それでは、質問に入ります。

第1点目は、山林の整備についてです。地球温暖化による異常気象が続く中で、災害から地域を守る上  
で欠かせないのが山林の整備です。また、道路脇の樹木は、台風や大雪のときに停電や道路を塞ぎ、住民  
生活に大きな被害を及ぼしています。一刻も早い対策が必要です。国からの森林環境譲与税は、町の歳入  
として2019年、令和元年から始まり、令和4年度の今度の予算案には834万8,000円の予算額が計上されて  
います。この4年間で2,419万4,000円の合計金額となっています。主な使い道は、森林環境整備基金積立  
てです。私は、基金積立ではなく、この税金を使って早急に山林整備を行っていただきたいという立場  
から質問します。

1つは、この森林環境譲与税の使い道についてです。一つ、近隣自治体と協議、検討しているという答  
弁をいただいているのですが、どのような協議、検討がされていますか。

口として、森林環境譲与税を使った町の独自の取組は具体的に考えていますか。

2番目として、町の山林整備を進めていくためにも、林業担当者を雇用し、担当者を育成する考えはありませんか。

大きな2番として、誰でも気軽に利用できるマレットゴルフ場にするためにという質問をします。日野沢にマレットゴルフ場がオープンして約1年になります。誰でも気軽に利用できるゴルフ場にと考え、以下の質問をします。

1つは、昨年4月から12月まで、何人ぐらいの人が利用されていたでしょうか。

2番目は、トイレの改善です。現在の仮設トイレ周囲に、トイレ隠し塀を早急に設置していただきたい、その考えをお聞きます。そして、将来的には通常のトイレを造る考えはありますか。

3つ目として、利用料金の町民1人300円は高いと考えます。無料にする考えをお聞きます。

4番目として、利用申込み方法の改善についてです。現在の利用申込み方法では、マレット協会に入っていない一般の人が、思い立ったときにすぐに利用できない状況です。気軽に利用できるよう改善をしていただきたい。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 5番、常山議員さんから通告がありました質問事項1、山林の整備についてお答えいたします。

1点目の森林環境譲与税の使い道のうち、近隣自治体との協議、検討状況についてですが、森林環境譲与税の使い道につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、及びその促進に関する費用に充てることとされております。今年度、秩父地域森林林業活性化協議会の会議等において、担当者による検討、情報交換等を進めてまいりました。その中で共通して検討している内容が、防災、減災を目的とした森林整備やインフラ施設周辺の支障木を撤去するという事業でした。1市4町の森林環境譲与税の譲与額が異なることから、その使い道については、市、町の状況に応じて判断することとしております。

こうした検討結果を踏まえ、皆野町といたしましては森林環境譲与税の使い道の基本的な考え方として、町道などのインフラ施設周辺の森林について、倒木等による施設への影響が懸念される箇所の森林整備を実施することにより、適切な森林管理の推進と、防災体制の向上を図る事業を中心に取り組むことといたしました。

次に、森林環境譲与税を使った町独自の取組についてですが、令和4年度一般会計当初予算には、4つの事業を計上しております。1つ目の事業は、インフラ施設森林整備事業で、町道等のインフラ施設周辺の森林整備を実施することにより、台風や大雪の際に倒木によるインフラ施設への被害を防止することを目的としております。

2つ目の事業は、皆野の森林整備事業補助制度で、造林補助事業等の対象にならない小規模な森林や、町民の日常生活に密接な関わりがある里山など、所有者による持続的な整備が困難な森林等について、森林所有者からの依頼により森林整備を実施した林業経営体等に対して、町が補助金を交付するものです。

3つ目の事業は、間伐材を利用して職員用の名札を作成し、木材利用の促進をPRするものです。

4つ目は、建設課の事業になりますが、小河川倒木除去事業で、沢沿いの倒木を撤去することにより二

次災害を防止するものです。なお、令和4年度森林環境譲与税は、834万8,000円を見込んでおります。

2点目の、町の山林整備を進めていくためにも林業担当者を雇用し、担当者を育成する考えはありますかとのご質問ですが、町といたしましても、山林整備の重要性は十分認識をしておりますが、山林整備を専門とする町職員の採用につきましては、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山議員から通告のありました質問事項2、誰にでも気軽に利用できるマレットゴルフ場にするためにについてお答え申し上げます。

ご質問のマレットゴルフ場は、昨年4月に供用開始してから、まだ1年足らずの新しい施設でございます。この約1年、実際に使用していく中で、当初想定していなかった使い勝手の悪い点、また手を入れるべき点、こういったものが見えてまいりました。これらの改善のため、後ほどご審議いただく令和4年度一般会計予算において、所要の予算を計上しているところでもございます。

それでは、ご質問の細部について、順次お答え申し上げます。まず、利用人数でございますが、令和3年4月から12月まで、町内の方が1,595人、町外の方が50人、計1,645人となっております。

次に、トイレの改善ですが、まずトイレの向きを変える予定でございます。その上で、どのような目隠しがどんな方向に必要か、そういったものを検討してまいりたいと考えております。あわせて、常設トイレの設置につきましては、以前から利用状況によってというふうに申し上げているところでございます。いましばらく利用状況を見て、必要ということになれば検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料でございます。現行の使用料は、県内外の施設を参考にするとともに、他の町営体育施設との権衡を考慮して設定したもので、適正なものと考えております。

また、マレットゴルフ場に限りず町の施設の使用料は、使用の対価として受益者に負担をお願いしているところでもございます。こうしたことから、マレットゴルフ場の使用料を無料にするという考えは、現在のところございません。

最後に、申込み方法の改善についてでございます。利用の申込みを教育委員会事務局で行っていただく必要がある現行の方式は、ご指摘の思い立ったときの利用には不便な面もあると承知をしております。冒頭にも申し上げましたが、本町のマレットゴルフ場はまだまだ新しく、発展途上にある施設と考えております。マレットゴルフ協会をはじめとする利用者、また議員の皆様からもご意見やお知恵をいただきながら、よりよい施設へと育てていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） いろいろと答弁をいただきましたので、順番に再質問をさせていただきます。

まず、1番の山林の整備についてですが、林業は私が言うのもなんですが、御存じのとおり1年、2年のスパンではありません。苗木を植えて何十年とたち伐採して、その後また植林をし木を育てる。その間に、枝打ちや下草の処理など大変な作業があり、山を守っていくことができます。しかし、現在多くの山の木が伐採する年数が来ていると聞いていますが、伐採しても安い値段にしかありません。その後の植林へと続きません。次の苗木を買うと赤字になってしまうからです。ますます山は荒れていき、大きな災害へとつながってしまうと思います。特に緊急の課題である温暖化への対策を図る上で、森林は炭素の吸収

源として欠かせない資源です。そうした状況の中で、森林環境譲与税が各自治体に配分され、活用が促されているものと私は理解をしています。

それで、まず1番目の近隣自治体との協議の検討については、いろいろとされているということが理解できましたので、それは了解しました。

そして、2番目の町独自の取組についての答弁ありましたけれども、この税を活用して、再質問をしたのですが、1つは昨年3月議会で、新しい台風、風台風に備えるためにという質問を行いました。この中で秩父市の例などもお示しして、この税を使って道路脇の電線にかかる樹木の伐採を行って被害を未然に防ぐ、最小限に防ぐ対策を取っていただきたいという質問を行いました。そのときの答弁では、東京電力と関係機関と連携し、樹木倒木の予防伐採など森林整備に取り組んでいく。町長からも、所有者のあることで難しい面もあるが、担当者と十分検討していくという前向きな答弁をいただいたところです。そして今回、今の課長の答弁で、今回配付された令和4年度一般会計予算にも、インフラ施設周辺の樹木等の伐採事業396万円の予算が計上されております。早速町独自の取組として取り入れていただいて、本当によかったと思います。樹木の所有者との交渉、理解をしていただくとか、本当に大変だと思いますが、しっかりとこの予算が成立した後、執行していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点の質問なのですけれども、現在秩父地域の森林活性化協議会で、町の森林所有者の意向調査を行っているという報告が以前ありました。当町の森林所有者の意向状況というのは、どのようになっているか分かりますか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

これは、秩父地域の森林林業活性化協議会の中で、森林所有者に対して調査を行っているものでございます。皆野町におきましては、既に日野沢地内、それから国神地内の一部、それから金沢地内、ここにおいての意向調査を実施しております。この森林経営管理制度、先ほど議員さんおっしゃいましたように、なかなか森林整備が進んでいかないということから制度化されたものでございます。

皆野町につきましては、その意向調査を基に今年度、日野沢地区の小前地内の19林班という一団地がございますけれども、そこで森林管理経営制度に基づく施業をするということで進んでおります。これは、簡単に言いますと、一定のまとまりで森林を管理していくと、個人で管理がなかなかできないものですから、一つの団地として経営管理をしていくと。意向調査で、町にその管理を委託する意向がありますかということ聞いております。意向があるという方が多くあった団地につきましては、町が管理の委託を受けます。さらには、その管理の委託を町が林業事業体に再委託をいたします。再委託を受けた林業事業体、これは森林組合ですとか木材事業者になりますけれども、そこが一定期間管理を請け負っていくということになります。今回、日野沢地内で合意したのが15年間の事業を実施するというものでございまして、その間に2回間伐を実施していくという内容で進めております。間伐を実施して利益が出れば、それが所有者に配分をされるという制度でございまして、今後におきましてもそうした制度を活用いたしまして、町内の森林整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） いろいろと進んでいるということがよく分かるのですけれども、例えば個人で町に頼んだりして伐採をしたとします。そのときに、その後植林を考えているのかなというのがすごく疑問

なのです。植林というのは、やはり苗木を買わなくてはならないし、そういう面で、今度そういう植林を考えている所有者には、先ほどの森林の林業活性化協議会の中の調査では、まとまった地域を整備していくという話ですから町の事業としてもできると思うのですが、やはり個人で例えば伐採した後、次に苗木を植えたいと、そういうときには苗木の購入費、そういうのも補助を行ったらどうかと私は考えているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、今町のほうで進めているのが森林経営管理制度を中心に進めております。その中でも、まずは間伐がされていない森林が多いので、間伐を中心に施業していくという内容になっておりまして、間伐ですので、全部木を切って植林するという内容にはなっておりません。そういったことから、当面は間伐を進めていきまして、その後、森林をどうしていくかと第2段階の検討に入ってくるかと思しますので、今の段階では植林用の苗木の購入の補助ということは、議題には上がってございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 分かりました。まずは間伐、しっかりとやっていただきたいと思います。町の森林の80%が私有林、個人のものなのです。手つかずの山林が本当に多いと思います。この森林環境譲与税を使って、町がしっかりと援助していただきたいと思います。

次の2番の林業担当者を雇用し、担当者を育成する考えについてなのですが、私は毎年12月に、予算要望書を町長宛てに提出させていただいています。その中に、山林の手入れ、それから樹木の活用等を進める担当者を町で採用して取り組むよう要望しています。特に林業従事者は、専門知識だとか技術が必要だと思います。すぐに仕事にかかれるというわけではないと思うのですが、町が雇用して森林組合で研修を行ってもらおうとか、国がやっている緑の雇用という、そういう事業もあります。そういうものを利用して研修するなどして、林業事業に意欲を持って働いてもらう、そういう専門の職員が私はこの皆野町、もう面積の70%が森林です。そういう中では必要ではないかと思うのですが、どうでしょう。これは町長ですか、よろしくをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 議員がおっしゃっていることは、よく理解はできます。理解はできますけれども、この町で専門者を雇用してと、こういうところまでには考えが至っておりません。研究課題にしていきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当に町が雇用するということは大変なことだと思いますけれども、でもやっぱり働く人にとっては身分保障、生活保障にもなるのです。それにもつながると思うので、しっかりと働くにはそういうことが必要ではないかなと私は考えます。

それで、聞いたところによりますと、横瀬町では林業に携わる地域おこし協力隊をこれから毎年1名ずつ採用していく予定と聞いております。秩父市には、既に地域おこし協力隊で林業で力を発揮している人がいますけれども、当町ではどのように考えますか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、横瀬町では来年度、1名の地域おこし協力隊を採用する予定ということで聞いております。皆野町につきましては、令和4年度の採用予定はございません。ただ、横瀬町の状況を踏まえながら、その効果等も踏まえて、横瀬町からも情報をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（大澤金作議員） 常山知子議員に申し上げますが、この件について3回目なので……
- 5番（常山知子議員） はい、もう最後です。
- 議長（大澤金作議員） 常山知子議員。
- 5番（常山知子議員） 分かりました。そういうことが今年度は無理だということなのですが、ぜひこれから横瀬町の例などもよく見て、検討していただきたいと思います。

それから、森林環境譲与税は、御存じのように2024年度、2年先からは森林環境税として、個人住民税に1人当たり年間1,000円を上乗せして徴収し、譲与税の財源とすることが決まっています。国民の大事な税金です。しっかりと森林整備に活用されることが求められると思いますので、よろしくをお願いします。

では、次に行きます。次は、マレットゴルフ場について再質問をさせていただきます。まず、1番目の利用人数についてですが、町内の方が1,595名、マレット協会の方がほとんど多いのではないかと思うのですが、今はコロナ禍ということもあって、町外からの利用者というのは本当に少ないのですけれども、これからも多くの人に利用してもらいたいと思います。

それから、2番目のトイレの改善についてですが、仮設でトイレを、まず向きを変える。そうですね、あれだとプレーをしている人に丸見えです。おとといも、私マレットゴルフ場に行って、トイレがどうなっているのかなと、もう少しは変わっているのかな、隠し扉が作られているのかなという、そういう甘い気持ちで行ったのですが、何の変化もありませんでした。ぜひこれは、多くの人の要望でもあります。早急に対応していただきたいと思います。それから、将来的に通常のトイレの改善については、利用状況を見てということですが、利用者が多ければ利用状況もどんどん増えてくると思うのですが、たしか最初のマレットゴルフ場の予想図には、通常のトイレと、また洗面所が図面にあったと私は記憶しているのですが、いつの間にかそういうことが消えてしまって、仮設のトイレになってしまいました。私は、町外から多くの利用者と呼ぶためには、こうした設備をきちんと整備することが大切だと思いますが、ぜひ利用状況を見てというのではなくて、もう早い段階から検討していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

- 議長（大澤金作議員） 教育次長。
- 教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

さきの答弁で申し上げたとおり、利用者の状況を見てというふうに考えております。

以上です。

- 議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。
- 5番（常山知子議員） 分かりました。

次、3番目の利用料金300円を無料にする考えはないということで答弁をいただきましたけれども、私は今まで町民運動公園や学校の運動場など、町民が利用するときは無料で使えるようにすべきだと発言し、質問もしてきました。マレットゴルフやグラウンドゴルフなど、町民が外に出て体を動かす、地域の人たちみんなでスポーツを楽しむ、またプールで体を鍛える、それは健康づくりにつながり、医療費削減にも

つながると考えます。元気で長生きのまちを目指すためにも、本来なら全ての施設を町民は無料にしていたきたい。まず、これは通告にはないのですが、その考えはありますか。町長、どうですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 無料にする考えはしておりません。それぞれ健康づくりというようなことにつきましても、受益者分担をしていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） そういうことですね。マレットゴルフに戻るのですけれども、たかが1回300円と言いますが、夫婦でマレットゴルフに参加した場合、1回600円です。月5回やって3,000円、年間にしたら3万6,000円です。遊ぶのにそのぐらいお金かけろよと、そういう考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、マレットゴルフの楽しさを体験して、上手になりたいと熱心にゴルフをしている人たちがいます。でも、利用料金が高いのでという声を私聞いております。せっかく整備したマレットゴルフ場を大いに利用してもらいたいと思いませんか。利用料が高いから、利用料がかかるからと、プレーをちゅうちょするようなことがあっては、私はならないと思います。一步譲って、この300円の料金を引き下げるという考えもないのでしょうか。どうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在の利用料金は町内の他の運動施設との権衡も考慮して定めたものでございますので、現在のところ、マレットゴルフ場に関して引き下げるという考えは持ってございません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 分かりましたとは言えませんが、町内の運動施設の利用料金を見ますと、特に温水プールは、御存じのように町内の人一般は1回400円、年間利用券1万2,000円、何回使っても年間の利用券を使えば1万2,000円、半年間だと7,000円という割引があります。さらに70歳以上は、一般の半額の200円で利用できるのです。これ一步、二歩、三歩譲って、こうした年間利用券、半年利用券、また高齢者割引制度をこのマレットゴルフ料金に取り入れてみる考えはないですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） お答え申し上げます。

プールの制度、半年券、年間券というのは、マレットゴルフ場においても有効な取組ではあろうというふうな考えは持っております。ただ、いかんせん無人の施設でもございますので、有効期間の確認であるとか、そういったものの課題があることも事実でございます、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 前向きに検討していただいて、みんなが利用できるように、ぜひ考えてみてください。

次の4番目の利用方法の改善について、本当に担当の方も、どういう方法がよいのかいろいろと考えていただいているのですけれども、マレット協会の人たちが利用する場合は、ほぼ日程が決まっているので利用方法には問題はないということですが、マレット協会に入っていない一般の人、また町外から

来た人たちが思い立ったとき、ゴルフ場を見てやっていこうかというふうになったときに、また家族が遊びに来たとき、よしマレットゴルフに行ってみようではないかという話になったとき、なかなか手続があって大変だという声を聞いているのです。ぜひ気軽に利用できるように、またこれからも、ほかの自治体の方法なども研究していると思うのですが、あそこに自動販売機で利用券、利用料金を払うとか、そんなのも研究していただいて、みんながすぐに気軽に利用できるように、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

最後になるのですが、このマレットゴルフ場は、石木戸町長の熱い思いで造られたものです。多くの税金が使われています。町民の多くの人に利用してもらうこと、また町外からも多くの人が、今はコロナで駄目なのですが、町外からも多くの人がやってきて、ゴルフを楽しんでもらいたいと思います。そのためには、まだ開園して1年足らずですが、ゴルフ場の整備など、まだまだ改善することが多いと聞いています。それをマレット協会の人たち任せにするのではなく、町もしっかりと対応していただきたい。そのことを要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 内海ですが、先月24日、ロシア軍は隣国ウクライナの複数の軍事施設やインフラをミサイル攻撃し、その後ウクライナ国内への侵攻に及んでいます。また、核関連施設への攻撃など、緊迫した状況が今日でも続いており、国連機関によると、6日時点で400人を超える民間人の貴い命が犠牲となっています。理由はともかく、他国の主権を侵し、武力でもって攻撃する行為は、絶対許すことはできません。ロシアのウクライナへの攻撃、侵攻に強く抗議し、速やかな撤退と平和的解決を強く求めるものです。

また、国内においては、岸田首相の敵基地攻撃能力保有論に加え、ウクライナ情勢に便乗した自民党内での非核三原則の見直しや、米国が日本に配備する核兵器の共有論など、憲法や国是を蹂躪する発言にも、批判を強めたいと思います。武力や軍事力で平和は創れない、戦争によって犠牲になるのは、自他の兵士であり、国民であることは、今日までの歴史が明らかにしております。改めて、日本国民は戦争と武力の放棄、戦力を保持しない、交戦権は認めないとした憲法9条を名実ともに守り、守らせることを強く訴えたいと思います。

新型肺炎コロナウイルス、オミクロン株による第6波の感染状況も、収まりが見えておりません。感染症での死亡者は、連日200人前後であり、2月22日には322人と過去最多でありました。重症者数も1,400人前後で高止まりし、医療体制は逼迫の状況が続いております。岸田首相の、オミクロン株に対し医療体制の強化、ワクチン接種の推進、前倒し、経口薬の確保など、万全の対策が施されていない結果でもあろうかと思えます。大量のPCR検査やワクチン接種の普及、集中治療室の増床や拡大強化が常に求められているかと思えます。また、コロナ禍による休業や生活の保障が一体でなくてはならないと思えます。いずれにしましても、この間の新自由主義やアベノミクスなどによる貧困と格差の拡大に加え、コロナ禍や物価上昇によって、働く者や国民大衆の閉塞感や生活悪化は一段と強まっております。

明後日の3月11日は、あの未曾有の大震災であった東日本大震災、そして人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から、丸11年が経とうとしています。福島県から県外に避難している方は、今でも3万人を超えており、避難指示が解除となった自治体でも、帰還して暮らす住民は増えていないようです。その背景には、一般人の年間被曝量は1ミリシーベルト以下となっているにもかかわらず、福島県民の避難解除基準は、その20倍に当たる年間20ミリシーベルト以下と高いことから、若い世代はほとんど帰還できず、帰還者の中心は高齢者、このような実態にあるようです。南相馬市小高区から埼玉県に避難している横田さんという方は、ある機関誌でこのように訴えておりました。「平穏に暮らしていた家族、地域社会、豊かな恵みをくれた田畑、山や川、それら全てを駄目にして人々を追い出してしまったのは、一体誰なのかと東電に強く言いたい」このように訴えておりました。脱原発と、原発再稼働反対を言い続けなくてはならない、このようにも私も思っております。それでは、通告に基づき2項目について質問を行います。

1項目の公営水道の整備についてであります。秩父地域の公営水道が統合化され、2016年度、平成28年度から2025年度までの10年間の基本計画が示されております。その中の一つとして、橋立浄水場からの上水を大野原交差点、そして高篠地区を通り三沢地区への新三沢配水池ルートとの計画があります。この新三沢配水池の計画の背景には、三沢地区の公営水道未整備地区の解消に向け、橋立浄水場の水を三沢地区まで引き上げ、その先は自然流下による給水区域拡大の公営水道の整備にあります。この間、石木戸町長からも述べられておりますが、新三沢配水池建設は2023年、来年ですが、令和5年から2025年にかけて建設する計画になっております。この新三沢配水池建設に並行して、三沢地区の給水区域拡張の認可申請等、積極的に着手するよう今回も要望させていただきます。

また、今回は三沢地内にある三沢第8区共同水道組合の公営水道の整備について、絞って質問を行います。この共同水道組合は、地域の約二十数件で運営し、地区住民の生活に欠かせない上水道の給水の維持管理に努めています。また、この区域内には、町内でも有数の企業が事業を行っており、この企業の上水も賄っているようです。そして、通告しております2項目めとも関連しますが、この第8区共同水道組合の給水区域内に、地域おこし協力隊によるキャンプ場の整備計画が浮上し、上水道の確保も大きな課題となっているようです。この地域は、十数年前公営水道の給水認可区域になっており、また既存の公営水道施設でも給水可能な地域でもあります。高齢化、人口減少が続く中であっても、安全な水を安定供給し、持続可能な地域の維持・存続につながるためにも、この地域の水道公営化についてどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

2項目の地域おこし協力隊の活動と町の関わりについてであります。都市部から生活拠点を移し、地域との協力活動を通じ、その自治体への定住・定着を図る制度として地域おこし協力隊制度があります。皆野町には、移住支援担当として今年度2名の協力隊員が活動しているかと思っております。その移住担当協力隊員への委託事業というか、活動内容と町との関わりについて質問したいと思います。

町民にとって、皆野町地域おこし協力隊の事業は、町が行っている事業、このような認識があらうかと思っております。しかし、キャンプ場整備事業など隊員個人の事業として展開されており、地権者や周辺住民から不安の声も聞かれております。このキャンプ場整備事業の概略について、またこの事業が地権者や周辺住民の理解と協力の下、順調に推移し、町への定住・移住が促進され地域振興や活性化につながるよう、整備後の維持管理等も含め町としての関わりについて、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海勝男議員さんからのご質問の1、公営水道の整備についてお答えを申し上げます。

三沢地区の水道の公営化関連については、以前にも内海議員さんから議会において要請等をいただいております。今回は、給水区域内の三沢8区共同水道組合を公営化すべきとのことですが、この水道組合も含めて町内12地区の小規模水道組合については、町の小規模水道設置費補助金交付要綱において、ろ過砂、滅菌関係は全額補助、施設の整備修理は7割、砂洗い委託料は5割の補助をして小規模水道組合の維持管理の支援をしております。今回の三沢8区共同水道組合において、組合員の減少や高齢化により、町の助成制度でも維持管理ができないなど、組合員全員が広域水道へ加入したい希望があるなどの要望書が出された場合、広域市町村圏組合と協議する考えであります。

地域おこし協力隊との活動と町の関わりについては、産業観光課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 12番、内海議員さんから通告のありました質問事項2、地域おこし協力隊の活動と町の関わりについてお答えいたします。

1点目の町民にとって地域おこし協力隊の事業は、町が行っている事業という認識があるとのことですが、移住支援担当の地域おこし協力隊2名につきましては、業務委託契約に基づき皆野町への定住及び定着を促進する事業と、地域振興につながる自らの提案事業に取り組んでおります。隊員による提案事業につきましては、地域おこし協力隊としての活動期間終了後も引き続き継続していくことが皆野町への定住につながっていくと考え、町が実施する事業ではなく、地域おこし協力隊が実施する事業と位置づけております。

2点目のキャンプ場新設整備等に係る地権者や周辺住民との関係において、町としての関わりが事業の展開に大きく影響すると考えられるとのことですが、松藤隊員の提案事業は、皆野町にキャンプ場をつくるというもので、設置場所を下三沢区湊の尾地内に選定し、活動を行っております。昨年12月には、地権者や地域住民を対象とした説明会を開催し、松藤隊員のほか、産業観光課から私と主幹の2名が参加しております。その説明会の中でも、参加者から町の関わりについてや、キャンプ場用地の契約などについての質問がございました。町の回答としては、キャンプ場は町が整備するものではなく、地域おこし協力隊の松藤隊員が取り組む事業であること。用地に関しても、地権者と松藤隊員の間で契約を締結していただくこと。また、町が採用した地域おこし協力隊の活動であることから、キャンプ場の整備に向けては町としても支援をしていくと説明をしております。松藤隊員が、キャンプ場の実現に向けて三沢地内で積極的に活動した結果、キャンプ場の整備に対して協力する意向を示していただいている地権者や地域住民の方々がおられますので、今後はそうした人々の輪を広げていけるような取組を展開していきたいと考えております。

3点目の町への移住定住の促進、地域の活性化につながるよう町として積極的な対応についてですが、キャンプ場整備が地域の活性化につながる事業内容となるよう、松藤隊員とも定期的に協議や情報交換を行っており、必要に応じて地域住民に対する説明会の開催や情報提供を行うなど、多くの関係者の皆様にご理解とご協力が得られるよう、町といたしましても松藤隊員と連携して、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 公営水道の整備の関係なのですが、答弁としては、小規模水道組合のほうから、ぜひ公営化を図っていただきたいと、そういう要望があれば対応していきたいということであるようです。以前も町長から、ぜひ公営水道整備化を図ってもらいたいという声は住民の方から聞こえてこない、このような答弁もいただいた経過があるのですが、具体的に前回の質問、前回といたしますか、公営水道化の問題を取り上げたときに、場所によっては本管から距離の長いところについては、数百万から1,000万円程度の個人負担がかかると、そういった答弁等もされる中で、なかなかそういうことが表に出てしましますと、尻込みをせざるを得ないと、こういったことにもつながるのではないかなというふうに思います。

事前に公営水道を整備する場合、本管がどこまで布設計画ができるのか。できる限り住民の近くのところまで、県道だけではなくて町道なり、また赤道とか公道の部分、ここについては公費負担、そういうような形が検討できるのではないかなというふうに思いますので、地域からの要望を待っているのではなくて、具体的に概略でもいいですから、公費で配管するところはこの辺までと、そこから先は個人負担にならざるを得ないと思いますが、そういった概略的な計画といたしますか、そういうのを住民にといたしますか、小規模水道組合といたしますか、そういったところに示すことが先決ではないのかなというふうに私は思うのですが、その辺についてはどのような考えでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） まず、この8区の水道組合からもそうなのですけれども、一度も公営水道に加入したいと、何とかしてほしいと、こういう声は聞いておりません。また、上がってきておりません。そして、その水道組合は水量は十分に合っていると、こういう話も聞いておりまして、今申し上げた、先ほど答弁をいたしたような状況でありますので、そういうことであります。

ただ、今議員言われるように、本管が通っているところから自宅までという部分につきましては、検討してみる必要があるかなと、こんな思いがしておりますので、以前答弁したのとは幾分また個人負担は軽減できるかなと、こんな思いがしております。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いずれにしても、個別に公営化を図っていただきたいという要望が出されていないということなのですが、2008年の平成20年になりますが、12月議会において区長会の三沢支部、ここから上水道整備についてということで、三沢地区の各小規模水道組合を中心に公営化を図っていただきたいと、この請願が出されて、議会としてもこれを採択してきているわけなのです。その当時は、まだ皆野・長瀬水道企業団だったと思いますが、その後、旧の三沢の6区、旧の8区、旧9区の一部、この3地区については認可申請をしまして、認可が下りているわけなのです。その3地区の整備を図るには、どのくらい事業費がかかるかといったら、約6億ぐらいかかると。そういったことで、皆野・長瀬水道企業団としては具体化が図れなかった。そういったこともありまして、秩父地域の広域が統合化される中で、三沢地区の公営水道の未整備地区を整備する、そういった背景の下に新三沢配水池ルート、これが計画されているわけなのです。ただ、8区のところについては、既存の今の上水の配水でも給水可能な地区なのです。そういったことも含めまして、ぜひ住民からの再度の要望を待つのではなくて、できる限り自己負担が少ないような形で整備が図れるように町のほうとして、行政のほうとして積極的にアクションを起こす。もう既に、その請願が可決されてからもう14年ですか、経過しているわけです。年々経過すればするほど、

やっぱり高齢化は進行しますし、小規模水道の維持管理も大変になると。なおかつ、やはり収入とかそういうことを考えれば、年金生活だけではそれこそ自己負担、個人負担分、40万円、50万円、100万円かかるかしのれないです、場所によっては。先に行けば行くほど公営化が大変になるのです。

ぜひ、町長も言われておりますが、来年から3年間かけて新三沢配水池ルートが、建設が順調にいけば進むわけです。それ以前に、やっぱり8区あたりから具体的なアクションを起こさなかったら、新たに新三沢配水池ルートをつくっても、その目的が達成できなかったらあまり意味がないです。ぜひ計画が順調に行くようにも、また未整備地区が順調に整備できるように、そういう住民からの要望を待っているのではなくて、広域の水道として、この地域に限って大まかな計画でいいです。その細かいところは出せないと思いますので、この辺まで本管が整備できますと、ここから先は個人負担になりますけれども、その場合は各家庭どのぐらいの負担になりますとか、そういったことを提示できるような動きをぜひつくってもらいたいのです。町長も広域の理事でありますし、ぜひ置き土産としても何とか糸口をつくっていただきたいと思いますが、その辺について再度お聞きいたします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 内海議員から、三沢配水池の今話も出ましたけれども、この予定した三沢配水池が地滑り区域内にあるということで、これがまた変更しなくてはならないというような状況に今あります。

そしてまた、その水道組合の個々の方ではなくて、組合としても加入をしたいのだという要望等が私にはありませんし、担当課に聞きましても、担当課のほうにもそうした声が上がってきておらないと、こういう状況でもございますので、今議員言われるように、怠慢をしていたということでは私はありませんでした。

そしてまた、定住自立圏構想の中で、この皆野・長瀬水道組合の水道料金があまりにも高いと、県下一番高いと、こういうようなことから、定住自立圏の中に何とかしてほしいのだという申し入れをいたしまして、結局いろんなことがありましたけれども、広域水道組合として受け入れましょうと。そして料金も、この皆野、長瀬の水道料金は下がりました。そして、秩父市に合わせるのだということから、小鹿野町はかなり上げられたというようなことで、なかなか広域の中でも難しい調整がありましたけれども、いまだ小鹿野町でも、町民が納得しているというようなわけにはまいっておりません。

いずれにいたしましても、なかなか町の財政も厳しいわけでございますので、申し上げましたとおり地域から、あるいは組合から、代表者、組合長名でもそうした要望等が出されてこない、なかなか動きにくいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 今までも料金の統一化に向けて、今広域の中で議論している状況の中で、なかなか個別的な三沢地域の公営水道化というような問題を提起できない状況だと、このような町長からの答弁をいただいたことがあるのですけれども、やはりというか、料金の統一化も進んでおりますし、個別的な課題であっても、ぜひ広域のほうに問題提供をして、行政のほうからもう少しアクションを起こすと、個人負担も含めて。なかなか500万円かかる、1,000万円かかるということが表に出てしまうと、尻込みしてしまいます。それこそ年金で生活している人なんかにしてみたら、10万円、20万円だって設備にかけるのは大変な状況ですから、そこを何とかするのがやっぱり行政といいますか、公助っていいですか、そういうことだというふうに思いますので、ぜひ行政のほうから積極的な、概略でいいですよ、細かい計画は立

てられないにしても、おおよそこの程度、本管だったらこの辺まで整備できるとか、そういったアクションを起こすように、ぜひ広域の中で、理事としてもう本当に最後になるかしれないですが、置き土産として提起してもらって考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町の小規模水道組合に対する補助制度があまりにもいいものですから、組合の方々にしてみればちゅうちょしているというようなことも考えられないわけでもありません。

いずれにいたしましても、担当課とも相談をしてみたいと思いますし、また担当課長も8区の水道組合の区域内に住まっておりますので、その辺のことについて私もよく承知しております。そんな関係で、協議はしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひ行政側からアクションを起こして、できる限り個人負担が少なくなるような形で公営化が図れるように、残された期間であるかと思いますが、できる限りの努力をしていただきたいというふうに要望させていただきます。

2項目めの関係なのですが、具体的なキャンプ場の概略と伺いますか、事業、この点については答弁いただいているのですが、大まかで結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

設置場所ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、下三沢地内の渚の尾地内ということで、県道の長瀬玉淀自然公園線から渚の尾橋を渡りまして、町道を約150メートルぐらい進んだところの左側の敷地を予定しております。現時点での予定面積につきましては、おおむね約4,000平米ぐらいの広さを予定しております。施設の概要ですけれども、今現在、以前に住宅として使っておりました空き家が1軒あるのですが、その住宅を改修いたしまして、カフェ的なことで使うということで考えておまして、そこにトイレ等を設置する予定であります。この場所につきましては、地域住民の方も気軽に立ち寄れる場所とすること、それから訪れていただいた方に移住定住等の情報発信を行う場所ということで考えております。

それから、キャンプ場につきましては、いきなり営業を開始するということではなく、事前にテストキャンプとして実施をしたいという考えであります。これは、本格稼働に向けた課題等の洗い出しをするために、一定期間テストキャンプとして来場していただいて、その使い勝手等を体験して課題等を洗い出すというものでございます。こういうことによりまして、地域の方も騒音等についてもご心配されている点もありますので、そういった確認もできるということで考えております。また水道、この辺りが一番重要な問題になってくるかと思っておりますけれども、今現在隊員のほうと水道組合とで協議を継続中でございます。

概要につきましては以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 面積的にも約4,000平米ということですので、個人の事業としては大分大きい事業になろうかなというふうに思います。

既に今答弁いただいたのですが、エリア内の空き家を借りたかどうか分かりませんが、改修を進めると。そういったことも既に展開されているということなのですが、答弁の中でも触れられたのですが、

地権者との関係で、その使用する土地、これを賃貸なのか、売買なのか、そういったこともやはり地権者としては不安の声が聞かれてきています。また、その場合の全体の施設計画も含めて資金の調達、そういったところについても心配されている面があるのですが、また賃貸なのかどうか分かりませんが、売買するかも分かりませんが、いずれにしても、事業も継続が不可能になった場合、町はどういう対応といえますか、責任というか、関わりを持つのか、この辺も疑問として出されております。また、予定地内4,000平米の中には、山林だけではなくて農地もあるというふう聞いております。この場合、どういふような整備というか、図れるのか、そういったことについても不安の声として出されております。

こうした問題を解決するために、町はできる限りの支援を行っていきたいということが答弁されているのですが、具体的に、例えば賃貸にするにしても、町が一旦借り上げて松藤隊員に貸し付けるとか、そういった方法とか、あとは契約する場合、町として間に入るというか、第三者契約みたいな形で、そういったことは取れないものか。できる限り、地権者なり住民の不安を取り除く、そのための町としての関わりについてどのようなことが検討できるのか、これ町長になりますか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

土地の契約の関係につきましては、今現在松藤隊員のほうで地権者の方と色々な調整をさせていただいているところですが、具体的にはキャンプ場を設置する、行うということについての同意を今いただいている段階で、既に同意をいただいている地権者の方もございます。議員さんおっしゃいましたように、それを売買とするのか、賃貸借にするのかということは、今後地権者さんの意向も含めながら決めていきたいというふうに考えております。できれば、この場合に売買であれば売買するような方向で、また賃貸であれば賃貸するような方向、できるだけ統一をしたほうが地権者さんも同じ条件になりますので、よろしいかなというふうに考えておりますので、その辺りはまた地権者の意向も含めまして考えていきたいと思っております。

それから、万が一事業が継続できなかった場合ということで、これは当然地権者にしてみれば心配されるところだと思います。今後、売買の場合にはあれだと思いますが、賃貸借にした場合には、やはり借りた状態でその施設が残ったりするという事も考えられますので、そうした際には、町としても一般のいろいろな方々と土地の賃貸借契約締結しておりますので、そういった項目につきましてもしっかりと契約の中で、万が一そうなった場合にはどう対処するというような内容を明記できるような契約で進めていければというふうに考えております。通常であれば、原状に復して返還するというような文言が入ってくるのが一般的ですので、そういったところも含めて調整をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 住民の不安を取り除くように、できる限り町として、先ほど言われましたが、契約段階でとか、事業の継続が難しくなった場合の後処理の問題とか、そういったことについても、ぜひ町が契約の中に関わって不安を取り除くような形を設けていただきたいと、このように思います。

いずれにしても、まだ水道の問題等もあるわけですが、ぜひ1項目の公営水道化とも関連するのですが、やはりキャンプ場として整備を図る上では、民家として使っている水道だけでは当然足らなくなることも考えるわけです。トイレ等もありますし、またトレーラーハウスとかなんとかということも考えているようですし、それらも含めまして、ぜひ水道の公営化等も含めて町として、例えばマレットゴ

ルフ場を造ったときに新たに水道設備、給水設備ですか、六百何万円もかけているかと思います。このキャンプ場に限ってそういうことをやるということにはなかなかつながらないと思いますけれども、できる限り、それもやっぱり水道組合等の関係も出てくるわけですから、住民の不安を取り除くような形で、公営水道化も含めて、併せて検討を図っていただきたい。また、先ほど言ったように住民の不安を取り除く中で事業の推進が図れるよう、私としても期待して質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 43 分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤金作議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。まず冒頭に、今朝、町長から16年間を振り返るいろんな経緯等いろいろ説明していただき、長い間本当にご苦労いただき、いろんな事業をしていただいたことを思い出しております。そして今回から、いつも一般質問する方で元気を出してやる人と、くどくど質問する、いろんな人がいましたけれども、この2人が質問しなくなったことに対しても、私としては大変これから一般質問の件に対してどうかなって考える部分もありますが、町長には長い間本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。

では、一般質問をさせていただきます。大塚古墳内に観光トイレの設置をということで質問いたします。古墳内が公園になっており、子供たちが楽しめる遊具が設置してあります。家族連れの方がよく遊んでおり、また地域の方のグラウンドゴルフの会場にも利用しています。健康増進のために散歩している方のコースにもなっており、また古墳を見学に町外から来る人も多くいます。観光トイレの設置をしてもらえばと思いますが、考えをお伺いいたします。

2点目に、よろこ皆野町への観光案内の看板は、道の駅みななの案内看板を見て、現在は存在していない場所がそのまま記載されていたり、町の古墳が記載されていなかったり、また町民運動公園、役場の看板も同様に、現在とは違う記載が多く見られ、案内看板の設置後何年ぐらいたっているのか、また定期的に現場を確認しているのか、今後の対応をお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 2番、林議員さんからの一般質問通告書の1、大塚古墳に観光トイレの設置をの質問について、私からお答えいたします。

この質問の大塚古墳については、皆さんご承知と思いますが、幾つか説明申し上げます。この古墳は、県指定史跡円墳大塚古墳として、昭和33年に埼玉県指定文化財となっております。面積は4,463平方メートルで、塚の頂上部分のほこの部分のみ19平米が椋神社所有で、その他の公園地は一和多さんの所有の私有地でございます。この古墳は、秩父地域でも大変大規模なもので、古くから大天白（でえーてんぱく）と呼ばれて大変親しまれ、またあがめられております。

林議員さんのお話のとおり、古墳の南側は子供たちの絶好の遊び場で遊具のある遊園地、そして軽スポーツが楽しめる運動場があります。大塚古墳は、秩父地域有数の大きなものでありますので、町内外から見学者も訪れております。また、散歩コースの潤いの中継地点にもなっております。午後3時の町の防災行政無線から流れるラジオ体操に合わせて、地域の女性10人前後の方が、毎日一緒にラジオ体操して、その後団らんの場ともなっております。このように、子供から大人まで幅広く多くの方が訪れる遊び場、健康づくりの場、史跡見学の場、地域コミュニティーの場でありますので、トイレの必要度は高いものがあります。

このようなことから、トイレの建設においては地形、それから排水は県道の下水道管へ接続し、建物、建屋については大塚古墳の雰囲気になじむ趣のあるようなものがよいと考えられます。現時点においては、以上のように大塚古墳の観光トイレの設置要件は十分満たせていると言えます。なお、これに対する予算措置等の執行についての判断は、次期町政執行者に委ねるものであります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 2番、林太平議員さんから通告のありました質問事項2、ようこそ皆野町への観光案内看板についてお答えいたします。

ようこそ皆野町への観光案内板は、道の駅みなもの、町民運動公園、役場をはじめ、看板の大きさは異なりますが、町内12か所に設置しており、設置後の経過年数は3年から9年程度となっております。定期的な現場確認につきましては、ここ数年は実施していないことから、議員さんご指摘のとおり閉館した町有施設や名称が変更された民間施設、また現在では存在しない場所などが記載されたままとなっております。

現状では、正確な観光情報が提供できていないことから、今年度中に看板の設置場所等により優先順位を決め、予算の範囲内で順次修正を実施していきたいと考えております。また、今後は定期的に掲載内容の確認を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 1問目の観光トイレにつきましては、副町長から、いい答弁だと私は解釈しております。ぜひ地域のためにもいいトイレを設置してもらえればと、下水道があそこを通っているので、今度は浄化槽を入れなくてもいいトイレができる時代になりましたので、そういうものをやっぱり利用してもらってできる場所、あまり大げさなものでなくても、きれいなものを造ってもらえるように考えているということなので、いい答弁をいただいたと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、案内看板についての再質問をさせていただきます。私が一番感じているのは、桜ヶ谷地区にある花と香りの森の現状です。その写真を見ると、看板を見ると誠にいいツツジが咲いている写真だけが残っています。それで、最初作ったときには地域の人が、若い人がいっぱいいて一生懸命やってくれたので、あの花のとおり咲いていたと思います。私もそう思います。ところが、今みんな年を取って、作った人が

亡くなってしまったりいろいろになってきて、最近整理ができていないのです。あの写真を見て行くと、何だこれはということになる。その辺で自分が思うのは、もう地域の人にもよく行って言うのですけれども、何とかならないかという、やっぱり地域の人がボランティアでというような意見が多くてまとまらないという結果になってしまう。だったら、シルバー人材センター、先ほども植木とか木を切るとかって質問もいろんなところで出ていますけれども、やっぱり地域の中で植木をやったり、いろんな公園の植木をやるとかというのをシルバー人材センターとかシルバーの人に頼んでとか、いい方法をこれからやらないと、あの写真を見て行った人が多分がっかりすると思います。そういうのが一番気になっていて、農協のあそこで見たときに、いや、これはすごいなって、ツツジは確かにえらいきれい。だから、その辺のところも考えは、要は何か町のあれでシルバーか何かを頼んでやってもらうとか、地域の人にボランティアであれば幾らか何か金が出せる方向があるのを教えてやるか、その辺はどうに考えているかお伺いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

桜ヶ谷地区におきまして取組をしていただいたツツジの関係、花と香りの森だと思えますけれども、現在活動されてはおりませんけれども、看板には大きな写真が掲載をされております。この看板につきましては、そのまま覆ってしまいますと見た目もよろしくありませんので、注釈というような形で、現在は御覧いただけませんとかというような形で、そこに行かないような対策を当面は取らせていただければと思っております。

看板とは別に、その地域の活動につきましては、また別の問題になろうかと思いますが、町の中には地域づくり奨励事業という行政区等で行う場合の補助等もありますので、地域においてそういった活用が可能か検討いただければと。町がその場所を整備するという考えは、現時点ではございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 縮小するからって何かちっちゃくすると、誠に自分としては寂しい限りなので、ぜひ何とかみなして整備して、いい花が、いい木が植わっているので、復活というか、やってもらえば私は地域のあれでいいのではないかといつも考えています。ぜひいろんなことで、金がかかることばかりで、前もグラウンドのことで質問した中で、ボランティア、ボランティアという時代はもうとても無理な時代なので、多少とも金をかけたり、いろいろ何かいい工夫をしてもらって、人がいるところでシルバー人材センター、まちの中で働く人がいたら一緒に働いてもらうような形を多く取り入れてもらって、何とかいろんな事業、先ほども水道にもいろいろ出ていましたけれども、水道なんかもみんな地域の人困っていますので、私とすれば人材センターの人にいろいろやってもらって、いい方向でぜひ復活してもらえればと。復活じゃなくて花は咲いているのは咲いているのだけれども、ともかく今見られる状態ではないので、その辺のところもこれからは点検してもらうと。あと、看板につきましても、これからはよく見てもらうということで、今ない部分が相当載っていますので、こういう質問をさせていただきましたので、これからもよろしく願いいたします。

私の質問は終わります。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

---

◇

◎日程の追加

- 議長（大澤金作議員） さきの休憩に、小杉修一議員から議長の手元に議員の辞職願が提出されました。議員の辞職については、会議規則第98条第2項の規定により、議会の許可を要します。お諮りいたします。この際、小杉修一議員の議員辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第6として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。よって、小杉修一議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

◇

◎議員の辞職

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第6、小杉修一議員の議員辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、小杉修一議員の退場を求めます。

〔3番 小杉修一議員退場〕

- 議長（大澤金作議員） 辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

- 議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

小杉修一議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、小杉修一議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

小杉修一議員の復席を求めます。

〔3番 小杉修一議員入場〕

- 議長（大澤金作議員） 小杉修一議員に申し上げます。

ただいま議員辞職の件は願いのとおり許可することに決定しましたので、本席からお知らせをいたします。

暫時休憩します。

休憩 正 午

再開 午後 零時58分

- 議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

---

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第1号から議案第16号までの16件、承認第1号、2号の2件、同意第1号から15号までの15件、以上33件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願ひます。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

---

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第1号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第1号 皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、内

容をご説明いたします。

当議案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の施行に伴い、関連する条文の字句を改正するものでございます。

議案の2ページ目、改正条文の本文2行目を御覧ください。国は、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘を踏まえ、適用する法律を個人情報の保護に関する法律に一本化いたしました。このため、第2条では定義を規定しておりますが、第6号中の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を、「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めるものでございます。

続いて下段、第30条の2の改正については、デジタル庁設置法に基づき、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改正されたことによるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行する。ただし、第30条の2の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第9、議案第2号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

妊娠等と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る休暇を新たに設けたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。  
総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第2号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

国家公務員において不妊治療のための休暇が新設されたことに伴い、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、町も同様に規定するものでございます。

議案の次に添付いたしました新旧対照表の1ページを御覧ください。第14条、特別休暇の項目に、第2項第12号の2として、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療である場合にあっては、10日）の範囲内の期間を加えるものでございます。

下段、同条第3項は、第2項第12号の2から第16号までの休暇を特定休暇とし、残日数の全てを使用する場合において、1時間未満の端数があるときは、全てを使用することができると規定するものでございます。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。  
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。  
これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、議案第3号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第3号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

国家公務員において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置がされたため、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、町も同様に措置するものでございます。

その内容は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和を目的として、在籍1年以上の要件を廃止するもの及び妊娠、出産等を申し出た全職員に対する制度の周知、育児休業等取得の意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に係る措置を規定するものでございます。

議案の次に添付いたしました新旧対照表の1ページを御覧ください。第2条第3号ア（ア）の削除は、非常勤職員の育児休業に係る取得要件である在職1年以上を廃止するものでございます。

2ページをお開きください。第19条第2号のアの削除は、育児休業と同様に、部分休業の取得に当たり在職1年以上の規定を廃止するものでございます。

下段から3ページにかけて、第23条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を新設するものです。第1項は、任命権者における育児休業制度の周知、面談による意向確認の義務化を、第2項は、任命権者による当該職員の不利益な取扱いを禁止する規定となります。

3ページの第24条は、勤務環境の整備に関する措置を新設するものです。第1号は研修の実施を、第2号は相談体制の整備を、第3号はその他、勤務環境の整備に関する措置の規定となります。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第11、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年の人事院勧告に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

まず初めに、国の人事院における給与勧告についてご説明いたします。人事院におきましては、令和3年8月10日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与に関する法律の規定により、給与法の適用を受ける一般職の国家公務員の給与について報告し、勧告いたしました。その報告の概要は、月例給については、民間企業との較差が極めて小さいことから改定なし。ボーナスについては、民間の支給実績と公務の年間支給月数を比較し、年間4.45月から0.15月分引下げ、4.3月とするというものでございます。

本議案に係る改定が、この期末手当の引下げでございます。例年でありますと、当該年度の勧告は、その年度において反映させるものですが、政府においては民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での、特に経済対策等、政府全体の取組を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額は、令和4年6月の期末手当から減額することとしました。また、地方公務員の給与改定については国家公務員の取扱いを基本として対応することと、総務省から技術的な助言に基づく文書が発出されているところであります。

それでは、本議案のご説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。本文3行目、第5条中第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

この改正規定は、年間月数を0.15月分引き下げるものでございます。

附則ですが、第1項は、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当において、令和3年引下げ分として12月支給に係る減額分を調整するものでございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 1点お伺いします。この調整という話でありましたけれども、12月の支給が既に行われているので、その調整を6月にやるのだということだと思えるのですけれども、例えば今年度で退職、既に6月には退職している人に対してはどんな扱いをするのですか。お伺いします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、四方田実議員さんのご質問にお答えします。

12月に支給されまして、その後基準日の以前に退職された議員にあっては、調整額の減額は行いません。支給したままの状態でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ということは、調整が現実にはできないということですね。ということは、その分の返還というのは求めないということですね、それでもいいわけなのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、四方田議員さんの再質問にお答えします。

返還を求めるものではございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第12、議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年の人事院勧告に準じて、町長等の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第5号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

国の人事院における給与勧告及び勧告後の国の動向等については、前議案第4号でご説明申し上げたとおりです。

議案書の2ページをお開きください。本文3行目、第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

この改正規定は、年間月数を0.15月分引き下げるものでございます。

附則ですが、第1項は、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当において、令和3年引下げ分として12月支給に係る減額分を調整するものでございます。

以上、議案第5号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第13、議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年の人事院勧告に準じて、町職員の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第6号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

国の人事院における給与勧告及び勧告後の国の動向等については、これまでご説明申し上げたとおりでございますが、併せて再任用職員にあっては、期末手当の支給割合を0.1月引き下げる勧告でありました。

議案書の2ページをお開きください。本文3行目、第17条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

この改正規定は、再任用職員以外の職員に係る年間月数を0.15月分引き下げるものでございます。

本文4行目の終わりから5行目にかけて、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

この改正規定は、再任用職員に係る年間月数を0.1月分引き下げるものでございます。

附則ですが、第1項は、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当において、令和3年引下げ分として12月支給に係る減額分を調整するものでございます。第1号では再任用職員以外の職員、第2号では再任用職員のそれぞれ調整額の割合を規定しております。

第3項は、規則への委任でございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 令和3年の人事院勧告に準じた議案ということですので、関連質問になるかと思うのですが、国家公務員の初級の初任給、これは高校卒業程度ということなのですが、給料表については据え置かれているかというふうに思います。去年の、だから4月時点での初任給については、国家公務員の場合15万600円だと思います。これを時間単価に換算すると時間当たり925円ということで、最低賃金を下回る勧告だということが問題になっております。皆野町の場合、この初級の初任給はどのくらいなのか。それと一昨年、また昨年の新規採用で高卒の採用があったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 12番、内海勝男議員さんのご質問にお答えいたします。

町における高校卒業の初任給でございますが、国と同じ給料表を使用しておりますので、1の5で15万600円でございます。また、該当職員といますか、高校卒業して採用された職員ということですが、令和2年4月1日付に1名、令和3年4月1日にはございませんでした。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。反対討論を行います。

皆野町一般職員、また再任用職員の期末手当の引下げは、コロナ対応、特にワクチンの集団接種やコロナ禍の町民生活を支えるために奮闘している町職員の士気を下げるものとなり、期末手当の引下げは賛成できません。また、民間との賃下げの負の連鎖を断つこともできません。よって、この議案に反対します。簡単ですが、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 先ほどの案に私は賛成いたします。

コロナ対策で国とのバランスを持ち、職員の方も大変な思いをしているのは十分承知ですが、どこからやっぱり削っていくか、そこを考えていただき、やむを得ず引下げとなったと思います。皆野町一般職員の方々には、大変な思いをしていると十分承知ですが、私は、この案に賛成いたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませんか。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 職員の期末手当の削減提案に反対討論を行いたいと思います。

理由は、常山議員とほぼ同じなのですが、コロナ感染対策等々で、通常の業務に加えてワクチン接種や集団接種など感染防止対策への対応、また各種給付金や地域経済支援対応、学習環境の整備等々、大変な環境の中で業務の遂行に頑張ってもらっている職員であります。

また、会計年度任用職員の削減率が0.1か月分ということで、正規の職員より削減率が高いと、こういった問題ある提案であろうかというふうに思いますので、削減する理由もございませんし、逆にこういったコロナ対策等の中で増額してもいい、そういった環境にあらうかというふうに思います。

そういったことで、本提案には反対をしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第14、議案第7号 第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第7号 第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

第5次皆野町総合振興計画後期基本計画の策定に伴い、基本構想を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 議案第7号 第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部変更について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりください。基本構想は、まちづくりの基本理念、皆野町の将来像、まちづくりの主要目標、将来人口、土地利用構想の5つで構成しております。このうち、将来人口については皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現を目指すことと定めていることから、第5次皆野町総合振興計画後期基本計画の策定に合わせ、新たに策定いたしました第2期皆野町人口ビジョンに掲げる将来人口に変更するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、右下に17と記載されておりますページを御覧ください。将来人口は、これまで2060年、平成72年の皆野町の総人口8,000人程度としておりましたが、第2期皆野町人口ビジョンに基づき、令和11年の総人口8,000人程度とするものでございます。

また、左側のページ、皆野町の将来像、まちづくりの主要目標については、従来それぞれに内容の記載がございましたが、基本構想の下に定める基本計画の各項目における基本方針等の記載をもって、これに代えております。その他の項目については、従前の内容を引き継いでおります。

以上、第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部変更についての説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林です。幾つか聞きしたいことが、幾つかどうか結構たくさんあるのですが、まずこのもらった議案なのですから、議案書の中の16ページ、17ページ、18ページとあ

るのですが、これの基というのはまだできていないのですよね。

それと、私が留守していたときにこの第5次振興計画というのができていて、それによる今の部分が21ページから始まっているのです。21ページから始まっていて、中身はちょっと見た目は違うのですが、内容としては同じものが22ページまである。23ページに、この中の将来人口の部という部分があって、その将来人口の部分は元のほうというか、こちらのほうだといろいろ書いてあるのだけれども、こっちのもらったほうの変更したよというやつだとグラフになってしまうわけです。今言われたことだと、こっちを要は踏襲するのだけれども、それを新しく付け加えたいよということだと思っただけだけれども、ただ、これによって要するに、この17ページ、16ページとあるやつは、まだこちらの手元には来ていないのですよね、もう来ているの。後期のものだとすると33年からだから、もうそろそろ来てもいいはいいのだけれども、これからの予定のやつ。そうするというと、誤解を招いてしまうのは、こちらの元のやつと23ページの将来人口の下にある将来人口実現のための基本方向というのを、全部落っことしてしまおう。要するに、これやめてしまうよというふうにも見えてしまうわけですよ、この議案の関係でいうと。議案書の中身でいうと、こういうふうに変えたいからというふうに言っているわけだから。ただ、今の説明の中では、基本的には前のものを踏襲するけれどもというのとはついてはいるけれども、もし後期のものとしてこれが出てきたら、では前のやつ、これやめてしまうのかというふうにもなりかねないので、その辺ちょっと何をどう変更したいのかということの説明をいただきたい。つまり、なぜかという、こっちでもらったほうだと17ページには、こちらでいうところの23ページの後ろの部分、下の部分は一切ないわけですよ、なくなってしまっているもの。次のページが18ページで話題違っているのだから、これだけ見ていくと、ああ、何だ前言ってたことはなくなってしまったのかというふうに判断されかねないので、その辺のことをしっかり、はっきりさせておかないと、これを全部なくしてしまったのが変更点だというふうに誤解されかねないので、その辺はしっかり、はっきり、何をどう変更したのかというのを説明していただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則）　林議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、この基本構想につきましては、条例によりまして議会の議決に付すべき事件ということになっておりますので、この後期基本計画の計画の策定に当たりましては、前期でつくりました後期基本計画全体の見直しを実施してございます。ですので、ページ数等にも当然のずれが生じておるわけでございますけれども、その第5次後期基本計画をつくる上では全ての計画を見直して、今回お手元にお示ししておりますのは、議決を要する基本構想の部分のみをお示しして議題とさせていただきます。ですので、今第5次の前期のときにごさしました基本構想の部分につきましては、本日お示しをさせていただいている基本構想に置き換わるというものでございます。

そして、今ご説明の中にも申し上げましたが、皆野町の将来像、またまちづくりの主要目標の部分の従来ございました説明につきましては、この基本構想の下に定めております基本計画、そちらに同様の趣旨の記載がございますので、それをもって代えさせていただいているというものでございます。

また、将来人口のほうの将来人口を実現するための基本方向の記載の部分に関しましては、こちらは第2次の人口ビジョンの中に記載はございませんので、今回こちらの基本構想の中にも掲載がないというような形はとっております。ただ、この将来人口を実現するための基本方向につきましては、総合振興計画の中で最重要計画として位置づけております。町の総合戦略、この中により具体的に数値目標化して示さ

れておりますので、それをもって示させていただいているという位置づけでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 林豊議員。

○9番（林 豊議員） 今の説明を聞いても非常に分かりにくいのです。要するに、後期の計画をいろいろ練り直しているのだということは分かるのだけれども、前期の部分のこれをそのまま記載して、それに付け加えるという形ではなくて、全面的にカットしてしまうのでしょうか、今の話でいくと。少なくとも、23ページの皆野町人口ビジョンによる将来人口と、それから将来人口実現のための基本方向は、これ全部カットしてしまって、このグラフが変わるということになるわけで、ただ、このことについてはほかのところにあるよというのが今の説明だと思うのだけれども、それは分かりにくい、すごく。何が問題かという、言っては悪いのだけれども、石木戸町長がこれを策定して、10年間の計画をつくったわけです。ところが、石木戸町長はご存じのとおり、来月をもって退任するわけです。そうすると、後期は新しい町長がやるわけだけれども、前議会でもたしかこれと同じようなこと、例えばこちらのほう、前期のほうで出てきた特殊出生率を高めると、理想の子供の数を実現しようと。要するに人口が減るのは、子供の生まれる数が少ないからだという答弁があったのです。それをここでうたっているわけです。ところが、後期のほうではそれをどこに行ってしまったか分からないけれども、カットしてしまうわけだね。しかも、後期のものを主導としてつくったのが石木戸町長だとすると、次の町長さんは非常に困るわけです。何が何だかよく分からない。だったら、今の時点で改善するよりも、新町長が出てくるのを待ったほうがいいのではないかなと、ふと思ったわけです。あまり変更がなければそんなことも思わないのだけれども、ぱつと見たときに、前の前期のページ数とこれが、後期のページ数がこんなに違うということは、随分カットしたということでしょう、簡単に言ってしまう。ここまで23ページ使っていたのに、後期のほうだとこれ17ページ、ざっと5ページ方カットしてしまったというふうにも見られるわけだから、それはちょっと考えものではないのというふうに思ったのですが、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 林議員からの再質問にお答えをいたします。

まず、第5次の後期基本計画をつくる上で前提といたしましたのが、総合振興計画につきましては町の最上位計画であるということ踏まえまして、あまり個別具体的な事業を記載するのは好ましくないのではないかと、あくまで町の大きな基本的な方針を示す計画とした上で、それぞれ個別具体的な計画、取組については、各分野の個別計画に詳細にうたうべきであろうということで、総合振興計画では包括的な記載としようということで全般的な見直しを進めました。そういったこともございまして、ここの基本構想に至るまでのページにおける町の主要課題ですとか、そういった部分も当然これまでの5年間の社会情勢の変化に応じて見直しをさせていただいた部分もございまして、文面等の分量が変わっておるところでございます。

また、従前の青色の冊子、基本構想の中で、基本構想につきましてはまちづくりの基本理念が21ページから始まりまして24ページまで、都合4ページでございますけれども、後期基本計画の中では16ページから始まりまして、16、17、18、3ページの構成になっているというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 今の説明には理解をしましたがけれども、理解したからこれでいいよというわけに

はいかないので、これで終わります。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○9番（林 豊議員） 結構です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

9番、林豊議員。

〔9番 林 豊議員登壇〕

○9番（林 豊議員） 9番、林豊です。議案第7号に対しまして反対の討論をいたします。

先ほど質疑にあったように、また答弁にもあったように、この第5次皆野町総合振興計画というのは、非常に皆野町にとっての大変な重要な計画です。これたまたま前期が終わって後期が始まる時点ですから、後期についてはちょうど、ちょうど言うてはあれですけども、石木戸町長が引退を表明して、現実問題として来月において引退するのであれば、誰がなるのか分からないけれども、新町長が前期の振興計画の実績を検討して、後期について改めるべきは改め、継続すべきは継続するというふうにするのが当然だと私は考えます。したがって、今の時点で基本計画の一部変更をするのは、おかしいというふうには感じてしまいます。

そのような訳で、この議案第7号には反対をいたします。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 議案第7号の第5次皆野町総合振興計画基本構想の一部を改正する件に、私は賛成いたします。

まだ石木戸町政が終わっているわけではありません。しっかりと職務を全うしていただき、またその関係でこういう計画が立ったと思います。このまましっかりと石木戸町政を全うしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時14分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第8号の説明

○議長（大澤金作議員） 追加日程第15、議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,000万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算でございますが、令和4年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,000万円とするものでございます。前年度当初予算と比べ9,100万円の増額でございます。

第2条から第5条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

7ページを御覧ください。第2表、債務負担行為は、自治体情報セキュリティ強靱化事業について、期間及び限度額を定めるものでございます。

第3表、地方債は、臨時財政対策債、緊急浚渫推進事業及び上水道広域化施設整備事業出資の3つについて、限度額、起債の方法等を定め、限度額の合計を1億2,930万円とするものでございます。

次の水色の仕切り以降が、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款1町税、項1町民税、目1個人は3億8,757万2,000円で、前年度に比べ1,181万6,000円の増額、またその下、目2法人は5,694万円で、前年度に比べ1,142万8,000円の増額でございます。令和3年度中の実績を踏まえ、平年度並みの計上としたことによるものでございます。

その下、項2固定資産税、目1固定資産税は4億9,414万5,000円で、前年度に比べ898万1,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に係る固定資産税軽減措置の終了などによるものでございます。

4ページを御覧ください。2段目、項4町たばこ税、目1町たばこ税は5,265万1,000円で、前年度に比べ526万7,000円の増額でございます。令和3年10月からの税率の引上げによるものでございます。

5ページを御覧ください。上から4段目、款7地方消費税交付金は2億800万円で、前年度に比べ2,000万円の減額でございます。一般財源分として1億700万円、社会保障財源化分として1億100万円を見込んでおります。社会保障財源化分の充当につきましては、別にお配りをいたしました資料のとおりでございます。

6ページを御覧ください。3段目、款11地方交付税は16億5,064万5,000円で、前年度に比べ1億1,962万円の増額でございます。地方交付税の原資となる国税の増収等を見込んだものでございます。

9ページを御覧ください。上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は2,255万7,000円で、前年度に比べ2,230万8,000円の増額でございます。増額の要因は、個別医療機関におけるワクチンの追加接種等に係る新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金2,230万8,000円の計上でございます。

下段、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金は4,704万8,000円で、前年度に比べ3,327万7,000円の増額でございます。主に、節1社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金3,080万円の計上によるもので、当該補助金は歳出に計上の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の財源として受け入れるものでございます。

その下、目2衛生費国庫補助金1,490万6,000円は、前年度に比べ1,478万1,000円の増額でございます。主に、集団接種会場におけるワクチンの追加接種等に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,405万3,000円の計上によるものでございます。

10ページを御覧ください。目4土木費国庫補助金は1,862万2,000円で、前年度に比べ1,112万2,000円の増額でございます。主に、節1道路橋りょう費国庫補助金、道路メンテナンス事業補助金1,032万2,000円の計上によるもので、当該補助金は歳出に計上の橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料及び橋りょう点検業務委託料の財源として受け入れるものでございます。

13ページを御覧ください。2段目、款16県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金は2,471万円の計上でございます。節5選挙費県委託金に、参議院議員通常選挙委託費交付金654万5,000円、県議会議員選挙執行委託費交付金222万円を計上しております。

15ページを御覧ください。1段目、款18寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税は800万円で、前年度に比べ200万円の増額でございます。ウェブサイトの拡充による寄附額の増加を見込んだものでございます。

2段目、款19繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金は4,262万1,000円で、前年度に比べ1,217万3,000円の減額でございます。皆野中学校体育館屋根改修工事費や、皆野幼稚園園庭整備工事費

等に充当いたします。

17ページを御覧ください。下段、款22町債、項1町債、目3臨時財政対策債は4,780万円で、前年度に比べ1億1,680万円の減額でございます。地方税の増収等に伴う地方財源不足額の縮小を見込んだことによるものでございます。

そのほか、目9土木債、緊急浚渫推進事業250万円、目11衛生債、上水道広域化施設整備事業出資7,900万円を計上しております。

歳入は以上で、黄色の仕切りの次からが歳出でございます。

26ページを御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、27ページに移りまして、節12委託料、地域おこし協力隊委託料468万4,000円は、高校魅力化担当に係るもので、グルデン隊員の本年度末での退任に伴い、1名分の計上としております。

その下、目8電子計算費は6,099万7,000円で、前年度に比べ2,123万7,000円の増額でございます。増額の主な要因は、28ページに移りまして、節17備品購入費、職員用パソコン購入費1,221万9,000円の計上で、耐用年数の経過に伴い更新を行うものでございます。

32ページを御覧ください。2段目、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は4,714万5,000円で、前年度に比べ1,080万7,000円の増額でございます。主に、節12委託料、電算システム改修委託料1,648万2,000円のうち、戸籍法の改正に伴うシステム改修経費として686万4,000円を計上したことによるものでございます。

33ページを御覧ください。2段目、項4選挙費、目2参議院議員選挙費699万9,000円、34ページに移りまして、目3町長選挙費803万円、35ページに移りまして、目5県議会議員選挙費222万円、目8町議会議員選挙費363万8,000円を計上しております。

38ページを御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は4億7,323万7,000円で、前年度に比べ3,453万9,000円の増額でございます。増額の主な要因は、39ページ、節18負担金、補助及び交付金、40ページに続きまして、下から6つ目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金3,080万円の計上でございます。

43ページを御覧ください。下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、44ページに移りまして、節7報償費、講師謝金30万円は、新規事業、子供が欲しくなる講演会に係るものでございます。

続いて、節10需用費、一番下、施設修繕料207万5,000円のうち192万5,000円及び45ページに移りまして、節17備品購入費61万6,000円は、新規事業、子ども家庭総合支援拠点整備に係るもので、庁舎1階に子供や妊産婦の相談室を整備するものでございます。

46ページを御覧ください。2段目、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は8,983万8,000円で、前年度に比べ4,215万9,000円の増額でございます。ワクチン追加接種等の経費の計上によるもので、主なものは、節7報償費、保健事業報償金650万4,000円、47ページに移りまして、節12委託料2,380万2,000円、節18負担金、補助及び交付金、上から4つ目、コールセンター業務負担金351万2,000円でございます。

続いて、目2予防費、48ページに移りまして、節12委託料、下から3つ目、予防接種委託料は3,335万7,000円で、前年度に比べ828万5,000円の増額でございます。子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨の再開に伴いまして、接種者の増加を見込んだものでございます。

50ページを御覧ください。目4母子保健費、51ページに移りまして、節12委託料、下から2つ目、産後

ケア事業委託料145万6,000円は、新規事業として、産科診療所への宿泊や助産師等の訪問などにより、産後における母子の心身ケアや育児サポートを行うものでございます。

52ページを御覧ください。項3上水道費、目1上水道費は1億1,533万2,000円で、前年度に比べ1,175万円の減額でございます。主に、節23投資及び出資金、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金7,900万円、前年度に比べ1,170万円の減額によるものでございます。なお、当該出資金には、歳入に計上の衛生債、上水道広域化施設整備事業出資7,900万円を充当いたします。

56ページを御覧ください。2段目、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費、節12委託料、上から3つ目、インフラ施設周辺森林整備業務委託料154万円、その下、木材利用促進事業委託料44万円及び節18負担金、補助及び交付金、上から3つ目、みななの森林整備事業補助金400万円は、いずれも新規事業で、森林環境譲与税を活用し森林の整備や秩父産材のPRを図るものでございます。

58ページを御覧ください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、59ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、下から4つ目、消費喚起事業補助金300万円は、町内商店における消費喚起を目的とした抽せん会の実施に係るものでございます。その下、サテライトオフィス利用促進補助金66万円は、令和3年度に整備したサテライトオフィスの町民等による利用促進を図るため、その利用料を補助するものでございます。

続きまして、目3観光費、60ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、上から3つ目、秩父音頭まつり補助金は、感染防止対策経費を含め420万円の計上でございます。

62ページを御覧ください。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費は6,582万円で、前年度に比べ1,231万5,000円の減額、63ページに移りまして、目3道路新設改良費は1億1,684万円で、前年度に比べ1,640万円の増額でございます。道路維持費及び道路新設改良費の合計額は、ほぼ前年度並みでございます。

64ページを御覧ください。目4橋りょう維持費、節12委託料、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料1,800万円、橋りょう点検業務委託料500万円を計上しております。歳入でご説明したとおり、道路メンテナンス事業補助金1,032万2,000円の充当を予定しております。

65ページを御覧ください。2段目、項3河川費、目1河川総務費、節12委託料、普通河川敷倒木伐採除去委託料30万円は、森林環境譲与税を活用して河川の倒木等の除去を行うものでございます。その下、節14工事請負費、河川浚渫工事費250万円については、歳入に計上の土木債、緊急浚渫推進事業250万円を充当いたします。

66ページを御覧ください。最下段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費は1億9,689万2,000円で、前年度に比べ1,027万1,000円の増額でございます。消防本部庁舎の空調改修工事の実施に伴う広域市町村圏組合消防費負担金の増額によるものでございます。

68ページを御覧ください。目3消防施設費、節14工事請負費、上三沢地内防火水槽整備工事費700万円は、町道三沢54号線の拡幅に伴う移設経費の計上でございます。

76ページを御覧ください。下段、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費は5,991万5,000円で、前年度に比べ1,629万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、78ページに移りまして、節12委託料、下から3つ目、体育館屋根改修工事設計業務委託料165万円及び節14工事請負費、体育館屋根改修工事費990万円の計上で、皆野中学校体育館屋根の塗装の剥離を修繕するものでございます。

79ページを御覧ください。下段、項4幼稚園費、目1幼稚園費、81ページに移りまして、節12委託料、

下から4つ目、乗務員委託料165万4,000円及びその下、運行業務委託料894万6,000円は、幼稚園バス2台の運行委託に係るものでございます。令和4年度からシルバー人材センターへの委託を取りやめ、2台とも民間委託とすることとしております。

87ページを御覧ください。項5社会教育費、目5文化会館費は2,125万4,000円で、前年度に比べ623万8,000円の増額でございます。増額の主な要因は、節12委託料、一番下、屋根・外壁点検委託料500万円の計上でございます。文化会館、役場庁舎ともに建設から30年以上が経過し、屋根、外壁に劣化が見られることから、今後の適切な修繕に向け点検を実施するものでございます。

90ページを御覧ください。項6保健体育費、目2学校給食費は1億1,012万4,000円で、前年度に比べ2,026万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、給食センターの建設に係る経費2,335万6,000円の計上でございます。主なものは、91ページ、節12委託料、下から2つ目、新・学校給食センター（仮称）建設工事設計業務委託料2,200万円、その下、不動産鑑定委託料102万7,000円でございます。

95ページを御覧ください。最下段、款13諸支出金、項2基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金の計上でございます。

96ページを御覧ください。下段、款14予備費は、前年度と同額の1,000万円の計上でございます。

97ページからが給与費明細書、107ページが債務負担行為に関する調書、108ページが地方債に関する調書で、地方債の令和4年度現在高見込額は27億3,909万5,000円でございます。

以上で、令和4年度一般会計予算の説明とさせていただきます。



### ◎議案第9号の説明

○議長（大澤金作議員） 追加日程第16、議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,744万8,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,744万8,000円で、前年度に比べて355万8,000円の増でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税は、目1及び目2合わせて1億4,941万1,000円で、被保険者の減少、新型コロナウイルス感染症による減収を考慮し、前年度に比べて697万円の減でございます。なお、令和4年度の保険税率については据置きとしております。

3ページ最下段から4ページにかけて、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金9億5,509万2,000円は、前年度に比べて717万4,000円の減でございます。節1普通交付金9億3,434万4,000円は、保険給付費に充当するものでございます。節2特別交付金2,074万8,000円は、国保運営の安定化に資する事業の実施状況等により交付されるものです。

上から3段目、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金5,693万円の内訳は、説明書のとおりです。保険基盤安定繰入金は合わせて3,130万3,000円です。前年度に比べて118万7,000円の増でございます。

次の出産育児一時金繰入金196万円は、出産育児一時金7件分でございます。事務費繰入金1,878万9,000円は、職員給与2人分、事務手数料等に対する繰入れでございます。財政安定化支援繰入金487万8,000円は、前年度と比べて47万4,000円の増でございます。

下から2段目、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,102万7,000円は、国保税の減収等の調整のため繰り入れるものです。

最下段、款8繰越金、項1繰越金は6,428万1,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,017万6,000円は、職員2人分の給与等の人件費や事務費の計上でございます。

7ページをお開きください。中段、項2徴税费、目1賦課徴収費457万9,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

8ページをお開きください。中段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1被保険者療養給付費8億629万円は、令和3年度の実績見込額に基づいて算出しております。年齢階層が上がったこと、医療の高度化などによって、1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、保険者数の減少などにより減となっています。

目3一般被保険者療養費457万2,000円は、前年度と比べて112万1,000円の増です。

目5審査支払手数料136万3,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料です。

最下段、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億2,182万9,000円は、令和3年度の実績を基に試算したものです。

9ページを御覧ください。中段、項2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金294万円は、前年度と同様に7人分を計上いたしました。

次の段、項5葬祭諸費、目1葬祭費125万円は、25人分の計上でございます。

最下段から10ページにかけまして、款3国民健康保険事業納付金につきましては、広域化に伴う激変緩和措置後で、総額2億5,105万8,000円です。前年度と比べて138万2,000円の増です。なお、令和4年度の激変緩和措置額は645万7,000円でございます。

この納付金額の内訳につきましては、項1医療分1億6,997万9,000円は、前年度と比べて453万1,000円の増です。

項2後期高齢者支援金等6,096万2,000円は、前年度と比べて464万4,000円の減です。

項3介護納付金2,011万7,000円は、前年度と比べて149万5,000円の増です。いずれも国保財政の責任主体である県から示された納付金でございます。

11ページを御覧ください。上段、款6保健事業費、項1特定健診事業費は1,365万5,000円でございます。節7報償費、説明欄の報償金177万円は、保健指導の専門職の方への報償金でございます。

節12委託料1,078万円のうち特定健診委託料1,075万円は、750人分の健診委託料と、受診率向上のために未受診者データの分析、企画運営、通知作成などを委託するもの383万円等でございます。

中段、項2保健事業費、目1疾病予防費643万9,000円のうち節12委託料480万円は、生活習慣病予防健診160人分でございます。委託契約医療機関での人間ドック受診に対して町から支払うものです。

節18負担金、補助金及び交付金、生活習慣病予防健診費補助金30万円は、委託契約以外の医療機関での人間ドックの補助金で、10人分でございます。

12ページを御覧ください。最下段、款10予備費でございますが、10万円を計上いたしました。

14ページからが給与費明細書でございます。一般職は2人分の人件費を計上しております。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。



### ◎議案第10号の説明

○議長（大澤金作議員） 追加日程第17、議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ11億7,911万円とするため、この案を提出するものでご

ざいます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億7,911万円とするものでございます。前年度当初予算に比ばまして、539万円の減でございます。

本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が92.3%、地域支援事業費が4.8%、合わせて97.1%を占める予算でございます。

第2条は新たに設定する継続費、第3条は一時借入金の最高額、第4条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

4 ページを御覧ください。第2表、継続費は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業について、令和4年度から令和5年度までの2か年の継続費を設定するものでございます。事業費の総額を570万9,000円とし、各年度の年割額を令和4年度は294万8,000円、令和5年度を276万1,000円とするものです。事業内容は、令和4年度に計画策定に必要な住民アンケートなどの調査を行い、令和5年度に計画を策定するものでございます。

1 枚後の水色の仕切りの次からが、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2億3,061万7,000円、前年度に比べ127万4,000円の増でございます。

1つ飛びまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億9,111万2,000円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他の分の20%、国の負担区分による計上でございます。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金5,456万1,000円は、介護給付費の5.01%を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）702万3,000円は、地域支援事業費の総合事業の合計3,511万7,000円の20%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）872万7,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の38.5%の計上でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。2段目、款4の項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億9,394万7,000円は、前年度に比べ92万円の減でございます。保険給付費の27%の計上でございます。

目2地域支援事業支援交付金948万1,000円は、総合事業に係る負担区分の27%の計上でございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億6,271万3,000円は、保険給付費の介護施設分の17.5%、その他の分の12.5%、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次の項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）438万9,000円は、総合事業に係る負担区分の12.5%の計上でございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）436万3,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.25%の計上でございます。

次のページに移ります。2 段目、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金 1 億3,608万6,000円は、保険給付費の12.5%の負担区分により、一般会計から繰入れを行うものでございます。

目 2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）438万9,000円は、総合事業に係る負担区分12.5%の計上でございます。

目 3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）424万6,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の19.25%の計上でございます。

目 4 その他一般会計繰入金2,703万9,000円は、節 1 職員給与費等繰入金741万9,000円、これは介護保険事務に係る職員の人件費の繰入れでございます。

節 2 事務費繰入金1,962万円は、一般管理費、認定調査費及び認定審査会共同設置負担金等事務費に係る繰入れでございます。

目 5 低所得者保険料軽減繰入金1,174万8,000円は、第 1 段階から第 3 段階までの対象者1,012人分の計上でございます。

次に、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金2,000万円は、歳入不足を補うため基金の取崩しを行うものでございます。

6 ページをお開きください。款10繰越金は500万円の計上でございます。

7 ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費1,515万7,000円の計上は、一般職員に対する人件費、介護保険システムと介護保険事業計画策定に必要な住民アンケート調査等に係る委託料、電算システム使用料等の計上でございます。

8 ページをお開きください。3 段目、項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査費等608万4,000円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料277万2,000円、節12委託料、訪問調査業務委託料331万2,000円の計上でございます。

その下、目 2 認定審査会共同設置負担金562万4,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

最下段、款 2 保険給付費でございます。項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から要介護 5 の方に対するものでございます。

目 1 居宅介護サービス給付費 3 億5,724万8,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、前年度に比べ494万円の増額でございまして、給付実績を勘案した計上でございます。

目 2 特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで一定期間がかかりますが、急を要する場合等申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後 1 段階きに出てきます特例がつきます介護サービス費については同様でございます。

9 ページに移ります。目 3 地域密着型介護サービス給付費 1 億3,405万4,000円は、前年度に比べ1,501万4,000円の減額計上でございます。

目 5 施設介護サービス費 4 億4,120万2,000円は、前年度に比べ970万7,000円の増額計上でございます。施設入所者に対する給付費で、入所者の増加が要因でございます。

目 9 居宅介護サービス計画給付費5,151万7,000円は、前年度に比べ308万6,000円の増額計上でございます。介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます。

10 ページをお開きください。2 段目、項 2 介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は要支援 1、要支援 2 の方に対する給付費でございまして、サービス内容はほぼ同様でございます。

ます。予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目1 介護予防サービス給付費2,412万1,000円は、前年度に比べ173万8,000円の減額計上でございまして、実績を勘案した見込額でございます。

次のページの目8 特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございまして、ほぼ前年度と同額の計上でございます。

次に、11ページ中段、項3 高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目1 高額介護サービス費は、要介護1から5の方に対するもので、2,127万5,000円の計上で、前年度に比べ107万9,000円の増額計上でございます。

12ページをお開きください。中段、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、施設入所やショートステイを利用したときにかかる保険対象外の食費、居住費、滞在費について、低所得層の方のこの負担を軽減するためのもので、3,675万3,000円の計上です。前年度に比べ629万3,000円の減額計上でございまして、実績を勘案した見込額でございます。

13ページに移ります。款3 地域支援事業費、項1 の目1 介護予防生活支援サービス事業費2,131万4,000円の計上で、前年度に比べ313万4,000円の減額計上でございます。

次に、下段、項2 の目1 一般介護予防事業費1,034万6,000円の計上でございます。主なものは、節7 報償費130万2,000円、節12委託料739万円で、らくらく健康塾、高齢者水中ウオーキング教室、ふれあい広場などの介護予防事業の中心的な予算でございます。

14ページをお開きください。項3 包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目2 権利擁護事業費は118万6,000円の計上で、成年後見人制度に関する予算が主なものでございます。

その下、目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,875万7,000円は、地域包括支援センター職員の人件費、事務経費の計上でございます。

16ページをお開きください。下段、款7 予備費でございますが、576万9,000円の計上でございます。

17ページから23ページは給与費明細書、24ページは継続費に関する調書でございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。



### ◎議案第11号の説明

○議長（大澤金作議員） 追加日程第18、議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日10日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、

明日10日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえまして、歳入歳出それぞれ1億4,594万1,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,594万1,000円で、前年度に比べて1,029万9,000円の増額でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1及び目2保険料合わせまして1億909万1,000円で、前年度と比べて711万3,000円の増でございます。なお、保険料につきましては、令和4年度から均等割、所得割、賦課限度額が変更になりますが、今回の当初予算では予算編成時期に保険料率の変更が決定されておらず、暫定の率で計上しています。

下から2段目、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金217万3,000円は、町の事務費の繰入金でございます。

目2保険基盤安定繰入金3,317万7,000円は、低所得者に係る保険料軽減分でございます。

4ページをお開きください。最下段、項5繰越金、項1繰越金は128万7,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費163万5,000円は、主に保険証を送付する費用でございます。

下から2段目、款2後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,227万8,000円で、前年度と比べ930万8,000円の増でございます。

6ページを御覧ください。最下段、款4予備費でございますが、128万8,000円を計上いたしました。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。



### ◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

明日10日は、午後1時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。



◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 3時19分

## 令和4年第1回皆野町議会定例会 第2日

令和4年3月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 8号 令和4年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第 9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、次会日程の報告

1、散 会

午後零時58分開議

出席議員（11名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林太平	議員
4番	宮前司	議員	5番	常山知子	議員
6番	若林光雄	議員	7番	大澤金作	議員
8番	新井達男	議員	9番	林豊	議員
10番	大澤径子	議員	11番	四方田実	議員
12番	内海勝男	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	白石純一	教育長	新井孝彦
総務課長	長島弘	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	若林直樹	福祉課長	橋本賢伸
健康 課長	梅津順子	税務課長	太幡和也
参事兼 産業観光 課長	新井敏文	参事兼 建設課長	宮原宏一
教育次長	三橋博臣		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午後零時58分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第8号 令和4年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は9日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

- 5番（常山知子議員） まず、予算大綱、重点施策から質問をいたします。

2ページの1番、楽しく子育て・元気で長生き対策、健康・子育て支援・高齢福祉の充実の1番の子ども家庭総合支援拠点整備254万1,000円、この新規事業ですけれども、これを行う目的と、どのような背景があって、このようなことを行うようになったのか。また、相談室の整備とありますが、具体的に1階のどの辺に整備するのかお伺いします。

2番目は、次はその下のほうに、生活習慣病とフレイル対策の強化・健診受診率の向上、(3)に減塩食環境整備19万3,000円、これも新規事業ですが、減塩に対する意識の醸成とありますが、これも大事なことなのですけれども、例えばみそ汁など、実際にどのくらいの塩分になっているのか、塩分があるのか、塩分濃度を測る塩分測定器というのがありますが、それらの活用も私は必要ではないかと思っています。それを希望者に配付する、そして調べる、そういう取組を考えてみてはいかがでしょうか、考えをお聞きしたいと思います。

次は教育関係に行きますが、やはり給食センターの建設推進2,335万6,000円とあります。令和5年度に建設開始、令和6年度の稼働に向けて、新・学校給食センターの建設が始まるということですが、まず建設予定地について、分かっていたら教えてください。そして、その予定地は、土地を購入するのか賃貸なのかお聞きします。

それからあと、予算書のほうに行きまして、一般会計予算書です。41ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19扶助費、ねたきり老人等紙オムツ給付費について、この給付内容について説明をお願いします。

次は、55ページ、款6 農業水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の有害鳥獣対策についてお尋ねします。先日、地域の人から、もう俺も年だから、猟友会を辞めようかと思っているという話を聞きました。猟友会のメンバーも高齢化になったと聞いています。最近、多くの家で畑に防護柵をつけたので、被害をあまり聞かれなくなったのですけれども、柵がない畑などには、獣の足跡を見かけます。まず、猟友会の状況が分かりましたらお願いします。

もうあと2つあります。63ページ、款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路新設改良費、節12委託料の中の測量設計調査委託料、一番下の国神1号線について、場所などを教えていただけたらと思います。

それから、最後になりますが、69ページ、款9 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費、節17備品購入費の戸別受信機購入費55万円について伺います。この55万円、前年度の予算の6分の1の額となっていますが、その理由は何でしょうか。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、予算大綱、子ども家庭総合支援拠点についてご説明させていただきます。こちらの主な目的は、大きな意味では、全ての子供が心身ともに健やかに育成されることを目的に設置するものでございます。

背景といたしましては、児童虐待件数が年々増加し、子育てに困難を抱える家庭が増えている状況から、子供の福祉について相談に乗る拠点を整備しようとするものでございます。

相談室の場所ですが、庁舎1階南側の健康こども課の奥にあります相談室、そちらを改修しまして、お子さん連れの方が相談しやすいような相談室に改修する予定でございます。

続きまして、減塩食環境整備についてお答えいたします。議員さんご指摘のように、塩分測定計を配付するという、減塩の周知、教育についてもあるかと思えます。今回、減塩測定器ではなくて減塩食のステッカーにした理由ですが、今はみそ汁ですとかしょうゆ、調味料から塩分を取るという方も多くいらっしゃるのですが、最近では知らないうちに塩分を取ってしまっている。まして今回コロナのために、外食は回数が減りまして、中食、お弁当ですとかお総菜を買って帰って、家で食べるという方が非常に増えております。減塩しょうゆ、減塩みそとか、減塩米菓、減塩食パンとかいろいろ売られているのですが、あまり目につかないために、例えばですが、同じお煎餅を買うにしても、減塩のお煎餅と普通のお煎餅とで、できれば減塩のお煎餅を買っていただきたいなという方が、ここに減塩の商品が売っているよということが目につくと、自然と減塩生活につながるのではないかという考えで、今回は減塩ステッカーのほうを考えてみました。

以上となります。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山議員からのご質問にお答えいたします。

新しい学校給食センターのまず予定地ということでございますけれども、こちらにつきましては、教育委員会事務局で選定をほぼ終えた状態でございますが、まだ地権者に接触を図れていない状況でございます。そうしたこともありまして、具体的な場所については、差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、検討に当たっての条件あるいは制約というものが幾つかございました。まず、新しい学校給食センターは、各学校への配送に便利であるということ。それから、油脂を含む排水を大量に出しますので、

浄化槽ではなくて公共下水道の区域内であること。また、給食センターにつきましては、扱い上、食品工場のような扱いになりますので、都市計画の用途地域の中で、住居系の地域には建設することができませんので、工業系の地域に限定されるというようなこともあります。そういったものを総合的に勘案して、場所の選定をほぼ、ほぼ終えたところでございます。

また、その用地について、購入するのか賃貸するのかということですが、先ほど申し上げたように、まだ地主さん、地権者との接触ができておりません。また、町の方針もございませぬけれども、地権者の意向も尊重しながら調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

ページでいきますと63ページの道路新設改良費の委託料でございませぬ。国神1号線の測量設計委託でございませぬ。場所につきましては、国神1号線国神橋の約100メートル手前になります。

以上でございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 5番、常山議員さんからの獺友会のご質問にお答えをいたします。

獺友会につきましては、高齢化が年々進んでいるという状況にございませぬ。また、新規会員につきましても、なかなか確保が難しいという状況が続いてございませぬ。そういったことから、新規会員の確保等にも努めておりますけれども、一般の農業者等も含めまして、防護柵の設置等、補助金の関係もありますので、年々進んでおります。被害につきましては、あるわけですが、そういった対策もありますので、何とか対応ができていくという状況ですので、今後は獺友会の方たちのご意見もお聞きして、そういった会員の確保等にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 5番、常山議員のご質問、41ページ、ねたきり老人等紙オムツ給付費の給付内容についてご説明いたします。

こちらにつきましては、疾病、障害等により、常時寝たきり状態が継続している在宅の老人に対し、紙おむつもしくは補助パッド、こちらを年最大800枚まで給付するものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 5番、常山知子議員さんのご質問にお答えいたします。

目4災害対策費、節17備品購入費、戸別受信機購入費、今年度の予算が55万円ということで、大きく減少ということについてご説明申し上げます。令和2年2月、令和元年度でございませぬが、そのときから申し出た全戸に設置を始めております。ちなみに令和元年度、2か月ですが、10件、令和2年度44件、令和3年度2月末で38件でございませぬ。現在40個ほど在庫を持っておりますので、令和4年度におきましては、10基新たに買い換えまして、50基分備えておく予算でございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、すみませぬ、私の質問した順番に再質問を少しさせていただきます。

まず最初に、子育ての子ども家庭総合支援拠点整備についてですが、今答弁にあったように、今児童虐待が増えている、そういうニュースもよく聞きます。そういうことが本当にならないようにしていただきたいと思っております。

私の地域にも子育て中の若いお母さんがおります。きらきらクラブなどにも紹介して、とても喜ばれて、一人で家の中で子供と接していても、ちょっといらついたりもしてしまうのだと、そういうことを聞いたことがあります。きらきらクラブなども紹介したのですけれども、今はコロナ感染のこともあって、参加ができていないということなのですけれども、とてもいいことだと思いますし、これはあまり相談に多く来てもらうと困るというような、そういう状況では困るのですけれども、ぜひ地域のお母さんとか子供に寄り添って進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、次の減塩食のことなのですけれども、本当に知らないうちに塩分を取っている、それはよく分かります。本当に忙しいと、ついお惣菜を買ったりする。食べていると、本当に結構強い塩分がどうか、しょっぱいのです。この辺で言うとしょっぱい味。食べ終わってから、すごく水が飲みたいとかお茶が飲みたくなるような味つけに結構なっている。そのような塩分過多を防ぐ減塩につなげるそういうのをこれから醸成して、いろいろと知らせていくということなのでしょうけれども、減塩しょうゆというのだけでも使っている人も多いのか分かりませんが、私は家で作るものに対しては、そういうふうに塩分測定器、そういうのをちょっと、毎日ではなくてもいいのですけれども、測ってみる。私も持っているのですけれども、忙しいと、つい適当になってしまうのですけれども、ぜひそういうものも皆さんに、希望者にあげてみたら、ちょっと気をつけようかなとか、少し自分の家の味も濃いのだなというのが分かったりとかして、すごくいいと思うので、ぜひそういう取組もこれから進めていってほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の給食センターの建設推進についてですけれども、全然予定地が想定できませんので、あれなのですけれども、今回の予算のこの額は、建設工事設計業務委託料、設計業務の委託料で2,200万円ということですよ。それで、土地とか、土地購入か、まだ地権者との交渉で分かりませんが、建設費だの、どのくらいの予算がかかるのか、そういうのも全然未定なのではないでしょうか。その辺お聞きしたいのですけれども。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 5番、常山議員の再質問にお答えいたします。

給食センターの土地購入費が幾らぐらいになるか、あるいは建設費用が幾らぐらいになるかというお問合せでございます。まず、土地のほうですが、土地の場所によっては価格が変わってくるというのはご指摘のとおりでございます。

想定しておる土地の広さでございますけれども、現在3,000平米ほど必要かなということで見込んでございます。ですので、先ほど申し上げた公共下水道の区域内というと、場所は大字皆野を中心に考えるということになりますので、用地を仮に購入するということになった場合には、その面積掛ける単価ということになってこようかと思っております。

また、建物の建設費用でございますけれども、こちらにつきましては、今後設計の中で詰めていくものですが、近隣の県内、最近の施工実績から見ますと、幅は広いですが、今大体6億円から、高いところだと8億円とかかかってくることもあるように聞いておりますので、本町の児童生徒数、また本町の事情に配慮したなかで設計を詰めていく上で、大体そこに近いような規模になるのではないかと

など今のところは見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、今の給食センターのあれなのですけれども、私は給食センターのアレルギー対応なども求めてきました。本当に新しい給食センターを、今本当に古くなってしまってあれなので、造って、子供たちが喜ぶ給食を提供していただきたいと思っています。

でも、やはりこういうふうにならぬと今他のところを見ると、6億円から8億円などと大きな予算がかかるわけです。やはりこういう施設を造るときは、やっぱり全体の予算とか規模、初めに示していただけたらよかったのかなと思いますので、今後ある程度固まり次第、私たちにも示していただきたいと思います。

給食センターは以上です。

それから、まず予算書のほうに行きますけれども、まず最初に41ページのねたきり老人の紙おむつの給付についてですが、疾病等、常時寝たきりになった人、年800枚給付しているということなののですけれども、これは寝たきりの人で一人暮らし、二人暮らしということもあるのですか。一人暮らしの人で介護予防、いろいろと介護を受けている人、そういう人に配っているのですか。それとも、家族がいても、支給されているのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） こちらにつきましては、一人暮らしというようなことでの限定はございません。家族がいても支給をしてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私が町の人から聞いたところによると、その人は寝たきりの人を自宅で介護していて、デイサービスを週3回利用している、そういう家族がいるのです。家族がいる。おむつの支給は、家族がいる場合は支給がないと聞いているというふうに町の人が言っているのです。これは、ではその人の誤解というか聞き間違いなのでしょう。もうずっと何年もその人は、親が寝たきりで介護しているのですけれども、おむつは寝たきりの人にとって、家族がいてもいなくても、おむつは必要だと思うので、ぜひこういうことも周知していただいて、やはり全町の人たち、本当に寝たきりになって大変な人もいますので、調べて、やはり家族がいてもいなくても支給できるように、ぜひ調べてみてください。お願いします。

それから、55ページの有害鳥獣対策について、やはり猟友会の人、高齢化が進んでいるということで、本当に新規の会員が少ないわけです。何とか対応してもらっているのですけれども、防護柵がついたので、少しは安心かなというふうに言われておりますけれども、車を早朝に動かしたときに、鹿が来て車とぶつかったなどという例は私も聞いておりますので、やはり猟友会の方にはしっかりと働いていただきたいなどと思っておりますが、ぜひ町も、若い人が育つような、そういう対策を考える必要が、猟友会だけに任せるのではなくて、そういう育つような対策を考える必要があると思っておりますが、ぜひその辺よろしくお願いします。

それから、国神橋については、大体場所が分かりました。これから測量設計をしていくということなのですが、いろいろと建設課長も構想があるようですが、なかなか難しいところもあります。進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、最後になりますが、戸別受信機の対応について、40個の在庫があるので、今年は10個分だと、50個を抱えるということになっているのですが、戸別受信機を取り付けてもらった人、本当に喜んでおります。でも、まだ必要だという人もいるのではないかと私は思うのです。そういう面で、以前にも町報に案内を載せていただきましたよね、戸別受信機を希望する方ということです。ぜひ再度そういう町報に載せてお知らせしていく。本当に災害があっては困るのですけれども、そういうときとか、今コロナのワクチン接種の放送なんかもしょっちゅうありますし、ぜひ町報にも載せていただきたいのですけれども、その辺はどうですか。やっていただけますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 5番、常山知子議員さんの再質問にお答えいたします。

広報に載せるようにいたします。

以上です。

○5番（常山知子議員） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤金作議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 10番、大澤径子です。常山議員と重なるところも多いのですけれども、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、44ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節17の備品購入費、これは先ほどもお話があったように、子ども家庭総合支援拠点整備事業ということだと思っておりますけれども、庁内に要するに相談室をつくるということですが、どこというか、どのような場所に、どのような形で整備をする予定でいるのか。

それから、その運営については、どういう人たち、どこの課で担当していくのか。

それから、最近県内でも大変痛ましい事件がありまして、結局自治体はその命を救えなかったのかということで、そういうことが求められている、そういう時代だと思っております。現在皆野町において、児童虐待の事例があるのか、そこも含めてお願いをいたします。

それから続きまして、51ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4母子保健費、節12委託料の中の妊婦健康診査委託料が512万円計上されておりますけれども、この内容についてまた教えていただきたいと思っております。

それから最後に、給食センターについてなのですが、場所について先ほど説明がありましたけれども、総務教育厚生委員会では、今まで度々給食センターの視察を行ってまいりました。その中で、自校方式、センター方式、両方見てきたわけですが、自校方式の給食センターがいいと言われる点というのは、要するに学校のすぐそばで給食を作っていると、そこで働いている人たちの顔が見える。そして、場所も分かる。そして、お昼が近くなると、給食を作っている匂いで、子供たちが自然に、要するに体の中で、おなかがすいた、食べたいという気持ちが起こってきて、要するに給食をおいしく食べて、残る量が物すごく少なくなる。そういう意味では、私は今回給食センターを造るときに、学校のそばに造っていただくのが一番いいのではないかというふうに考えておりました。ですが、先ほどの説明の中に、場所にもある程度の決まりがあって、それはなかなか難しいことなのかなということは理解をできました。その上で質問をさせていただきます。

給食センターは、今ある給食センターというのは、要するに入り口を入っても狭くて、休むところもないような状況です。これから造る給食センターはどのようなものを想定しているのか。要するに今の給食

センターを基準に考えると、もっと大きなものを考えているのか、もっとコンパクトなものを考えているのか。また、参考にするような給食センターが今までにあったのか。様々な点を考えて、どのような給食センターを造りたいというふうに教育委員会のほうで考えているのか教えていただきたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 10番、大澤径子議員さんのご質問にお答えいたします。

45ページ、節17の庁舎相談室机・椅子購入費やキッズコーナーの関係ですが、場所につきましては、先ほど常山議員さんのご質問に答えましたように、庁舎1階の南側、健康こども課の奥の相談室を改修する予定でございます。

運営につきましては、健康こども課の健康づくり担当と子育て支援担当が、共に連携して行っていく予定であります。

あと、当町の虐待件数ですが、要保護児童支援台帳に掲載されているケース、現時点で8家庭、18ケースとなります。進行管理対象とは別に見守り支援を継続しているケースが1家庭、1ケースございます。

続きまして、51ページの妊婦健診委託料の内容ですが、妊婦健診の一般健診につきましては、14回分の補助、助成をしております。そのほかに、ヒト白血病ウイルス抗体検査、クラミジア抗原検査、妊婦HIV抗体検査、子宮がん検診を追加で実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 10番、大澤径子議員からのご質問、給食センターについてお答え申し上げます。

学校のそばがよいというご意見がございましたが、先ほど常山議員の答弁の中でも申し上げましたとおり、種々の制約がある中での選定となっております。ご理解をいただければというふうに思います。

また、規模、内容、どの程度のもの、どんなものを考えているのかということでございますけれども、まず絶対の条件としまして、学校給食衛生管理基準に合致をしているということが必要になってまいります。現状のセンターですと、食材を受け入れる場所、調理する場所、またその間をつなぐ動線、これがかかなり複雑に入り混じっている状態となっております。現在の基準では、汚染区域、要は消毒、洗浄されていない食材がある場所、それから消毒、洗浄が済んだ食材が調理される場所、これを、人も場所も明確に区分をする必要がございます。また、かねてから要望をいただいております、アレルギー対応食の調理室も別に設けるということを考えてございますので、規模的には現在の建物がおおむね470平米ほどございますけれども、ほぼ倍、1,000平米絡まりになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、最近で参考になった給食センターということでございますが、小鹿野町が秩父地域内では一番新しいセンターかなというふうに認識をしております。以前秩父地区の教育委員会連合会の研修視察の場所にもなっております、私も一緒に行っております。また、視察はしてはおりませんが、ここ数年のうちに鳩山町の給食センターが新しく竣工しまして、規模的にも本町とほぼ同様でございましたので、参考にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 相談室のことに関しては分かりました。今不安を抱えている家庭、子供たちに対

して、ぜひしっかりと町として対応して守っていただきたいというふうをお願いいたします。

あと、妊婦健診についてなのですが、先ほど14回ということをお願いしましたが、要するに毎月1回行って、臨月の前は月2回、臨月の月には毎週ということ、それは本当に昔から変わらない状況でいると思います。

そして、その14回の健診だけで出産まで迎えられる人ばかりではなくて、途中で、様々なことで病院にどうしてもかからなくてはいけないということも出てくるのも事実です。そして、妊婦の健診の費用というのは、大変割高だというふうには私は思っております。そういう意味では、本当にこれから、今現在もまだ、この令和3年度も34人というふうには伺っておりますけれども、子供の生まれる数がこれだけ減っている中で、妊婦の人が安心して子供を産むためにも、そういうふう決められた健診の日だけでなく、万が一のときにも安心して病院にかかれるように、そういう費用に対しても、町のほうで負担ができるような形が取れたらなというふうには思いますので、これは要望とさせていただきます。

最後に、給食センターに関してなのですが、今の施設の倍くらいになるというお話がありました。常山議員のほうからは、予算的にきちんとしたほうが良いというお話もありましたけれども、先ほどの説明にあったように、アレルギー対応の調理室を造ったり、あときちんと汚染、非汚染のところを分けたりということ、今までの給食センターの在り方とは、全く違う形の給食センターを造っていかねばいけない時代になっているということを考えると、要するに金額を先に設定するようなことでは、中身が充実しないということもありますので、金額は、要するに無理に上げろとは言わないけれども、必要なことはきちんと対応して、いい給食センターを造っていただきたいというふうには思っております。

そして、最後に一つ。給食センターがそういう形で変わっていったときに、職員の人は、要するにこれから多く必要になるのか、もっと少なくなくて済むのか、その辺に関しても一つ伺わせてください。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 10番、大澤径子議員の再質問にお答えいたします。

職員数でございますけれども、現在のところ、今と同様に、町の職員で対応する予定でございます。人員につきましては、申しあげましたアレルギー対応食の調理、これには通常の給食調理と別に、調理員、また栄養士が必要となってまいります。児童生徒数の減少もございまして、現状の食数が大きく減ることがなければ、現状よりも多い職員数が必要になるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） ありがとうございます。最後に、一つ、これは要望なのですが、三沢小の保護者の方から、要するに三沢小の給食は量が非常に少ないので、学校に届くときには、食缶の中で冷たくなり切っているという話をよく聞いておりました。給食センターが新しくなるということで、そういう備品に関しても十分に検討していただいて、子供たちにおいしい給食が届くように、しっかりと準備し、検討していただきたいということを要望して終わります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林です。結構あるので、自分でも頭が回らないのですが、よろしくをお願いします。

まず、大綱のほうですが、2ページの生活習慣病との云々のところの（1）番、住民健診・がん検診。

健診が皆野町の健康のベースの一つだと私なんか思うのだけれども、毎年私もおかげさまでお世話になっているのですが、いろいろ話を聞くと、非常に受診率が低いと聞いていますが、現状どのぐらいなのでしょう。また、この予算というか金額、2,248万円というのは、概算でいいのですが、何人分ぐらいの予算になっているのか教えてください。ここの部分はこれだけですかね。

3ページに行きまして、Ⅱ、教育・文化・スポーツの推進とあるのですが、ここの2段目、伝統芸能の継承支援で(1)しかないのですけれども、このみなフォトフィールドングとは何なのか、もうちょっと具体的に何かを教えてください。

それから、これも内容が何なのか。新規ということなので、これから始めようということなので、大体聞いたようなことだとあるのですけれども、温水プールの夏休み小学生水泳教室。夏休みにプールの活動を各小学校でやっているというのは、ずっと続いてきていることだと思うのですが、それとは別にこれをやるのだと思うのだけれども、昨今の気候や何かの事情でなのかなとも想像できるのですが、その内容について具体的に教えてください。

それから、下のⅢ、環境保全、産業・観光振興というところの(3)番、サテライトオフィス利用促進補助金、町民等の利用促進のために利用料の補助と書いてあるのですけれども、具体的にはどういう補助を受けられるのかなど。私なんか、この間、皆さんとともに視察したときに、月の会費が1,000円で、1日30分、コーヒー3杯飲めれば、これは安いなと思ったのだけれども、なおかつ補助金をしてあげるの、こんないいことはないと思うので、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

大綱については以上なのですが、予算書のほうに行きまして、29ページ、項1総務管理費の節12委託料の中の地域おこし協力隊の関係です。これは、昨日説明が、それと関連してあったのですけれども、ちょっと聞き逃してしまったので、もう一つたしか四百何万円というのがあったのですけれども、それについて申し訳ないですが、もう一回詳しく説明をいただきたいと思うのです。

というのは、4人いる中で、お一人の方がいろいろな事情でお辞めになるということなのだけれども、その辺の事情について説明をいただきたいなと思っています。

それに関連してこの地域おこし協力隊の委託料960万円。たしか四百……

〔「27」と言う人あり〕

○9番(林 豊議員) 27ページですね、その1枚前に戻ってもらって、同じく節12のところ、地域おこし協力隊、委託料468万円とあるわけですが、この2つのことについて、申し訳ないが、もう一度説明をいただきたいと思います。

それから、41ページ、目3老人福祉費の中の節12委託料、緊急通報発信機保守委託料とあるのですが、緊急通報発信機というのは、たしか何かあったとき、すぐぼんと押せば救急車が来るか何か、そんなようなものだったと思うのですが、現在どれぐらいの緊急通報発信機が出回っているのかということか出ているのかということ。それから、これはどういう人を対象に頼めるのか、改めて教えていただきたいなと思います。

それから、2枚めくっていただきまして、44ページの節12委託料の一番下になりますかね。放課後児童健全育成事業運営委託料というのですが、私、今町の中でぐるぐるしているものですから、いろんな意見を聞く中で、学童が有料になったのだよと言われて、「ええっ、皆野は無料じゃなかったんだっけ」と言われて、そんなことだから町議落ちるのだよと言われてきましたが、そうなのかなと、本当に思ったので、すっ飛んで聞いてみたら、いつの間にか、私がお留守をしている間にそうなったということなのです。

が、私、実際無償化をするというふうに提案されたときに、本当にびっくりしました。というか感動したと言っていいでしょう。こんないいことをやる町長がいるのだと。そのつもりでずっといて、それぞれ1週間ぐらい前はそんなことを言っていたら、何言っているのと怒られてしまって。

ということなので、5年ぐらい遡って、この学童関連の、恐らく無料にすれば人がいっぱい集まるから、物理的なものであるとか人数的なものであるとか、理由はそこそこあるのだと思いますので、利用者数と、それから町の負担、これについて、5年ぐらい遡って教えていただければいいなと思います。どの時点で有料に展開したのかということを含めて教えていただきたいなと思います。

ちょっと先に行きまして、63ページ、項2道路橋りょう費の節12委託料、これは一応項目を除雪事業委託料ということで取り上げて、関連なのですが、前々から言っているのですけれども、県道は県道、町道は町というふうに簡単にすみ分けがされているのですが、親鼻駅は一本道で、県道で非常にいいし、日当たりもいいからきれいになるのですけれども、皆野駅の付近は、家の前の十字路から駅までが県道、そこを右に曲がると、これが駅の鉄道の鉄道敷き、そしてそれからまた右に曲がって帰路に回ると。これは、一方通行ではないのですが、大体そういう形でお迎えなりお送りなりがあるのですけれども、今言ったとおり3つ道が違うのです。

そうすると、町道の部分は町の方々、早く来るのですけれども、県道のほうがかちかちになってしまうのです。毎度、毎度県土に電話して、早く来てくれと言うのですけれども、どんなに早くても一晩明けてしまうので、この辺事前に、もうちょっと話合いでもして、県道だから県とかではなくて、近くに町の業者もいるのだから、そういった、いわゆる垣根を立てないで。特に現実問題として、多くの人を利用するところなので、事前にここの部分については、県とか町だということなくやってもらうようにしたらいいのではないのということを10年以上前から言っていますが、全然それが反映されないの、一体どうなっているのだということをお聞きしたいなと思います。現状は一体今どうなのか。今までと同じなのか、それとも多少は変わったのか。お願いします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 9番、林豊議員さんからのご質問にお答えいたします。

大綱のほうの住民健診・がん検診に関する受診率につきましては、まだ年度途中でありますので、途中経過ではありますが、特定健診につきましては受診率として出ております。27.9%です。がん検診等につきましては、受診率ではなく受診者数としてお答えしたのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康こども課長（梅津順子） まず、胸のレントゲン検診、胸部エックス線検査669人、肝炎の検査4人、大腸がん検診631人、胃がん検診、エックス線検査122人、内視鏡検査389人、子宮頸がん検診228人、乳がん検診、超音波16人、マンモグラフィー321人、前立腺がん検診284人、骨密度検診42人、主なものは以上となります。

何人分要求しているのかということになりますが、こちらも主なものとしまして、胸のレントゲン、大腸がん検診につきましては800人、胃がん検診につきましては750人、子宮がん検診につきましては350人、乳がん検診につきましては500人、前立腺がん検診につきましてはおおむね400人を要求しております。

続きまして、予算の44ページ、放課後児童健全育成事業委託料、学童が無料化になった関係の利用者数と町の決算額についてご報告いたします。5年間ということでしたが、手元にあるのが平成29年からの資

料となりますが、ご了承ください。

無料化が行われたのが平成28年、平成29年、平成30年の3年間となります。

利用者数、平成28年は148、平成29年度190、平成30年度196、令和元年度149、令和2年度155、令和3年度は141でございます。

決算額ですが、平成29年度が4,370万8,000円、平成30年度が4,177万8,000円、令和元年度が1,993万9,000円、令和2年度が2,038万2,000円でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 9番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、予算大綱3ページの(3)番、サテライトオフィス利用促進補助金の関係でございます。これにつきましては、今年度、国の地方創生テレワーク交付金を活用いたしまして、町内に2か所サテライトオフィスを開設しております。今後は、町といたしましても、その施設を多くの方に利用していただくということが一つ大きな役割となってきております。そうしたことから、今回このサテライトオフィス利用促進補助金という制度をつくりました。これは、町内にあるサテライトオフィスを町民の方に知っていただき、利用していただくことで、さらに多くの方たちにPRしていただく、また町内の方も積極的に活用していただくということを目的としております。

内容といたしますと、この施設を利用するために会員登録という制度がございます。この登録の中で、ビジネス会員というのが月1,100円で利用できるというものでございます。この月1,100円につきまして補助をするというものでございます。今内容につきましては事業者のほうと詰めているところでございますけれども、この1,100円を一月補助をするということで、これは期間とすると、令和4年度1年間限りという補助制度で今考えてございます。

それから、予算書の29ページ、地域おこし協力隊の委託料960万円でございます。これは、今年度移住支援担当ということで、2名の地域おこし協力隊を採用して活動していただいております。令和4年度につきましても、引き続き活動していただくという予定でございますので、その活動経費、活動報酬ということで2名分を計上してございます。この2名につきましては、町の移住定住を促進していただく事業と併せまして、自ら提案していただいた事業を実施していただいております。

まず、1人目の松藤隊員につきましては、キャンプ場をつくるということで、今年度場所の選定、町内を回って選定に取り組んだわけですが、場所の候補地といたしますと、下三沢区の淵の尾地内がいい場所があるということで、ここに設置をしたいということで取り組んでございます。昨年の12月には住民説明会を開催いたしました。今後は具体的な契約交渉等に取り組んでいくということで考えております。

また、もう一人の奥村隊員につきましては、趣味の車を通じまして、同じ趣味を持つ人が集まれるガレージカフェをつくり、移住定住促進をするというものでございます。6月には、いこいの村ヘリテージを会場にいたしまして、クラシックカーの展示イベント、それから皆野サンデーミーティングとして、12月に皆野を含む秩父地域内をコースとしたラリーを開催しております。また、来る3月27日には、さらに規模を拡大いたしまして、第2回目のイベントを開催する予定でございます。

来年度も引き続きこうした提案事業の実現に向けた取組を行うために、それぞれ活動を継続していただくことで考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 9番、林豊議員からご質問のありましたフォトフィールドディング、それから小学生の水泳教室についてお答え申し上げます。

まず、みなフォトフィールドディングについてでございます。今皆野町教育委員会では、町民の皆様、子供から大人まで、いま一度住んでいる皆野のことをよく知ってもらおう、知ってほしい、そういった思いで種々の事業を展開をしているところでございます。このフォトフィールドディングもその一つでございます。

どんなものかと申しますと、あらかじめ設定されたポイントへ、徒歩あるいは走ってもいいのですが、そこへ行って、指定されたものの写真を撮る、これがポイント獲得ということになります。その獲得ポイントを競うゲームでございます。スタート地点から遠いところには、高いポイントが設定されたりしておりますので、遠いところを何か所か回って高得点を狙うのか、あるいは近くのポイントを数多く回るのか、それは各チームの戦略次第と、そういったゲームでございます。

この設定されたポイントに、例えば町の文化財であるとか、隠れた面白いスポットであるとか、あるいは今年も実施をいたしました、商店であるとか、そういったものをポイントに設定します。特に商店なんかでありますと、そこでお買物をすると特別なサービスポイントといったものもついて、商業の振興にも寄与できるものではないかということで行っているものでございます。

令和2年度から始めまして、2回目の今年については、100名を超える方の参加者があった事業でございます。また、こういったものを、ポイントを変えながら、皆野のいろいろなところを歩いて、知っていただきたいという事業でございます。

もう一つ、温水プールにおきます、夏休みの小学生水泳教室についてでございます。小学生向けの水泳教室は、これまでも行ってきたところでございます。こちらは、単にプールの活用ということだけではなくて、学校教育が抱える問題の解決の一つになるものということで期待をしております。例えば三沢小学校につきましては、機器の老朽化で、もう既に学校のプールを廃止して、水泳授業を温水プールで実施しております。

議員ご指摘のとおり、夏休みも各学校で水泳指導を行っていたというふうにあります。あの指導は、本来教育課程外の話でございます。教職員の働き方改革の一環で、町の教育委員会として、各小学校に、夏休み中の水泳指導はしなくてもよいという見解を伝えてあります。こうなると、これまで学校が夏休みの間担ってきた子供たちの泳力の低下というものが心配されます。そこを社会体育、温水プールで補っていかうということ考えているものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 9番、林議員さんからのご質問にお答えをいたします。

予算書の27ページ、節12委託料、地域おこし協力隊委託料でございます。こちらにつきましては、令和3年度、今年度までは2名ということで活動いただいておりますが、1名、グルデン隊員につきましては、この年度末をもって母国のカザフスタンのほうに戻って、また改めて大学等で学びを得たいということでございまして、帰国をしたいということでございました。ということで、この地域おこし協力隊委託料につきましては、1名分の計上となっております。

ただ、グルデン隊員につきましては、母国に戻られますが、引き続き皆野町の取組にご協力をいただけるというなお話もいただいておりますので、カザフスタンにいるグルデンさん、そして町に引き続き残っていただけるゼレさんが、共に協力をして、これまで以上に、オンラインによる国際交流ですとか、場合によっては、状況が許せば、対面の交流等も発展的に取り組んでいけるのかなというふうに期待しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 9番、林豊議員のご質問にお答えいたします。

予算書41ページ、緊急通報発信機についてでございます。まず、設置の台数でございますが、令和4年1月時点で159台でございます。こちらの対象でございますけれども、おおむね65歳以上で持病がございます単身の高齢者や単身の重度障害者の家庭に、電話回線を利用いたしまして、緊急事態の発生に対処すると。具体的には、ボタンを押すと救急車が出動すると、こういった内容のシステムでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 9番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

ページでいきますと63ページ、節12除雪事業委託料の関連質問でございますけれども、お答えさせていただきます。皆野駅前の道路状況につきましては、皆野駅前より吉見屋さんに向かうのが県道皆野停車場線、ローソン秩父皆野駅前店裏から皆野駅に向かう町道199号線、寄ってんべえみなんのち脇から丸通さんの裏までが町道159号線、この3路線が皆野駅構内の道路と接続する異例な構造となっております。

除雪につきまして、管轄しております秩父県土整備事務所に確認したところ、地理的条件及び気象的条件等により、秩父地域においては、積雪量5センチ以上のとき、受注者が必要と判断した場合に実施していると。それ以外につきましては、必要に応じて受注者が凍結防止剤等を散布しております。

ご指摘の道路は、議員も御存じだと思いますけれども、県道皆野停車場線で、以前は複数の住民より、除雪に対することに対して苦情がありました。それに伴い、除雪に苦慮していましたが、現在は除雪等を実施しております。今後も秩父県土整備事務所と協力をし、対応してまいりたいと思います。

ぜひ議員におかれましても、地元でもありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 手っ取り早いほうからやっちゃいます。

除雪について、いろいろありがとうございます。宮原課長なら、いろいろやってくれるかなと思ったけれども。実際問題として、いろいろ条件が変わってきまして、この間の雪では、どういうわけかきれいになった。一つには、近隣の若い人がいるところで、除雪をやってもらったというのが主な要因かなとも思いますけれども、実際問題10センチとなりますと、本当に今まではかちかちになるまで除雪が来なくて、苦情がいっぱい行ったというのは、多分自分のを含めて行ったと思うのです。

本当にここ10年、家のほうでも、高齢化が進んでしまっていて、今まではそれこそ自前で除雪することも結構あったのですけれども、なかなかそれもかなわないというのが現実でして。そうだから、そういう苦情が行ったかと思うのですけれども、いわゆる縄張りみたいなものを設けないでやってもらえるといいなど。

周りがよくなれば、当然その道を通って駅を、つまり鉄道利用者が集まってくるのです。そうしたときに、「何だよ、肝腎なところが、ほんの少しだけでも、駄目じゃねえ」とよく言われてきたのが現実です。そういったことが本当に少なくなるのが、本当にこちらの希望でもありますし、正直なところを言えば、我々地元の間人は、その道について、あまり関係ないと言うと怒られてしまうのですけれども、利用するのは本当に周りの人の利用のほうがはるかに多いので。だから、周りの道をきれいにするのであれば、最終ゴールもやってくださいよというふうに要望もしますし、実際いろいろ改良していただいているようですから、その点についてはお礼をしまして、今後ともよろしくということをお願いいたします。

除雪に関しては、それでオーケーです。

それでは、別のところへ行きますが、住民健診についてから、それでは再質問させていただきます。住民健診、特定健診ということかな、全体の27.9%、30%、これはもう担当課長としても、非常に少ないなと。また、町長にしても、せっかくやっているのにというのは、言い方が悪いかもしれませんが、本当にもったいないと思うのです。皆野の健診は、他町に比べてもいろいろ項目が多かったりして、非常にいいことが多いのだけれども、本当に知っている人が少ないので、機会あるごとやったほうがいいよと。同級生なんかでも、もう定年も過ぎたのだし、やったほうがいいよというふうに勧めております。実際にはほかの機会を持ってやっている人も多いのですけれども、現実やっていないと。

ぜひ受診促進のためのことを、いろいろやっているのではと思いますけれども、これからも少しでも、一人でも多くの受診者を増やすような取組をしていただきたいなど。実際問題少な過ぎるという感じがしますので、それこそ健康促進を意図として考えている皆野町ですから、少しでも多くの受診者が増えるように、これからもよろしくをお願いいたします。

予算書のほうの、先ほどの44ページです。先ほど答弁いただきまして、学童の5年遡ったときの利用者数と、それから皆野町の予算ですけれども、さすがにやっぱり無料だと190人。これだと、物理的に施設が厳しいのではないかというふうに思いますし、金額のほうも4,300万円、5,000万円弱と言ってもいいぐらいの金額になりますから。それに比べまして、有料化したら50人方減って、現状150前後で予算が2,000万円と約半減ですかね。これを見てどう考えるかということです。ああ、よかったのか、それともこの程度なら、また続けたほうがよかったのか。それは、今後考えればいいことですが、これを見たときに、この数字を見たときに、町民がどう考えるかです。

また、施設的な問題ですが、これは教育委員会とも相談しなければいけないと思うのですが、放課後の空き教室の問題というのは、随分前からいろんなところで言われています。現状近隣では、空き教室を利用して、いわゆる学童を行っているところもあるように聞いております。子供子育ての支援ということを行うたう町であれば、それもそろそろ考えたほうがいいのではないかと。あわせて、質問には出しませんでした。皆野の町立幼稚園についても、こども園化のことを考えたほうがいいのではないかと、こういう時期に来ていると思います。

これらの点について、担当課長、教育委員会のほうに対しても、何かお答えができることがあるのであればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。なければいい結構です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 9番、林豊議員の再質問にお答えしたいと思います。

放課後の空き教室という部分ですけれども、恐らく近隣他市町の例ですと、放課後の空き教室ではなくて、純粹に空き教室、それを別の区画として、学童保育所としているのではないかなというふうに思って

おります。放課後子供が帰ったから空くというところを学童として使っているのではないというふうに認識をさせていただきます。

また、幼稚園の認定こども園化ですけれども、これは大変重要な問題と認識をさせていただきます。子供自体が減っていく中で、保育園と幼稚園の在り方、こういったものは、子供たちの将来、未来を考える上で大変重要な課題だと認識させていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 健康こども課長のほうは何かありませんか。なければなくてもいいです。

今の教育次長の答弁、大変重要かと思えます。本当にいろいろ考えていただいているなということを実感しました。確かに私の言った空き教室という定義は若干、そちらのほう为正しいかと思えます。

それでまた、認定こども園化ということも、全く頭がないよということではなくて、いろいろな形で考えていただいているのだなということを感じましたが、本当に早いうちに、早急にそれらの対応を迫られているのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

これまた教育委員会の関係になりますが、フォトフィールドディングのことについてですが、こういう催しというのは、10年以上前から商工会でも非常に類似なことをやっているのです。もちろん詳細にわたってはいろいろ違う部分があります。

それで、伝統芸能の継承支援という頭のこれに対してこれだと、若干違和感があるのです。これだけといっても、たったという言い方が正確かどうか分からないにしても、53万円、これだけのお金でも、例えば出牛人形であるとか、各地区の獅子舞の頭であるとか、そういった修復に回ってもらうほうがというか、回してもらうと、非常にありがたいのです。そういうところの予算が本当でない。

出牛人形については、人形サミットということで、秩父の人形芝居の3つのうちの1つを担っているわけですけれども、現実としては非常に厳しいです。一番厳しいです。後継者がいない。また、資材、その他をとっても一番厳しい。その辺のことを少しでも、少しずつでいいですから、何か対応していただきたいなということを感じます。

こういったというのは失礼ですけれども、このフォトフィールドディングみたいなことは、教育委員会が積極的にやることなのかなと、私なんか逆に思ってしまう。観光関係で、商工会なんかでも、また観光協会でも似たようなことを結構やっているのです。そっちのほうに、こんなことは投げてもらって、またやったほうがいいのではないかなというふうに感じています。

本当に伝統芸能ということをやりたいのであれば、そちらのほうのことをもう少し考えていただきたいな。もちろん担当の方、職員は、一生懸命頑張っている職員もおられますけれども、お金の問題もありますので、何か考えていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。もちろんこの事業について、どうだこうだ文句を言うわけではないですけれども。

何か今言ったことに対してご意見等ございましたら、教育委員会、よろしく願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 9番、林豊議員さんのご要望でしょうか、に教育委員会の考え方を申し上げます。

フォトフィールドディングの説明の答弁の冒頭に、皆野のことをもっとよく知ってほしいというようなことを申し上げました。人形の修復にお金がかかる、そういったところの援助もという話でしたけれども、やはり町民一人一人が、皆野町にあるそういった貴重なもの、そういったものを大切に思う心、そういう

ものがやっぱりもっと盛り上がって行って、その結果、みんながそれを継承していきたいと、そういうような気持ちにさせるということも教育委員会、生涯教育の一つの目的だと思っております。このフォトフィールドディングについては、そういったことも考えて、先を見据えて、少しずつ郷土愛を醸成していこうという事業でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 理解しました。同じようなことをいろんなところでもやっていますので、お互いに協力し合いながらできればいいなと考えています。

それから、プールについては先ほどの答弁で結構です。

それから、サテライトオフィスの利用に関してですが、先ほどの答弁の中だと1,100円という数字は出てきたのですが、そのうちの全額補助していただけるのか、それとも一部補助なのか、その点はどうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

現在制度を詰めているところですけれども、月1,100円全額を補助、一月に限ってということで考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 分かりました。1か月、当初。1か月どれぐらい使うか分からないけれども、当初の1か月は全部補助するよということですね。

このサテライトオフィスは、民間事業ですよ。民間事業に町がこういう形で補助するというのは、ちょっと考えものかなと思います。ほかにでも民間でいろんなことをやっている人たちがいるのに、なぜ施設を造るのに国の補助金を使い、県の補助金を使って造って、なおかつまた利用料金の補助までしてやるのか、その辺について多少疑問を感じますが、その点どうですか、町長、どう考えますか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今我が皆野町で一番考えていかななくてはならないのは、町を活性化させたいと、こういうことになるかと思えます。そうしたことからしても、今回のこの取組につきましては、大いに活用していただいたり、またこれを縁に、そうした事業者等がまた皆野町に進出してくると、こんなふうな期待もできるのではないかなと、こんな思いがしております、極めて今の時代には大事な事業だと思っております。

それからもう一点、林議員にあえて申し上げますけれども、先ほどからお聞きしております、駅周辺の除雪の話ですが、この間雪が降りました。あのときうちは25センチ積りました。5センチ以上積ると、公費で掃いてくれるというような、またそれを積極的にやってほしいというような話をしておりましたけれども、林議員の家の近くでは、駅までもそんなに距離があるわけではありません。そしてまた、高齢化してきているという話ですけれども、私が今聞いておまして、あそこの家、ここの家、まだまだ我々から見れば若い方もかなりおりますので、林議員が先頭に立って雪を掃き始めれば、大勢の方々がそれに協力して、早い機会に雪が掃いてもらえるのではないかと。

少なくともここにいる山間地域から議員でお骨折りいただいている方々は、ほとんどの方々が雪を掃い

て、そうしたことを積極的に取り組んでおりますので、私どもから言わせると、林議員の住んでいる近所は、そんなに長い距離でもありませんし、大勢で掃けば、そんなに長時間かかることでもないので、むしろそうした、除雪を期待するよりも、自分たちで率先して掃いてもらうように、それがまた林議員としても、地域の方々から信頼をされる、こういうことになるのではないかなと思いつつ聞いておりましたので、あえて申し上げさせていただきました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 町長、全然分かっていない。私が言っているのは、自分たちのために言っているのではないのだ。我々は、あそこに50センチたまろうと、駅を使う人なんてほとんどいない。だから、雪をかかなくてもいいのです。要するに皆さんが家から、家を出るのに雪をかいて、県土が道路をきれいにしてくれて、駅まで来るわけです。ところが、駅へ来てみたら、たったの50メートルだけれども、そこが雪がたまってしまっている、それなのです。我々は、だって利用しないのだから。

元気なうちは、確かにやっていました。だけれども、元気でなくなれば、現実年齢の問題ではないのです。それぞれが持病を持ち、医者に通っている人たちばかりなのです。だから、今回についても、今回は近所の人で若い人がいたので、また仕事の関係もあるでしょう。それで結構頑張ってもらいました。また、日当たりの関係も変わったので、きれいになりました。

だけれども、これまで元気でやっていた人たちもできなくなっているのです。それが現実なのです。これが高齢化の結果なのです。それを、何でこちらで、自分のところでやればいけないと言われてしまったら、それは問題です。それは幾ら言ってもしょうがないから、答弁は結構です。言っても、それこそほかのことと一緒に、ただ水かけ論になるだけだから。

それを言うのだったら、外に出て、家のほうへ来てそれを言ってください。仲よしの方がいっぱいいるようですから、お宅の前の雪はお宅でかけばいいではない。前の議員がががあ言っているようだけれども、私はそう思うからねと言えいいではないですか。私はそう思わないけれども。そういう制度もちゃんとあるのだし、ちゃんとそれをやるのが仕事の人たちがいるわけだから。現実に来てくれます、遅れるけれども。でも、遅れてしまったら、道を利用する人たちが不便をするのです。不便をする苦情がみんなうちのほうに来る。町にも来るけれども、そこは町は、そこは県道だから、うちは知らないよと言えば、それで済んでしまう。現実はそのなのです。

それをでは、すぐ近隣の、その前の人たちにやらせるというのだったら、それを言ってください。私はそれはおかしいと思うから。

それはそれとして、それとは別のこと……それでは、これで私の質問、それから答弁は終わりで結構です。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時40分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。予算案のほうの89ページの節のところ、11、12、14のところで、関連で質問させていただきます。

まず、節12のとこのスポーツ公園野球場の改修工事設計委託料、その下にある節14のスポーツ公園野球場のネット改修工事はどうなのか、まず最初それを質問します。

それと、節11のところ、町民運動公園の鉄棒撤去、これに関連したことでもちょっと質問いたしますので、まずスポーツ公園野球場との関係をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、林太平議員のご質問にお答えいたします。

まず、スポーツ公園の野球場改修工事設計業務でございますけれども、オープンから大分年数もたってきたところで、各種の傷みだとか予防的修繕、こういったものが必要になってきております。そこで、野球場について、そういった塗装工事であるとか土の入替えであるとか、予防的な修繕を含めた全面改修を計画をしているところでございます。令和4年度につきましては、その設計業務をまず委託をしたいというふうを考えておるものでございます。

また、節14工事請負費、スポーツ公園野球場の防球ネットの改修工事でございますけれども、こちらにつきましては、令和3年度の当初予算で、野球場のライト側、そちらに防球ネットをつけるという工事費を予算計上いたしました。その後、その支柱の位置について、不適切な部分があったために、令和3年度の補正第4号で追加の工事費を計上したところでございます。

実際には適切な位置に支柱を立ててネットを張ったわけなのですが、その過程で、地盤に岩盤がはみ出て、都合4本立てる支柱のうち3本しか、その岩盤を掘るための工事費がかさんでしまったために、4本中3本しか立たなかったという現実がございます。そこで、残りの残工事、支柱を1本、それからネット1スパン、これを張る工事を来年度実施したいというものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） まず、野球場の改修ということで、全面的なようで、やっぱりこのライト側にネットを張ったとき、前回も言ったのですけれども、レフト側が道路に面している部分で、今野球のボールが、飛ぶボールを相当使っているということで、レフト線のところへ打つと、ホームランがフェンスを越えるような話も相当聞いています。それらについても、野球場を全面改良するのであれば、ネットを全部、全面的に、それと前回電光掲示板で、ボール、ストライクが逆になっているというときに、直すと言ったのですけれども、コロナの問題で中止になったような話も聞いていたのですけれども、その辺のところについても、やるのであれば、電光掲示板も全部新しくしてもらったり、いろいろ改修工事をしてもらったほうが良いと思うのですけれども、その辺については。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、林太平議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のレフト側の防球ネットでございますけれども、今回の設計業務の中に含むつもりでおります。

スコアボードのストライク、ボール、これがコロナでというのはちょっと、私のほうは詳しくは聞いていなかったのですけれども、この総合的な改修を行うということで設計を委託しますので、その中に含まれる範囲で含めたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今野球場のグラウンドについても、相当いい、内野についてはよくできているような感じもするのですけれども、外野が、何回も質問したことがあるのですけれども、相当な草になるので、その辺のところは、草が生えない方法が相当あるらしいので、その辺のところも全面改良に向けて参考にしておいてもらえればと思います。

それと、そのライト側のネットについて、今度は大丈夫なのでしょうね。またやって、石が出たからとかなんとかで、またやり直すことのないように、よく検討しておいてもらったほうが良いような気がしますので、それは要望にしておきます。

それと、あと一個、節11運動公園の皆野のヤオヨシのところの鉄棒撤去ですよね。あのグラウンドの鉄棒撤去の件ですよね。それをお聞きします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、林太平議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、皆野町運動公園の鉄棒の撤去の費用でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） それに関連してちょっとお願いなのですが、あそこに電気の高圧受電設備の中の倉庫になっている部分、それは前の議員が持ってきたというものが2つ、でかいものが置いてある。この前、消防の点検のときにも、職員の方にも言ったのですが、あれはもう何年も使われていなくて、前町民大会のとき、何かいろいろなものが入っているような経緯があるものが、でかいものがあるのだけれども、今は鉄骨の値段がうんといいから、今処分したほうが良いのではないかと思うのですが、その辺はどうなのですか。

あれは、今どこの管轄になっているのか分からないけれども、持ち主は、多分元の町会議員が持ってきたという話は聞いているのですけれども、あれは相当な重たいもので、中にポリバケツとかポリタンクとか、いろいろなものがいっぱい入っているようには見えるのです。だけれども、一切使われていないのが、もう何十年。あれは、あそこに必要ではないものだと思うので、ぜひこの鉄棒を撤去するときに処分すれば、先ほどから言うとおおり、鉄の値段が相当いいので、あれは重たいものだから、早く処分したほうが良いような気がするのですけれども、どうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 2番、林太平議員のご質問にお答えいたします。

貴重なご意見として参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） ここにも書いてある運動公園の芝生も点検するとか、いろんな面でよくやってもらっていると思うので、その辺についていいのですけれども、やっぱり一番最後にその変電設備の要らないものは、早めに処分してもらおうようお願いをして質問を終わります。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 何点か質問させていただきます。

ページで47ページ、委託料の新型コロナワクチンの接種委託の関係ですが、昨年夏からの1回、2回のワクチンの接種が行われて、それで秋口には、ワクチン接種の効果というか大変ありまして、大変感染者が少なくなったということでございました。そのときの1、2回目のワクチンの接種率、その辺の、町の何%ぐらい接種されたか、分かたら教えていただきたいと思います。

それでまた、その後におきまして、今オミクロン株の感染拡大ということの中で、今3回目のワクチンも接種を実施されております。お任せ接種という形で大変好評な状況で、今までと違って、すぐに接種もできるということで、町民も大変喜んでおります。その辺の3回目の接種についての費用かと思うのですが、この目標計画値、どのくらいを町で想定されているか教えていただきたいと思います。

また、1回、2回、ワクチンが接種される中で、接種されなかった方、この方がどのくらいいたのかを含めて教えていただければと思います。

あと、81ページなのですが、これも委託料のところ、乗務員の委託料、またその下の通行業務の委託料、その関係について、幼稚園バスの関係かと思うのですが、今まではシルバー人材センターのほうへの委託であったかと思うのですが、この辺がどのように変わるのか教えていただきたいと思います。

あと、ページで85ページ、負補交で無形文化財の後継者養成の交付金と。先ほど林議員からもちょっとお話が出ましたけれども、その辺、無形文化財の後継者の養成交付金、どのような団体に出ているのか教えていただきたいと思います。

3点お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 6番、若林光雄議員さんのご質問にお答えいたします。

新型コロナワクチンの1回目、2回目、3回目の接種率をそれぞれ申し上げます。1回目の接種率が3月10日、本日時点で84.8%、2回目の接種率が84.3%、3回目の接種率が22.4%でございます。3回目の接種率の目標、70%を目標として取り組んでおります。現時点で1回目、2回目というのですか、最初の接種の未接種者数が1,372人でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 6番、若林議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、予算書のページで申し上げますと81ページ、幼稚園費の運行業務委託料についてでございます。こちらは、ご指摘のとおり、園バスに係る運行委託料でございます。幼稚園の送迎バス、こちらは2台ございまして、1台は民間のバス運送会社、もう1台は、ご指摘のとおりシルバー人材センターに委託をしておりました。しかしながら、シルバー人材センターのほうで、運転手の確保が困難、あるいはまた運転業務をシルバー人材センターとして業務を行うことについて、なかなか困難であるということで申出がありましたために、令和4年度からは2台とも民間への委託を考えてございます。

なお、運行業務委託料のすぐ上にある乗務員委託料でございますが、これは送迎バスの添乗員の委託料でございます。こちらにつきましては従前どおり、次年度以降もシルバー人材センターに委託をする予定でございます。

2点目のご質問の予算書のページで申し上げますと85ページ、負補交のうち無形文化財後継者養成交付金でございます。令和4年度予算で36万円計上しておるところでございます。1団体当たり3万円で、12団体の交付を予定してございます。団体名を順に申し上げますと、皆野椋神社神楽保存会、金崎神社獅子舞

保存会、立沢の虫送り、奈良尾獅子舞団、下田野あんどんまち保存会、出牛浄瑠璃人形保存会、国神獅子舞保存会、皆野民俗芸能奏楽研修会、門平の虫送り、門平獅子舞団、日野沢神楽団、三沢諏訪神社獅子舞団の12団体でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 大変ありがとうございました。先ほどコロナワクチンの未接種者1,372人とお話をいただきました。今後この方たちに対する町としての対応、対策、どのようにお進めになる見通しですか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 若林議員さんの再質問にお答えいたします。

未接種の方につきましては、広報ですとか安心安全メール等での周知はしていきたいと思います。ただ、この予防接種が、努力義務ではありますが、必ず受けなければならないものではないので、その辺はご本人の判断によって受けていただく形になるかと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

幼稚園バスの委託料の内容は分かりましたですが、委託先、民間委託先はどこか、分かったら教えてくださいたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 6番、若林議員の再質問にお答えいたします。

単年度の契約で行っておりますので、来年度について確約的なことは申し上げられませんが、令和3年度、本年度につきましては金崎の新井運輸に委託をしております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） ありがとうございました。

次に、負補交の無形文化財の関係、13団体、内容はよく分かりました。今、たまたま私どもの地元、出牛浄瑠璃人形の関係で、なかなか後継者もいないです。出牛地区だけでは今後公演も難しいという中で、今、金沢地域こぞって呼びかけたらどうかということで、本金沢区のほうからも今、後継者になるべく会員が入りまして、今出牛の人たちプラス本金沢の人たちが入って、金沢地区でまとまって、出牛の浄瑠璃人形を後継しよう、後世に残そうというような形で今進めているところでございます。

今後、これは要望ですが、各団体と違って、出牛の浄瑠璃人形は大勢で物事を進めなくてはならぬということもあって、なかなか人的にも大変でございまして、何か集まれば、やっぱりその席で、張り合いもなくてということ、一つの公演もできるからということならば、公演を目標にして練習したいというようなこともあります。なかなかその公演場所もないようなことなのですが、極力公演の場所等も見つけながらやっていきたいと考えています。

したがって、いろいろの出先等もこれから出てくるようなこともあるかもしれませんが、いろいろ町としても、その辺の補助的なことも考えていただければと要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番。何点か質問をいたしますけれども、なるだけ再質問はしないようにしようと思っていますので、分かればしないので、簡単明瞭にお答えいただければありがたいと、教えていただければありがたいと思います。

まず、歳入のほうで、4ページ、款1、項4、目1たばこ税、これが本年度の予算が5,265万1,000円、これは前年度比が526万7,000円となり、ちょうど10%ぐらい増えているようなのですけれども、この増えた要因が分かりましたらお願いいたします。

それから、6ページの款12、項1、目1交通安全対策特別交付金111万2,000円、これは特別という文言がついているのですけれども、どんな特別なのですか。歳出のほうで、26ページに交通政策費とか、そういう歳出のほうの部分がありますけれども、それに関連しているのですかどうですか。また、特別のことをやるのですかどうかをお伺いいたします。

それから、同じ6ページ、款13、項1、目2、節1児童福祉費負担金、説明欄で保育所児童保護者負担金1,000万円。この1,000万円というのは、恐らく保護者の方々から集金をするお金だと思いますが、集金するところはどこの施設。何か所かあるのでしょうか。それから、何人ぐらいを予定しているのでしょうか、お伺いします。

それから、10ページの款15、項2、目7、節1、総務費国庫補助金618万7,000円、これは通知カード・個人番号、説明にあります、これはマイナンバーのことだかと思うのですけれども、マイナンバーは、この618万7,000円というのは何人ぐらいの人を予定しているのでしょうか。それで、以前聞いたことがあるのですけれども、去年でしたか、24.9%とか25%ぐらいの人しかマイナンバーを取得していないということを知っておりますけれども、現在はどんなふうになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、13ページ、款16、項2、目5、節2の学校教育費県補助金225万2,000円、その中の説明欄で、中学校配置相談員助成事業助成金が105万2,000円とスクール・サポート・スタッフ配置事業県補助金というのがありますが、これは具体的に言うと、中学校のほうにどういったものを、配置となっているから配置するのかをお伺いします。

それから、歳出のほうなのですけれども、歳出のほうで20ページ、款2、項1、目1、節1、報酬の中の11万2,000円で、少ないというか、なののですけれども、行政不服審査会の委員報酬となっていますが、この行政不服審査会というものは、どういう組織といいますか、になって委員がいるのかということをお伺いします。

それから、27ページの款2、項1、目7、節7報償費、その中の説明欄の中でふるさと納税返礼品、それが264万円とあります。それで、264万円というのは報償費なのですけれども、これは歳入のほうの予定が、ふるさと納税が800万円予定されているようです。その800万円というのは、去年から200万円増になっております。それで、264万円を800円で割ると、約33%なのですね。それで、その33%というのが、いいか悪いか分からないのですけれども、国の指導か何かでいくと、30%以下でやりなさいというか、そういう指導みたいなものがあるようなので、33%ですから、いいといたしまして。

その節11に役務費というのがあって、郵便振替手数料、ふるさと納税決済手数料、これが全部ふるさと納税の関係だとすると、109万1,000円かかって、それから委託料として、ふるさと納税業務委託料70万円かかるということで、これをみんな足すと443万8,000円ぐらいになるのです。だから、800万円もらって、

その費用に443万8,000円引くことのとすると、約360万円ぐらいが残るという勘定かなと思うのですが、それは多分皆野町の人で、今度は逆によそへ随分ふるさと納税をしている人もいるかと考えられます。それで、そのふるさと納税をよそへ納税されてしまった金額と、この残った360万円ぐらいとでどっちが多いか。それは、今すぐは分からないでしょうけれども、今年は、令和3年度の決算でも見なければ分からないかもしれないのですが、予想としてどんな具合に予想しているか、お答えできればしていただきたいと思います。

それから、29ページの款2、項1、目10移住定住促進費の中の節18負補交、説明欄で、子育て世帯定住促進奨励補助金2,000万円。これは補助金をどういった対象者に、具体的に分かれれば、補助先を教えてくださいたいと思います。

それから、44ページの款3、項2、目1、節12委託料、説明欄でいきますと、子どものための教育・保育委託料2億640万円、それから放課後児童健全育成事業運営委託料2,069万3,000円、その下に行って、地域子育て支援拠点事業委託料839万8,000円、これの対象先、それとどこへ、人数はどのくらいを予定していて、教育・保育と、それから放課後児童と、それから地域子育て支援拠点事業というの、場所がどこで、どういうふうに行っているのかお伺いしたいと思います。

それから、72ページの款10、項1、目2、節18負補交の説明欄の中に、食物アレルギー等診断書料補助金、これは6万円という話なのですが、教育費のほうだと、子供に対する補助金かと思われそうですが、これは診断をして、さっき給食のほうで話がちょっと触れていたようだったのですが、これで診断をした結果、子供がアレルギーであるといった場合に、町のほうではどんな対応、それから指導とか、給食なども含めてやっているのか、分かれればお聞かせください。

それと最後に、今年、令和4年の1月26日に、皆野町立皆野小学校特別支援学級設置工事というものの入札があって、これが入札不調で、それで再度令和4年2月3日に執行した令和3年度の入札で、同じ案件で、皆野町立皆野小学校特別支援教室設置工事ということで落札しているのですが、この落札したこの事業は、この予算のほうのどこに入っているのか分かったらお願いをいたします。そして、この小学校特別支援教室というのは、どんな教室なのか教えていただければありがたいと思うのですが。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 11番、四方田議員からのご質問にお答え申し上げます。

まず最初は、歳入です。予算の説明書13ページ、県の補助金2本でございます。中学校配置相談員助成事業とスクール・サポート・スタッフの県補助金について申し上げます。まず、1点目、中学校配置相談員助成事業でございますけれども、皆野中学校に配置をしております、さわやか相談員の設置経費に係る県の補助金でございます、所要の経費の2分の1が補助対象となっているものでございます。

さわやか相談員につきましては、中学校におきまして、不登校あるいは不登校傾向のある生徒の相談に乗るほか、町内小学校にも出張していただきまして、小学校と中学校の円滑な接続、こういったところにも力を発揮していただいているところでございます。配置人数は1名でございます。

2点目のスクール・サポート・スタッフ配置事業でございますけれども、このスクール・サポート・スタッフというのは、教員の業務の負担軽減を図るために導入をした職でございます、皆野町の各小中学校4校に1名ずつ配置をしております。ただ、専任ではなくて、いわゆる校務員、鍵開けをしたり、学校環境の整備を担う校務員さんが兼務をしているような形で、教職員のお手伝い、例えばプリント類の印

刷だとか、仕分だとか製本、そういったところの事務的な仕事にも従事をしていただいております。所要の経費の3分の2が補助対象となっております。

続きまして、歳出でございます。予算書の72ページになります。食物アレルギー等診断書料補助金でございます。こちらにつきましては、アレルギーのある子供については、学校に生活管理指導表というものを出す必要があります。具体的には、こんな食物に対してアレルギーがある、あるいはこんな持病がある、そういったものを記録した管理指導表というものが必要になります。そこがアレルギーの項目になりますと、医師が記入することになりまして、いわゆる診断書を書いてもらうような手数料が発生いたします。その手数料に対して、町で1件当たり1,500円を上限に補助を行っているものでございます。

そのアレルギーのある子供たちにどのような対応かということでございますけれども、学校、それから給食センターにおきまして、どの子が、どんなアレルギー物質、アレルゲンですね、アレルゲンがあるのかということ把握した上で、低学年であれば担任の教諭が除去をしたり、あるいは高学年、中学年になってくると、今日は駄目なものがあるから、ちゃんと取り除こうねといったような指導をするというような体制ができております。

3点目の入札の関係でございます。こちらにつきましては、令和3年度の補正で追加をして、工事入札を執行し、もう既に契約を締結して着工しておるものでございますので、令和4年度の予算書にはのってきておりません。

どのような教室かということですが、今回設置する特別支援学級が肢体不自由ということになりますので、校舎の1階に、なるべく平面、フラットな状況で出入りができて、かつ身体運動であるとか、そういったものがしやすい環境の教室を造るものをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 11番、四方田議員さんのご質問で、予算書の29ページ、子育て世帯等定住促進奨励補助金の内容についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、平成26年度から開始された制度であります。これは、皆野町の少子化及び人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るために、皆野町に定住する子育て世帯、新婚世帯、転入世帯が新たに住宅を取得する場合に補助金を交付するというものでございます。

その具体的な内容、対象者ですが、この子育て世帯につきましては、15歳以下の子供を扶養する世帯が対象となります。新婚世帯につきましては、夫婦のいずれか一方が40歳未満で、婚姻後5年を経過していない世帯が対象となります。転入世帯、転入者につきましては、皆野町に転入する前、3年以上皆野町外に住んでいて、皆野町に転入される方が対象になってくるということになります。

補助の内容ですが、基本補助金といたしまして、住宅の区分によって金額が異なってまいります。新築住宅を町内に取得する場合には、補助金が50万円、中古住宅の場合には25万円、それから加算補助金というのがありまして、子育て世帯、それから新婚世帯の場合には、今申し上げました新築、中古住宅の補助金にプラスいたしまして30万円が加算をされます。

さらに、町内の事業者、これは小規模登録ですとか、入札指名参加に登録されている町内業者を使って新築住宅を建築した場合には、20万円が加算をされます。さらに、子育て世帯の場合には、中学生以下の子供1人につき10万円が支給されるという形になります。大体子育て世帯でありますと、子供の数にもよりますが、新築で住宅を取得しますと、100万円前後の補助金が交付されるというのが一般的な状

況になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 11番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、歳入の6ページ、民生費負担金の保育所児童保護者負担金ですが、こちらにつきましてはゼロ歳から2歳児のお子さんをお持ちの保護者の負担金となります。ただし、市町村民税非課税の方と中学生以下のお子さんが3人以上いる世帯については、第3子以降が無料となっております。令和4年1月1日現在の、令和4年度のゼロ歳、1歳、2歳児の申込者数は66名でございます。

続きまして、歳出になります。44ページ、委託料、子どものための教育・保育委託料、こちらにつきまして対象先ですが、町内では2か所、町外では16か所となります。1月1日現在の申込者数は176名となっております。

放課後児童健全育成事業運営費の委託料、こちらは皆野学童、国神学童、明星福祉会のほうに委託しているものでございます。場所は、皆野学童は柔剣道場のあるところ。国神学童は、長生荘の横というか大淵にあります。そちらでやっております。おおむね皆野学童の定員が120、国神学童の定員が40名で運営しております。

最後に、地域子育て支援居宅事業委託料、こちらは子育て支援センター、きらきらクラブと申しまして、未就園のお子さんが遊びに行く施設となっております。こちらは皆野学童保育所内に設置しております。人数につきましては、コロナの関係で、あまり多く集めることができないため、現在は1日当たり10組を上限としております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 11番、四方田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、4ページの町たばこ税になりますけれども、こちらは令和3年10月から、税率のほうは1,000本当たり6,552円と増税になったことも見込みまして、増額とさせていただきます。

それから、27ページのふるさと納税の関連でございますが、町民の方が他の市町村に対しましてふるさと納税を行い、住民税が控除された金額でございますが、令和3年度の課税分の数字ですけれども、人数にしますと127名、寄附金の総額が780万4,470円です。このうち住民税は控除となりますので、ふるさと納税したことによりまして、控除された金額というものが359万4,237円でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 11番、四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

10ページ、通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金の618万7,000円ですが、こちらにつきましては、戸籍法改正に伴うマイナンバー制度に係るシステム改修の補助金でございます。内容ですが、将来的に、本籍地でなくても戸籍抄謄本が取れるようになります。また、戸籍の届出の際に、添付書類として戸籍の抄謄本が必要となるケースがありましたが、そのようなものも将来的には不要となってくるものでございます。

令和3年度までは、この項目で個人番号カードの作成料国庫補助金として計上しておりましたが、令和4年度からは、国と直接、そのカードを作っている委託先であります、地方公共団体システムとの契約と

なったため、町の予算措置はなくなりました。また、個人番号カードの交付率ですが、令和4年2月末現在で30.57%です。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

ページで20ページの一般管理費、節の報酬、行政不服審査会委員報酬の関係でございます。まず、行政不服審査でございますが、行政不服審査につきましては、認可申請なり許可申請なり、申請したときに、許可、認可がされない場合など、不服な処分がされたと感じた者が申立てする機関でございます。その認可に当たったり許可に当たったり審査が、適正かどうかする機関ということでございます。委員さんは、条例の規定で5人になっておりまして、委員長が1人、委員が4人でございます。都合4回の審査会の予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 11番、四方田実議員からのご質問にお答えをいたします。

予算書の6ページでございます。款12、項1、目1交通安全対策特別交付金ということで、なぜ特別という名称かということ、特別なのかというお話でございますけれども、これはかなり従前から毎年度受け入れております交付金ということになりまして、その交付金の成立の過程で、なぜ特別という名称が付されたのか。今、現時点、手持ちの資料では分かりかねるところがありますが、毎年受け入れております交付金でございます。

これは、中身につきましては、交通反則金を原資といたしまして、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の財源として交付をされておるものでございます。町におきます交通安全対策の経費として活用させていただいているものでございます。

また、歳出のほうに参りまして、予算書の27ページ、節7報償費、ふるさと納税返礼品の関係で、歳入800万円に対して、返礼品が3割を超えているのではないかとご指摘でございますけれども、まずこちらに関しましては、便宜上1件2万円、これの3割を返礼するといまして6,000円、この6,000円に400件、それにまた消費税を掛けまして264万円という、予算上、便宜上の計上となっておりますけれども、議員ご指摘のとおり、返礼率につきましては3割以内というようなことになってございますので、実際の運営上では、3割を超えないように、3割以内に収まるように返礼率を調整をさせていただいております。

また、返礼品につきましては、種々の、いろいろな種類がございます。重い物もあれば軽い物もございまして、また近くにお届けするもの、遠くにお届けするもの、様々ございまして、そこに係ります経費もかなりまちまちでございます。国からの指導では、返礼品の返礼率、こちらについては3割、もろもろのかかる経費については5割までというようなことがございまして、それを超えますと、ふるさと納税を受け入れる自治体としての資格を失うというようなこととなりますので、そこを超えないように調整しながら運用させていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 大変に丁寧な説明をいただきまして、よく分かりました。大変ありがとうございます。

いました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） まず最初に、予算大綱の予算編成の基本的な姿勢の中で、「コロナ禍による社会情勢の変化等を踏まえ、ポストコロナを見据えた事業を進めていきます」と、このように書かれております。具体的にどのような事業として予算に反映されているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

歳入の関係なのですが、6ページの款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、約16億5,064万円で、前年当初より約1億1,960万円の増額を見込んでおりますが、今年度の12月末時点で、既に約18億円の収入になっているかと思えます。また、3月末までには特別交付税が入ることも予想されるかと思えますが、こうした実績がある中で、かなり安全圏というか、16億5,000万円ということで予算計上がされておりますが、この理由といたしますか、背景についてお聞きしたいというふうに思えます。

9ページの項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金3,080万円、関連しまして、歳出の40ページになりますが、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負補交の住民税非課税世帯等臨時特別給付金3,080万円で、これは給付対象者としては、住民税非課税世帯に10万円の給付をすると、こういったことだと思うのですが、歳入での子育て世帯等特別支援事業費国庫補助金、この名称を使っていることについて、私は非常に納得できません。こんなことを言ってもしょうがないと思うのですが、こういったことについての見解がありましたら、お聞きしたいというふうに思えます。

また、次のこれから出てくる議案第12号で、一般会計補正予算（第10号）になりますが、繰越明許費として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業として7,914万円が繰越明許として提案されております。ということで、新年度になってから、非課税世帯等への10万円の給付が予定されていると思うのですが、いつ頃をめどにしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、15ページになるのですが、先ほどの四方田議員と重なる部分はないと思うのですが、ふるさと納税の関係です。前年より200万円増の800万円の計上ですが、その理由として、ウェブサイトとかポータルサイトの活用とか拡充ということではあるのですが、本当に私どもも頭が古いので、どういうことか分かりません。私どもに分かるような説明と、こういった改善というかを図ることで納税額が期待できるかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思えます。

それと、27ページになるのですが、林豊議員も質問しておりましたかと思うのですが、項1総務管理費、目7企画費の節12委託料、地域おこし協力隊委託料ということで、説明の中では1名の方が3月末で退任ということで、新年度については1名分の計上ということが説明されております。この間皆野町としては、地域おこし協力隊、累計では6名採用をしてきているかと思うのですが、最初の2名についても、そう長くないというか、1年ぐらいで退任しているかなと思います。そういったことで、他の自治体に比べて皆野町は定着率はどうか、この点を含めまして、また新たな採用、新年度については1名の予算計上なのですが、年度途中で地域おこし協力隊の採用等を考えているのかどうか、この点です。

それと、46ページの項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の節7報償費、保健事業報償金650万円の事業内容についてお聞きしたいと思います。

47ページになりますが、節18負補交の中で、不妊治療支援事業助成金241万円ということで、前年より55万円の減になっているかと思えます。この減額した理由と、また今年4月から、前菅首相の少子化対策の一

つとして肝煎りであったと思うのですが、根本的な少子化対策にはならないと思うのですが、4月からこの不妊治療の保険適用がされることになっております。そういったことで、これに対応する皆野町の特定不妊治療費助成事業、この見直しが検討されているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

56ページになるのですが、項2 林業費、目1 林業振興費、節12委託料、森林所有者等調査業務委託料242万円、具体的な業務内容についてお聞きしたいと思います。

それと、2点目なのですが、インフラ施設周辺森林整備業務委託料154万円、インフラ設備ということで、町道や林道、これらも含んだ考えなのか。また、この整備に当たっては、特定の業者というか委託先、複数になるかどうか分からないのですけれども、委託先とはどういうふう考えているのか。

3点目なのですが、その下の木材利用促進事業委託料44万円、具体的な事業内容についてお聞きしたいと思います。

同じく目1 林業振興費、節18負補交のみなものの森林整備事業補助金400万円、具体的な整備内容とどこに補助をするのかお聞きしたいと思います。

65ページになるのですが、項3 河川費、目1 河川総務費、節12普通河川敷倒木伐採除去委託料30万円の計上なのですが、前年は当初予算5万円だったかと思うのですが、普通河川というふうにはなっていますが、普通河川とはどういう位置づけなのか。それとまた、具体的な場所が予定されているのだったら、お示ししていただきたいと思います。

また、関連しまして、この間私も何回も取り上げてきているのですが、災害の危険や発生が予想されるような主要河川の倒木や流木の撤去、これらについても予算化等検討されてきたのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

91ページの給食センターの関係については、常山議員、また大澤議員からも質問がされております。建設工事設計委託料の下に、不動産鑑定委託料102万円ほど計上されているのですが、これは恐らく予定地の不動産の鑑定委託料というふうに理解します。説明、答弁はいいと思うのですが、そのように理解させていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） それでは、12番、内海議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、予算書の歳入、6ページ、地方交付税の見込額の関係でございますけれども、こちらにつきましては令和3年の交付決定額、こちらを基に積算をさせていただきました。ただ、今年度、この後、補正の8号の中でご審議いただく中でまたご説明をさせていただきたいと思うのですが、今回国の補正予算で、例年とは別に追加で交付される交付税もございます。ただ、当初の予算におきましては、これはあくまで国の補正予算で、特別に用立てられた交付税であるということで、この令和4年度の当初予算の積算からは除外をさせていただいている分がございます。

ですので、平年どおりに交付をされた交付決定の額、これに令和4年度の地方財政計画に基づきます交付税といいましょうか、国税、こちらのほうは、いわゆる法定の4税、この一定率を交付税の原資としておりますけれども、こちらが全体で、来年度は3.5%の伸びであるというようなパーセントが示されてございますので、交付決定額にそのパーセントを掛けまして、ただ100%で見込みますと、場合によってはその額が来ないということになりますと、財政運営上支障を来すおそれもございますので、割り落としを掛けまして、10%割り落として、90%の額ということで見積もらせていただきましたのが予算書に計上の

額となっております。ご了解をいただきたいと思います。

それと、15ページ、歳出のほうになりますけれども、ふるさと納税ということで、ウェブサイト、ポータルサイトということで、名称が、内容が分かりづらいとのご指摘でございまして、誠に申し訳ございません。今後につきましては、なるべくご理解いただけるような簡便な言葉遣いとさせていただきたいと思いますが、今町のほうではふるさと納税を受け付けるページというもの、場所をインターネット上に設けております。それは、専門の業者が、ふるさと納税を専用を受け付けるページでございまして、多くの方々は、そういった専用ページから各市町村を検索をして、調べて寄附をするというような流れになってございます。ですので、そういった専用サイトを町も利用させていただいております。

今現時点は、ふるさとチョイスという、かなり利用者の多いページを使っておりますけれども、来年度からさらに、皆様もお聞きになったことがあるかもしれませんが、ショッピングとかで使います楽天、この楽天という会社もふるさと納税を扱っております、そういった楽天も活用させていただくことで、なるべく多くの方に皆野町の返礼品、目につくような機会を増やしまして、当然のことながらページだけではなくて、返礼品の拡充にも取り組んだ上で、200万円の増額を見込ませていただいたものでございます。

それと、地域おこし協力隊の関係でございまして、27ページ、こちらにつきましては、来年度以降新たな採用の見込み等があるかということでございますが、現時点におきましては採用の見込みはございません。ただ、また新しい年度になりまして、新たな取組等が始まり、地域おこし協力隊の活用に必要なが生じた場合には、改めて検討させていただくことになろうかと思っております。

また、地域おこし協力隊、長く続いていないというところでもございまして、これには採用の部分、また私どものフォローの部分で至らないところがあったのかなと反省するところもございまして、また全国的に見ますと、地域おこし協力隊、定住率は6割というようなことになってございます。その辺のところは、皆野町、私ども担当の大きな反省点ということで、今後の取組をしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 12番、内海議員のご質問にお答えいたします。

予算書9ページ、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金、それと予算書40ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらの関係で、歳入の説明書欄、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金のこの名称についての見解ということでございますが、こちらの名称につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の財源が、国の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金ということでございまして、予算書の説明欄には国のこの事業名称を記載させていただいております。

それと、いつ頃をめどにというご質問でございしますが、こちらは対象者の方に、2月16日付の文書でご案内をさせていただいております。こちらの非課税世帯の給付金につきましては、確認書の発送日から3か月以内に、確認書を返送して申請をするということになってございますので、非課税世帯に対する分につきましては、5月16日までに確認書が町のほうに届いた分までということで対応を考えております。

もう一つ、非課税世帯のほかに、非課税世帯ではないのだけれども、コロナの関係で収入が減少してしまつて、非課税世帯と同程度の状況にある世帯につきましても10万円の給付金が支給されるわけですが、こちらはご本人からの申請に基づいて支給をされるといった内容でございまして、申請の期限は今年の9月30日までとなっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 12番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

予算書56ページ、款6、項2、目1、節12になります。まず最初に、委託料の森林所有者等調査業務委託242万円、その下、インフラ施設周辺森林整備業務委託料154万円、この2つにつきましては、1つの事業として考えております。その事業がインフラ施設周辺森林整備事業合計で396万円となります。この内容につきましては、町道、林道等のインフラ施設周辺の森林整備、間伐等を行うことによりまして、台風や大雪等が発生した際に、倒木によるインフラ施設への被害を防ぎ、防災体制の向上を図るというものでございます。

これは、当然町道、林道のほかに、避難所等の施設もありますので、どういう施設が対象になるかということで、来年度、関係する産業観光課、建設課、総務課等とその箇所づけをしたいと考えております。町内全体を対象といたしまして、優先順位を決めて、何年か計画で実施するようになると思いますので、その辺りの計画をつくっていききたいというふうに考えております。それに基づきまして、各年度で実施をしていくということで考えております。

それから、その下の木材利用促進事業委託料44万円でございます。これにつきましては、間伐材を活用いたしまして、職員用の名札を作製をしたいと考えております。その作製に当たりましては、サテライトオフィス、みなのLABOで作製をすることによりまして、木材利用の促進を図るとともに、みなのLABOのPRも併せて図っていききたいというふうに考えております。

それから、その下の節18みななの森林整備事業補助金400万円でございます。これにつきましては、県等の造林事業の補助事業があるのですが、なかなかこれは要件等が厳しくて対象にならないというのが現状でございます。こういった補助事業の対象にならない小規模な森林や町民の日常生活に密接に関わりがある里山など、所有者による持続的な整備が困難な森林等につきまして、森林所有者からの依頼によりまして、森林整備を実施した林業経営体に対して補助金を交付するというように考えております。

この事業につきましては、今詳細については、森林組合等にも相談をかけながら、どういう形でやったらいいかということで今調整をしているところでございます。

それから、ちょっと答弁が漏れましたが、先ほどのインフラ施設の委託先が決まっているかということですが、これにつきましては、郡内の林業事業体、森林組合ですとか木材事業者、そういったところを予定しております。

それから、この事業につきましては、森林環境譲与税を充当する予定でおります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ページ数でいきますと65ページ、河川費の12の委託料でございます。まず最初に、普通河川とはというご質問でございますけれども、これにつきましては町が管理する河川でございます。

その次の、前回令和3年の第4回定例会になろうかと思っております。内海議員さんから、同様の小河川の倒木等の撤去についてのご質問をいただいております。その後いろいろ検討をいたしまして、今回の30万円という形になってございます。

この内容につきましては、台風等で、町が管理する小河川に倒れ込んだ倒木や間伐材が暗渠等を塞いで

土砂があふれ、町道等の崩落の原因になっております。今後大雨等による二次災害を防ぐために、この事業につきましても、先ほど産業課長が申しましたように、森林環境税を活用いたしまして除去等を行います。

場所につきましては、以前の令和元年度の台風19号等で被害を及ぼしましたところ等を今後、精査しながら、優先順位をつけながら実施してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

46ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の保健事業報償金ですが、こちらは新型コロナワクチン集団接種会場に従事する医師や看護師等の報償費となります。

47ページ、不妊治療支援事業助成金につきましては、不妊治療につきましては子供が欲しいと望む方への支援として必要なものと考えております。令和4年4月から不妊治療、体外受精等になるかと思いますが、保険適用となります。ただ、今年度も3月末までに治療された方の申請は、6月30日までに申請していただくということになっておりますので、その方たちの分、また医療保険適用後も、医療費がかなり高額になることが想定されますので、その自己負担額に対しても、今後県ですとか近隣自治体の動向を見ながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ほぼ答弁いただいたと思うのですが、冒頭のポストコロナを見据えた事業を進めていきます、このように書かれているのですが、具体的にどのような事業がこれに対象となるのか、示されたら答弁いただきたいと思えます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 答弁が漏れまして大変申し訳ございませんでした。

ポストコロナとなりますと、基本的には今後いわゆる感染防止対策よりも経済の活性化に向けて、実際に動かしていくというような部分に関しましては、今予算大綱にお示ししておりますようなところもございますし、いわゆる町場の事業等の応援、こういったところが対象事業になるのかなと思えますが、もう一つのキーワードはデジタル化ということになるかと思えます。あくまでデジタル化は道具であって、目的ではございませんか。デジタルを活用することで、よりよい教育ですとかというものに取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

そうしますと、大綱の中で、まずはGIGAスクールの関係、これは1台ずつ子供たちのところにタブレットが既に用意されておりますので、今後はこれらを有効に活用した教育、これを進めていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それと、この予算書の中には出てきておりませんが、庁舎内のパソコン環境、こういったものを、今はセキュリティーの関係から2系統、3系統というふうにまたがっているものを、職員の事務効率、省力化の観点から1台にパソコンをまとめさせていただくですとか、また昨年度に引き続きまして、産業観光課のほうの予算になりますが、花火の打ち上げ等も実施をいたします。このコロナ禍において、コミュニティー、つながりが大変希薄になっているところがございますけれども、昨年実施をして、地域の方々からも、大変ありがたいというお声もいただいたということで、今年度も実施をして、地域の皆

様のつながりをつくっていききたいと、戻っていききたいというような思いで事業が実施されておるものがございます。

また、町のなんとも秩父音頭まつり、ここ2年中止になっておりますが、感染防止対策を実施した上で、環境が許すのであれば、極力実施をしたいというふうにご考えておるところでございます。

また、令和3年度、今年度整備をされておりますサテライトオフィス、これに関しましても、いわゆるポストコロナの事業の中心になるであろうというふうな施設とご考えてございます。どこにいても働ける、どこにいても学べる、都市部と地域をつなぐ拠点になろうかと思っております。まさにポストコロナの拠点施設ということで、来年度以降しっかりと活用、運用してまいりたいというふうにご考えております。

以上がポストコロナに向けた主要な事業になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

非課税世帯の給付金の関係なのですが、2月16日に対象者に案内を出して、3か月以内ということで、5月16日までに申し出された方については給付するという事になるかと思うのですが、これについては一括して給付する考えなのか、それとも五月雨的に給付するのか、どのような考えなのかお聞きしたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 12番、内海議員の再質問にお答えさせていただきます。

給付の方法ですけれども、いわゆる五月雨式といったような形で、申請を受け付けて、随時1週間ごとぐらいにまとめまして支給をしていく。こういったことで、現在も3回支給をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） もう既に非課税世帯の10万円は給付は進めていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。私は、当初予算と繰越明許の関係で、合わせた形で、新年度になってから給付するのかなというふうな理解でいたのですが、もう既に五月雨的に始めているということなののでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） はい、もう既に始めてございます。こちらの予算につきましては、補正予算の第7号で予算を措置させていただいております。その後、2月16日付の案内文書で対象の方にはご案内をさせていただいております。その後、確認書の返送が、申請が既に761件返ってきてございます。このうち662件が支給済みで、残りが、不支給が1件と残りは現在確認書の内容を確認中と、こういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 分かりました。新年度を待たず、もう既にそういうふうに対応してもらっているということで、できる限り対象者に早く給付が進むように対応を今後もしていただきたいというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊の関係なのですが、今の時点では新たな採用等考えていないということなのですが、必要が生じた場合については、採用を検討していきたいということなのですが、この間、

常山議員からも、具体的に林業等に関わる地域協力隊、そういった採用等も検討すべきではないかという  
ような意見というか要望も出されております。

また、私も常々考えているのですが、遊休農地等を利用して、都心というか町外から皆野町に来て、有  
機農業等をやりたいとか、そういった若い人も今最近出てきております。そういった将来の皆野町への定  
住を見込んだ中で、そういった事業等もぜひ、地域協力隊の事業というか、委託事業として検討する中で、  
採用等を図っていただきたいというふうに考えているのですが、そういった具体的な委託事業、例えば木  
材を使って、家具とか椅子を作ったり、そういったことをやっている方も、私も知っている方で今お  
ります。そういった方が皆野町に来て定着するかどうかは別として、そういったような木材を使った形で  
の業種というか、そういった委託なんかも検討してもよろしいのではないかなと思うのですが、常  
山議員から、この間も、そういったことの要望がなされていますが、そういった点についての考えをお聞  
きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 今現時点でなかなかお答えを申し上げづらいところはあるのですが、また  
新年度になりまして、必要に応じて検討をさせていただきたいと思っておりますが、地域おこし協力隊、  
どこの市町村も、これは全部の全国の自治体に認められているものではなくて、皆野町のように条件を不  
利地域があるだとかという部分に関して、特別に認められている制度でございまして、国のほうでも今積  
極的な活用を呼びかけているところでもございますので、町としてもよく検討をしてみたいというふ  
うに思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いずれにしましても、協力隊の目的であります、その自治体に定住なり移住を  
図るような、そういった形の採用等をぜひ積極的に今後検討していただきたいというふうに要望させて  
いただきたいとします。

それと、特定不妊治療の関係なのですが、具体的にこの4月から保険が適用になって、年齢にもありま  
すけれども、40歳未満の女性の方については、この特定不妊治療については、1人の子供ができるまでと  
いうか、1人当たり6回までこの保険が適用になるというふうになっているかと思えます。1回の保険か  
ら出るのが30万円が限度と、このようになっているかと思えます。

今現在の皆野町のこの特定不妊治療の助成については、1年に1回を限度として最高35万円の補助にな  
っているかと思えます。この特定不妊治療を受ける方は、年1回だけではなくて、年に2回、3回、そう  
いった治療を受ける方もおります。私の知っている方も、そういったことで実際経験していますので。

そうなりますと、今度は保険が適用になるということで、2回、3回治療した場合、それに対応するや  
はり町としての助成、体外受精の場合大体1回50万円ぐらいかかるというふうにならざるを得ないと思  
います。保険から30万円。自己負担をなくすというか、できる限り軽減するというのであれば、1回20万円を例えば  
皆野町としては年に2回か3回補助しますよとか、そういった検討が必要だと思っておりますが、そういった  
考えがあるかどうかお聞きしたい。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 具体的に町としての助成金額を幾らにするか、何回にするか等の検討はま  
だされておられません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひ治療される方の負担を少なくするように、例えば先ほど言ったように、皆野町としては、特定不妊治療については1回20万円、それを複数回、私は先ほど2回から3回と言いましたけれども、それができるようにぜひ検討を図っていただきたいというふうに要望させていただきます。

それと、インフラ施設の周辺森林整備事業の関係なのですが、私はこの事業を今までも、例えば町道なり林道の周辺の枯れた木が倒木で道路を塞いでしまったとか、そういったケースがあるわけですね。そういったときに、事前に周辺の枯れ木を伐採すると、そういうのを町のほうでやっていただきたいということもこの間要望していますし、具体的に個別に対応してきてもらったこともあります。そういったケースも含んでいただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

具体的にはまだ対応できるかどうかというのは、これから、今検討しているところではございますけれども、なかなか現に倒木しているものを撤去できるかということになりますと、あくまでもその所有者の管理責任というものがございます。第一に所有者の方がやっていただくというのが原則にはなりますけれども、今後この事業をやるに当たっても、箇所づけについては町のほうで行っていきますけれども、その後所有者の調査をいたしまして、所有者の同意を得て伐採をするということになります。そうした場合には、当然その伐採に当たっては、協力の範囲ということで、無償でお願いをするということで今考えておりますので、そういった意味では所有者の理解というのがまず第一になってくるかと思っております。

今後その倒木の危険がある、また倒木してあるようなものが、この事業で実施できるかどうかも含めて早急に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 生木の間伐というのも必要かと思うのですが、本当に山林等の手入れが今できなくなっている関係で、林道なりの周辺の枯れ木と申しますか、立ち枯れている木が目につくわけですね。雪なり、また台風なりになると、本当に危険な状況も予想されますので、所有者の承諾も必要かも分かりませんが、ぜひそういったところまで手を差し伸べて、危険が防げるように対策をぜひ検討していただきたいというふうに要望させていただきます。

河川敷の倒木の伐採除去の委託料、これについてはこの間何回か要望してきているのですが、そういった小河川の倒木についても対応していただけるということでありますので、今後も予算も増額する中で、ぜひ対応していただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時37分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎会議時間の延長

○議長（大澤金作議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。



#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、議案第9号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は9日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、議案第10号 令和4年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は9日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、議案第11号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は9日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

明日11日は、午前9時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎散会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時41分

## 令和4年第1回皆野町議会定例会 第3日

令和4年3月11日（金曜日）

議事日程（第3号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第12号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第8号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 皆野・長瀬下水道組合規約の変更についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第6号））の説明、質疑、討論、採決

1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第7号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第2号から同意第15号 農業委員会の委員の任命についての説明

1、同意第2号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第3号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第4号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第5号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第6号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第7号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第8号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第9号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第10号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第11号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第12号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第13号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第14号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第15号 農業委員会の委員の任命についての質疑、討論、採決

#### 1、議員提出議案の報告及び上程

1、発議第1号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書の提出についての説明、質疑、討論、採決

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、議員の辞職
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（11名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林太平	議員
4番	宮前司	議員	5番	常山知子	議員
6番	若林光雄	議員	7番	大澤金作	議員
8番	新井達男	議員	9番	林豊	議員
10番	大澤径子	議員	11番	四方田実	議員
12番	内海勝男	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 課長	白石純一	教育長	新井孝彦
総務課長	長島弘	みらい 創造課長	黒澤栄則
町民生活 課長	若林直樹	福祉課長	橋本賢伸
健康 課長	梅津順子	税務課長	太幡和也
参事兼 産業観光 課長	新井敏文	参事兼 建設課長	宮原宏一
教育次長	三橋博臣		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前8時59分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第12号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第12号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

- みらい創造課長（黒澤栄則） 議案第12号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第8号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,866万6,000円を追加し、総額を49億5,347万4,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正について定めたものでございます。

2 ページから5 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

6 ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございます。マイナンバー所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修業務委託のほか、6件について設定するものでございます。

トイレ工事4件については、いずれも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年度内に必要な部材が納入されないことによるものでございます。

また、他については、国、県による予算措置から年度末までの期間が短く、事業完了が見込めないなどの理由から設定するものでございます。

なお、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業については、後ほど承認第2号でご審議いただきまます専決処分、一般会計補正予算（第7号）にて事業費を計上しております。

7ページを御覧ください。第3表、地方債補正については、事業費の確定に基づき、限度額を減額するものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページをお開きください。まず、歳入からご説明申し上げます。なお、実績等に基づく増減につきましては、説明を省略させていただきます。

款1町税、項1町民税、目2法人、法人税割1,730万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の落ち込みが想定を下回ったことによるものでございます。

2段目、項2固定資産税、目1固定資産税、滞納繰越分1,457万2,000円の増額は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による特例徴収猶予分の納付が見込みを上回ったことによるものでございます。

下から2段目、款12地方交付税1億771万4,000円の増額は、普通交付税の追加交付によるものでございます。内訳は、臨時経済対策費分6,404万9,000円、臨時財政対策債償還基金費分4,180万3,000円、その他調整分として186万2,000円でございます。

なお、本年度の普通交付税交付額は17億5,641万4,000円でございます。

5ページを御覧ください。上段、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金450万円の増額及び下段、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金175万9,000円の増額は、いずれもワクチンの追加接種等に係るもので、補助率は10分の10でございます。

1つ戻りまして、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金4,130万円の減額は、対象世帯数の減など及び令和4年度当初予算への一部振替によるものでございます。対象世帯数の減などによる分が1,050万円、令和4年度当初予算への振替分が3,080万円でございます。

8ページを御覧ください。下から2段目、款20繰入金、項1基金繰入金、目5学校教育施設整備基金繰入金250万円の追加は、皆野小学校特別支援学級新設工事費の財源とするものでございます。なお、当該工事費については、補正予算（第5号）にて計上済みでございます。

続いて、歳出でございます。14ページを御覧ください。上段、款2総務費、項1総務管理費、目10移住定住促進費、節18負担金、補助及び交付金、子育て世帯定住促進奨励補助金250万円の増額は、申請件数の増加に伴うものでございます。

15ページを御覧ください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料、電算システム改修委託料273万3,000円の追加は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修委託料の計上によるものでございます。

17ページを御覧ください。2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費、消耗品費60万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者食料支援事業に係るものでございます。

節18負担金、補助及び交付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,130万円の減額は、歳入でご説明したとおり、対象世帯数などの減及び令和4年度当初予算への一部振替によるものでございます。

19ページを御覧ください。下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費627万5,000円の増額は、主にワクチンの追加接種等に係る経費の計上によるものでございます。

23ページを御覧ください。下段、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金、ワーケーション推進補助金300万円の増額は、ワーケーション宿泊プランの完売に伴うものでございます。

その下、テレワーク導入補助金484万4,000円の増額は、申請件数の増加に伴うものでございます。

少し飛びまして、35ページを御覧ください。上段、款10教育費、項5社会教育費、目5文化会館費、36ページに移りまして、節12委託料、文化・芸術体験事業委託料316万1,000円の皆減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止したことによるものでございます。

38ページを御覧ください。下段、款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費、節24積立金、財政調整基金積立金（積立分）2億5,796万8,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

その下、目2減債基金費、節24積立金、減債基金積立金（積立分）4,180万3,000円の追加は、歳入で説明した普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費分を積み立てるものでございます。

40ページから45ページまでが給与費明細書、46ページが地方債に関する調書でございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林です。幾つか質問させてください。

まず、14ページの上段のほうです。目10移住定住促進費の中の節12委託料、この中の地域おこし協力隊募集業務委託料の減額81万円ということなのですが、内容についてもなのですが、昨日ちょっと聞き漏らしをしてしまった関係で、関連になるかと思いますが、それらを含めてちょっとお聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊募集業務というのは、どこに委託して、どういう内容で委託しているのかということがこの項目に対する質問で、それから昨日、現状4人いた中のお一人が、いろんな個人的な理由で、今年度末をもってお辞めになるというようなことがあったものですから、その辺の事情について、もう一度簡単に説明をいただきたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 9番、林議員さんからのご質問にお答えをいたします。

私どものほうでは、みらい創造課に所属の地域おこし協力隊1名減についての経緯についてご説明をさせていただきます。減となりますのは、グルデン隊員ということになりまして、グルデン隊員から、母国カザフスタンのほうに戻りまして、改めて大学に通って学びをしたいということで申出があったことによりまして、退任ということになったものでございます。

ただ、グルデン隊員につきましては、母国カザフスタンに戻った後、またカザフスタンで、日本語を学んでいる日本語学科というのでしょうか、そういった大学にまた入るということで、今後はグルデンさんが通う学校で日本語を学びたいと思っている皆さんを皆野町につないでいく、そんな取組をぜひお願いしたいとご依頼をしております、ぜひ協力したいというようなお話もいただいております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 9番、林議員さんからのご質問にお答えいたします。

14ページの移住定住促進費の中の地域おこし協力隊募集業務委託料81万円の減額でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊募集をかけて、仮になかなか募集が見つからなかったという場合に、人材派遣会社等を通じて募集をかけるということで予定をしておりました。幸い募集につきましては、今2名の隊員がおるわけでございますけれども、これは業務委託契約で1年ごとの契約となっております。現状では、来年度も引き続き2人の隊員に業務を行っていただく予定でありますので、その募集をする見込みがなくなりましたので、今回減額ということにしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 内容について、双方一応の理解はしましたが、昨年指定して、4人の隊員の活動状況と申しますか、活動計画等を聞いたわけですが、いずれにしろ4人とも一応の期限が3年で、3年後にはそれぞれ町を去るというようなことを言っていたので、いずれにしてもここのお題目であるところの移住定住の中に入る人たちでないことははっきりしていたのではあるのですが、そのうちの女性2人、内容もよく分からない県立高校の魅力発見というのを皆野町でやるのもよく分からない。結果、一応その数字は出たけれども、それが彼女たちの成果であるかどうかという因果関係がよく分からない。何だかよく分からないうちに、1人の方が、どういう予定でおったのか分からないけれども、年度末をもって退任。あまりにも場当たりのだと思えます。

3年先のことでありますから、ある程度の予定というのは、彼らなりに持っておったと思うのです。それが、ここへ来て突然に帰ってしまうというのは、お願いしているこちら側が、あまりにも抜かっているなというふうには思わざるを得ません。あと、ほかの方々の内容においても、それぞれの計画の動き、動静を見ても、それらが移住定住に果たしてどのように関わってくるのかというのが非常に分かりにくい。

一方で、それらの人の補充要員として募集をかけるのかなと思ったら、募集というのも、どこに募集するのかということも決まっていなかったから、一応いるので、今回は見送ったということなのだろうと思えますけれども。

近隣他町を見ても、内容的にも、それから動静を見ても、皆野にはちょっと……残念なことが多いなというふうに感じますので、募集をかけるにしても、それからこれから継続で契約をしていくにしても、もう少ししっかりと先のことを見て、せっかくやるのですから、成果が上がるような形で、人選、それから成果評価をきちんとやっていかないと、ただお題目に沿ってお金を出したということになりかねません。

同様の内容を見ても、何も外から頼まなくても、町内にも同じようなことができるというような人材は結構あるのです。います。それらの人たちを置いておいて、わざわざ外から引っ張ってくる必要もないと思えます。それが移住定住につながるのだという確証があればいいのですが、どうもそれらもなさそうですから、もっとしっかりやってもらいたいと思えます。

仕方がないことでもあるかもしれませんが、何となく田舎対都会に対するコンプレックスがあるのかなというふうに感じてしまうような皆野の事業ですので、もう少し実態の成果が上がるようなことをやっていきたいなというふうに思いますし、期待していますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 歳入の関係なのですが、3ページの款12地方交付税、項1地方交付税の関係です。普通交付税が約1億771万円の増額補正で、総額として18億7,205万円ということであります。

先ほどみらい創造課長のほうから、普通交付税の増額の背景について説明がされたのですが、その中で、今年度の交付税額は17億何がしというふうに説明がされたかと思うのですが、今年2月末時点でのこの地方交付税の収入済額、どのくらいになっているのか教えていただきたいと思います。

5ページになるのですが、項2の国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の中で、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金4,130万円の減額補正、関連しまして、17ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金の4,130万円の減額補正の説明については、理解したというか、これは次に出てくる補正第7号とも関係すると思うのですが、対象者の減と令和4年度に一部振り替えるということと減額したということなのですが、こうせざるを得なかった。対象者の減というのは、ある程度理解できますが、令和4年度に一部振り替えるという、この辺、こうせざるを得ないのはどういうことなのか、私は理解できないのです。その点の説明をいただきたいと思います。

また、これは第7号のところ質問すればいいことなのですが、いずれにしても皆野町の非課税世帯対象世帯、何世帯ぐらいなのかお聞きしたいと思います。

それと、9ページなのですが、項3貸付金元利収入、目3貸付金元利収入です。節も同じです。預託金返還金460万円の内容についてお聞きしたいと思います。

それと、歳出になるのですが、14ページの項1総務管理費、目10移住定住促進費、節18負補交の子育て世帯定住促進奨励補助金250万円の増額補正ということで、申請件数の増ということなのですが、今年度のこの制度の利用件数の見込みといたしますか、あと内訳です。例えば町外から移住をしてきた世帯が何世帯とか、その辺分かりましたらお聞きしたいと思います。

23ページなのですが、項1商工費、目2商工振興費、節18負補交、1点目は、ワーケーションの推進補助金、これの補助先です。1か所なのかどうか分かりませんが、お聞きしたいと思います。

それと、2点目なのですが、テレワーク導入補助金約484万円の増額補正なのですが、今日までも2回増額補正して、総額600万円、これについては予算を取ってきているかと思うのですが、今回も申請件数の増加ということで増額補正しているのですが、申請があれば今後も切れ目なく補助する考えなのかどうか、その辺の点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（黒澤栄則） 12番、内海議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

先ほど私のほうからご説明を申し上げさせていただきました交付税の額につきましては、普通交付税の額を積み上げた額ということでご説明を申し上げてございます。今現時点、普通交付税のほうは、先ほどご説明申し上げました17億5,641万4,000円を入をしております、特別交付税につきましては、この後、3月交付分がこれから入ってくるということになりますが、現時点で4,545万円を入金してございます。ということで、今現時点、実際の入に関しては18億186万4,000円というような形になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 12番、内海議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和4年度に振り替えざるを得なかった理由についてということでございますけれども、非課税世帯等に対する給付金につきましては、この後ご審議いただきます、専決の補正予算（第7号）で事業費

1億1,800万円、事務費244万2,000円、合計1億2,044万2,000円を手当ていたしました。事業費の内訳は、住民税非課税世帯分として1,100世帯、新型コロナウイルスにより家計が急変した世帯分として80世帯、合計1,180世帯分でございます。

一方で、国からの補助金は、国の方針で、事業費の65%と事務費の全額7,914万2,000円が内示され、事業費の残り35%につきましては、3月中に確実に支払いが見込まれるものについて追加交付申請が認められることとされたため、追加の交付申請は行わないこととし、残りは令和4年度予算として計上いたしました。

それで、現在の対象世帯でございますけれども、非課税世帯分といたしまして975世帯、家計急変世帯分といたしまして100世帯を見込みまして、今回補正予算で減額をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、歳出の14ページになります。目10移住定住促進費の節18、子育て世帯等定住促進奨励補助金250万円の増額でございます。これにつきましては、申請交付済みが18件ございます。それから、申請が来ておりまして、今年度に見込まれている件数5件ございます。合計で23件を見込んでおります。さらに、最近では、家が建て終わって、全て手続が終わってから申請をする件数がありますので、そういったものも2件程度見込んで、最終的には25件分ということで見積もっております。

それから、内訳ですけれども、これは交付済みの18件についての内訳になりますが、子育て世帯が12件、新婚世帯が3件、転入者が3件になっております。

それから、23ページの款7商工費の節18負担金、ワーケーション推進補助金になります。これにつきましては、新しい生活様式となるワーケーションを推進する旅館業者等に対して補助金を交付するものでございます。

補助先につきましては、この補助金は2種類ございまして、ワーケーションの環境整備ということで、施設内にテレワーク環境ができるWi-Fiですとか机等を整備するものが対象となっております。これは、町内の4施設に対して補助をしております。これは、ヘリテージいこいの村、きりしま、満願ビレッジ、ウオーターパーク長瀬、この4施設でございます。

もう一つは、宿泊プラン造成事業に対する補助でございます。これは、1泊1万円以上の宿泊プランに対しては5,000円の補助、1万円未満の場合には3,000円の補助という形になります。これについては、5施設に対して補助をしております。先ほどの4施設に合わせましてミッションヒルズが追加されますので、5施設に補助をしております。

それから、その下のテレワーク導入補助金になります。これは、町内事業者のテレワーク導入を推進するための補助で、パソコンですとかタブレット端末、そういったものを導入した場合に補助金を交付するものでございます。これにつきましては、一応今年度の事業となっておりますので、今年度をもって一応終了ということで見込んでおります。ただ、また次のコロナ交付金等がありますので、まだ事業者のほうにそういった要望が多いようであれば、またそれについても次回の中で検討してまいりたいと考えております。

あと、歳入になります。9ページの諸収入、目3貸付金元利収入、預託金返還金460万円でございます。これにつきましては、皆野町の労働者住宅資金貸付けあっせん要綱というものがございまして、それに基

づきまして住宅取得資金の融資あっせんを行っております。その預託金の返還金なのですが、町が中央労働金庫に融資をする際に、預託を460万円しております。今回このあっせん制度につきまして見直しを行いまして、国の低金利政策や新たな融資制度が普及しておりますことに伴いまして、個人がほかに借入れしやすい環境が整ったということで、本融資制度を廃止することとしております。そうしたことから、今回この預託金460万円を返還されるというものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。1点だけ再質問したいのですが、預託金の返還金の関係なのですが、住宅資金貸付制度、これ自体を廃止するという事なのではないでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

おっしゃるとおり制度自体を廃止を考えております。これにつきましては、この利用見込みがありませんので、そういった現状を踏まえた対応になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 分かりました。最後、要望になろうかと思うのですが、地方交付税の関係です。

何で現在の収入済額をお聞きしたかということ、現時点で18億何がしという収入済額になっているかと思えます。皆野町への交付税、この額は過去最高の交付税額になっているかと思えます。20年ぶりにこの地方交付税が最高になったと。

ただ、この地方交付税については、額が高ければいいかということ、よしあしも、これは見方があろうかと思うのですが、いずれにしても2000年初め頃からの当時の小泉内閣だったと思うのですが、あと竹中平蔵、この方は財務大臣か何かやっていたか。の痛みを伴う構造改革とか三位一体改革とか等によって、地方の弱小自治体にとっては、兵糧攻めというか、地方交付税が急激に削減されてきた。それをもって平成の大合併に誘導された、この時期があったかと思えます。

皆野町においても、当時一番少なかったのが12億円前後だったというふうに思います。そういう中で、それまでの最高、2000年度の17億8,500万円が皆野町の地方交付税額だというふうに思います。今回、2021年度現時点で18億円ということですから、過去最高になったかというふうに思います。

いずれにしても、町財政にとりまして地方交付税、約35%のウエートを占める大変貴重な財源ですし、また今後も頼らざるを得ない、そういう財源だというふうに思っています。今後におきましても、ぜひきちんとというか、地方交付税が確保できるように。

いろんな見方があろうかと思うのですが、昨日の一般会計のところでも答弁をいただいているのですが、やはり国税が今増えてきているということが一番の背景にあろうかと思うのですが、その一番の理由というのは、やはり消費税が増税されてきているから、その財源が増えているということだと思っております。2019年に10%になっていますから、その影響というのがやっぱり国税の増収に大きく影響しているというふうに私は思っているのです。

いろいろなところでぜひ地方交付税の財源を増やす。消費税を増税して増やすのではなくて、法人税とか高額所得者の所得税とか、そういったところを増やす中で、この地方交付税の財源を確保すると。そのような形での働きかけというか、努力というか、そういったことも申し上げて、要望させていただきたい

と思います。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、議案第13号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第13号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ12億4,437万7,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。最上段、款4国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害臨時特例補助金59万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免による減収分を補填するものです。

上から2段目、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金116万4,000円の増額は、それぞれ一般会計からの繰出金額の見込額を変更したことによるものです。

その下の段、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金958万3,000円の減額は、財政調整基金繰入金からの繰入れを取りやめたものです。

最下段、項3雑入、目6雑入493万9,000円の増は、平成30年度、令和元年度分の県からの普通交付金の追加交付分となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。最下段から5ページにかけまして、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金84万円の減額は、今年度の交付実績に基づいたものです。

5ページ上段、項5葬祭諸費、目1葬祭費15万円の増額につきましても同様でございます。

中段、款3国民健康保険事業納付金、項1から3については、金額の増減はありませんが、保険基盤安定繰入金の決定により、歳入で増額となった部分を、一般財源だったものを特定財源として振り分けるものです。

最下段から6ページにかけまして、款6保健事業費、項1特定健診事業費143万2,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響から結果説明会を開催しなかったため、栄養士、保健師等の専門職による指導に係る報償金を減額するものです。

上から2段目、款6保健事業費、項2保健事業費、目1疾病予防費90万円の減額は、人間ドックの委託料で、実績に基づき減額するものです。

その下の段、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金482万9,000円の増額は、令和2年度の普通交付金と特別交付金のうち特定健診等負担金の精算による返還でございます。

最下段、款10予備費、項1予備費は441万7,000円の減額でございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、議案第14号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第14号 令和3年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から6,343万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億6,854万9,000円とするものでございます。

3 枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料64万6,000円の増額でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は263万6,000円の減、普通徴収保険料は328万2,000円の増額でございます。

次の款3 国庫支出金から4ページの2段目、款5 県支出金までは、令和3年度交付額の確定等による補正でございます。

4 ページの中ほど、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金は、繰入れ基準に基づき、目1 から目4まで合わせて880万6,000円を減額するものでございます。

次に、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金2,900万円の減額は、基金からの繰入額を減じるものでございます。

5 ページに移ります。歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。下段、款2 保険給付費は、それぞれのサービスの実績を勘案した支出見込みによる補正でございます。

項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費808万8,000円の減、目3 地域密着型介護サービス給付費2,301万1,000円の減、6 ページに移りまして、目5 施設介護サービス費1,555万7,000円の減でございます。

次に、7 ページ、2 段目、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費295万3,000円の減、目3 地域密着型介護予防サービス給付費443万6,000円の減でございます。

9 ページをお開きください。上段、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費1,013万8,000円の減でございます。

下段、款3 地域支援事業費、項1 目1、介護予防生活支援サービス事業費は401万7,000円の減でございます。

10 ページに移ります。中段、項2 目1、介護予防事業費370万円の減は、緊急事態宣言の発令により事業を中止や縮小したことが要因でございます。

11 ページに移ります。最下段、款7 予備費でございますが、これらを調整いたしまして814万円を増額

するものでございます。

12ページからは給与費明細書でございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、議案第15号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第15号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,338万5,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料、合わせて36万8,000円の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。上段、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金36万6,000円の減額は、保険料の減額によるものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



#### ◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第16号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



#### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、議案第16号 皆野・長瀬下水道組合規約の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 皆野・長瀬下水道組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

浄化槽法の改正に伴い、皆野・長瀬下水道組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第16号 皆野・長瀬下水道組合規約の変更について、議案内容をご説明いたします。

当議案は、浄化槽法の改正により、関連する条文の字句を改正するものでございます。

議案の2ページ目、改正条文の本文3行目を御覧ください。第3条第3号及び第14条第2項第5号の現行「浄化槽市町村整備型事業」を「公共浄化槽の設置及び管理」に改めるものでございます。

なお、第3条は共同処理する事務、第14条は経費について規定しております。

附則でございますが、この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、議案第16号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時19分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第1号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年12月14日、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案をご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

○みらい創造課長（黒澤栄則） 承認第1号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,100万円を追加し、総額を47億3,436万6,000円としたものでございます。

なお、本補正予算は、高校生以下の子供がいる子育て世帯への臨時特別給付金について、補正予算（第5号）に計上の5万円と合わせ、一括で10万円を現金給付するための経費を計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。予算に関する説明書3ページを御覧ください。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補金、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金6,100万円の増額。

4ページに移りまして、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子育て世帯への臨時特別給付金6,100万円の増額でございます。

以上、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番。

単純な話なのですが、子育て世帯への臨時特別給付金の給付件数は何件だったのですか。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 給付件数ですが、2月末現在で1,176人分です。現在申請が出てきておりまして、その数を入れますと、年度内に1,196人分支給する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、承認第1号は承認することに決定しました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度皆野町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年1月14日、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 黒澤栄則登壇〕

- みらい創造課長（黒澤栄則） 承認第2号 令和3年度皆野町一般会計補正予算（第7号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,044万2,000円を追加し、総額を48億5,480万8,000円としたものでございます。

なお、本補正予算は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及び町議会議員補欠選挙に係る経費を計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金1億2,044万2,000円の追加は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る財源として受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

次の4ページからが歳出でございます。上段、款2総務費、項4選挙費、目8町議会議員選挙費88万4,000円の追加は、町議会議員補欠選挙に係る経費の計上でございます。

2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億1,800万円の追加は、コロナ禍における住民税非課税世帯等への支援として、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。また、関連経費として、節1報酬から節12委託料まで計244万2,000円を計上しております。給付金と合わせ1億2,044万2,000円、歳入に計上の国庫補助金と同

額でございます。

5 ページを御覧ください。2 段目、款13諸支出金、項2 基金費、目1 財政調整基金費、節24積立金、財政調整基金積立金（積立分）88万4,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

6 ページからが給与費明細書でございます。

以上、令和3年度皆野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。



#### ◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、川田稔久氏の任期が令和4年9月30日をもって満了となります。つきましては、後任に新任の山口しのぶ氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意いただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。



◎同意第2号から同意第15号の説明、同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、同意第2号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

同意第2号から同意第15号までは、全て農業委員会委員の任命でありますので、提案理由の説明については一括してお願いいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号から同意第15号 農業委員会の委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の委員の任期が令和4年3月31日をもって満了することから、皆野町農業委員会の委員候補者等審査会による審査の上、峯岸栄氏、四方田克己氏、大濱英一氏、齊藤三恵子氏、浅見寿太郎氏、横田和子氏、小池幹夫氏、四方田順造氏、新井義虎氏、高橋健一氏、武内初代氏、野澤辰雄氏、葦原義人氏、長島徳治氏を任命したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより同意第2号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。



◎同意第3号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、同意第3号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定しました。



◎同意第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、同意第4号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。  
よって、同意第4号は同意することに決定しました。



◎同意第5号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第8、同意第5号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。



◎同意第6号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第9、同意第6号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は同意することに決定しました。

---

◇

◎同意第7号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、同意第7号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。

---

◇

◎同意第8号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第11、同意第8号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号は同意することに決定しました。

---

◇

◎同意第9号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第12、同意第9号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第9号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号は同意することに決定しました。



◎同意第10号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第13、同意第10号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第10号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。



◎同意第11号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第14、同意第11号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第11号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号は同意することに決定しました。



#### ◎同意第12号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第15、同意第12号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第12号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号は同意することに決定しました。



#### ◎同意第13号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第16、同意第13号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第13号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。



#### ◎同意第14号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第17、同意第14号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第14号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第14号は同意することに決定しました。



#### ◎同意第15号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第18、同意第15号 農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第15号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号は同意することに決定しました。



### ◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（大澤金作議員） 追加日程第19、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第1号の1議案でございます。



### ◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第20、発議第1号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議第1号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。発議第1号提案理由の説明を申し上げます。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

ですが、令和元年から譲与税の配分比率、総額50%を私有林人工林面積、20%を林業就業者数、30%を人口で案分しているために、森林を有し、真に森林整備を必要とする小規模市町村への配分が小さくなり、人口が集中する都市部への人口案分30%分が配分されているのが現状です。

このため、国土を守り、森林資源を守る必要がある山間地域の小規模な自治体に多くの森林環境譲与税が配分されるように国に求める意見書を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第21、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



#### ◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第22、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



#### ◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第23、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継

続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員） 暫時休憩をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） ただいま大澤径子議員から議長の手元に議員の辞職願が提出されました。

議員の辞職については、会議規則第98条第2項の規定により、議会の許可を要します。

お諮りいたします。この際、大澤径子議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第25として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、大澤径子議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第25として議題とすることに決定しました。

---

◇

◎議員の辞職

○議長（大澤金作議員） 追加日程第25、大澤径子議員の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、大澤径子議員の退場を求めます。

〔10番 大澤径子議員退場〕

○議長（大澤金作議員） 辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

大澤径子議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、大澤径子議員の議員辞職を許可することに決定しました。

大澤径子議員の復席を求めます。

〔10番 大澤径子議員入場〕

○議長（大澤金作議員） 大澤径子議員に申し上げます。

ただいま議員辞職の件は、願いのとおり許可することに決定しましたので、本席からお知らせ申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

---

◇

◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

臨時議長 林 太 平

議長 大 澤 金 作

前議長 若 林 光 雄

署名議員 四 方 田 実

署名議員 内 海 勝 男